

平成十八年度監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事、広島県教育委員会及び広島県公安委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

平成十九年十二月六日

広島県監査委員	山	正	博
同	芝		清
同	高	義	則
同	加	和	正
	賀	美	

【知事】

1 会計管理局（監査年月日：平成18年8月2日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>県の公金等の収納情報の電磁的データを作成するため指定金融機関と電磁的データ作成業務委託契約を締結しているが、この委託業務の履行において、受託業者が当該日分の電磁的記録媒体と既に処理した前々日のものを取り違えて納入し、県の電子計算システムに二重に取り込む事故が発生した。委託契約において、県は受託業者から納入された電磁的記録媒体の内容の検査確認を速やかに行うこととしているが、この検査確認を実施していなかったことが事故の原因の一つとして挙げられる。</p> <p>今回の事案は直ちに更正の処理がなされ実害は発生していないが、今後このような事故が二度と発生しないよう早急に改善策を講じられたい。</p> <p>また、この委託契約においては、受託業者が業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県の承諾を必要としているが、受託業者は、県の承諾を得ることなく、当該業者が全額出資している別法人に業務を再委託していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>○ 電磁的記録媒体（磁気テープ）の取り違えを防止するため、平成18年10月17日処理分から次のとおりの改善策を講じた。</p> <p>① 受託業者においては、磁気テープにラベルを貼付し、作成日を記載して責任者が確認・押印したうえで県に納品する手続きに改めた。また、県から返却された処理済の磁気テープは、磁気データの消去処理を終えるまで金庫内の保管庫で厳重に保管することとした。</p> <p>② 県においては、ラベルに記載された作成日を確認して磁気テープを受理するとともに、磁気テープの内容を確認したうえで、県の電子計算システムに取り込むことを徹底した。</p> <p>③ システム面においては、二重の取り込みを防止するために、同じ内容の磁気テープが処理された場合には、エラーが表示される機能を追加した。</p> <p>○ 委託契約において、再委託先は、受託業者の管理監督のもと業務を確実に実施することができること、個人情報保護の体制が整っていること、再委託することにより委託業務が円滑かつ効率的に実施できること等が確認されたため、再委託の承諾を求める書類を提出させ、平成18年10月19日付けで再委託を承諾した。</p> <p>今後とも再委託を行う場合は、県の承諾を得て行うことを徹底する。</p>

2 総務部（監査年月日：平成18年7月20日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容																				
<p>次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="209 1509 676 1581">区 分</th> <th data-bbox="676 1509 968 1581">長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]</th> <th data-bbox="968 1509 1260 1581">参考 前回監査時 (平成17年7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="209 1581 676 1632">県報販売代金（文書法制室）</td> <td data-bbox="676 1581 968 1632">3 法人 75,600 円</td> <td data-bbox="968 1581 1260 1632">3 法人 75,600 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1632 676 1706">県報販売代金未納に係る延納利息（文書法制室）</td> <td data-bbox="676 1632 968 1706">1 法人 4,276 円</td> <td data-bbox="968 1632 1260 1706">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1706 676 1780">行政文書の開示に係る複写料（行政管理室）</td> <td data-bbox="676 1706 968 1780">1 人 20 円</td> <td data-bbox="968 1706 1260 1780">1 人 20 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1780 676 1854">元警察官の恩給過払いに係る戻入金（福利室）</td> <td data-bbox="676 1780 968 1854">1 人 580,800 円</td> <td data-bbox="968 1780 1260 1854">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1854 676 1910">広報誌購読料（広報室）</td> <td data-bbox="676 1854 968 1910">1 人 1,700 円</td> <td data-bbox="968 1854 1260 1910">—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成17年7月)	県報販売代金（文書法制室）	3 法人 75,600 円	3 法人 75,600 円	県報販売代金未納に係る延納利息（文書法制室）	1 法人 4,276 円	—	行政文書の開示に係る複写料（行政管理室）	1 人 20 円	1 人 20 円	元警察官の恩給過払いに係る戻入金（福利室）	1 人 580,800 円	—	広報誌購読料（広報室）	1 人 1,700 円	—			
区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成17年7月)																			
県報販売代金（文書法制室）	3 法人 75,600 円	3 法人 75,600 円																			
県報販売代金未納に係る延納利息（文書法制室）	1 法人 4,276 円	—																			
行政文書の開示に係る複写料（行政管理室）	1 人 20 円	1 人 20 円																			
元警察官の恩給過払いに係る戻入金（福利室）	1 人 580,800 円	—																			
広報誌購読料（広報室）	1 人 1,700 円	—																			

- ・県報販売代金
- ・県報販売代金未納に係る延納利息

1 徴収促進の状況

次のとおり早期徴収に努めたが、3法人とも未だ収納が確認できていない。

(1) 定期的な督促等

債務者である3法人は、いずれも実体がないため、法人の代表者の住所地あてに3か月に1回程度督促状を送付した。また、このうちの1法人について、督促のため法人の代表者の住所を訪問した。

(2) 今後の対応

法的措置については、徴収費用が滞納額を上回る可能性が高い等の理由から、現在のところ予定していないが、今後も関係機関との連携を図りつつ、粘り強く督促を行う等徴収努力を続ける。

2 滞納発生の未然防止策

(1) 平成18年度は、購読料の徴収方式を後納方式から前納方式に変更するとともに、購読期間の自動更新制を廃止し、毎年購読継続の申込みをさせる購読期間更新制を設けた。また、購読申込みから購読中止までの一連の手続をすべて書面によって行うこととした。

(2) 平成19年度は、印刷物による県報の発行を廃止し、県のホームページへの掲載による発行方式に改めたことに伴い、県報の購読制度を廃止したことから、今後は、新たな滞納は発生しないこととなる。

- ・行政文書の開示に係る複写料
(行政管理室)

平成18年10月18日に行政文書開示請求者から開示決定文書の写しの交付が不要である旨の意思表示及び納入通知書の返還があったため、調定を取消した。

(行政情報室)

行政文書の開示に係る複写料の長期未納防止のため、実施機関に次のことを指導している。

複写料が納期限内に納付されない場合は、開示請求者に写しを受領する意思があるかどうかを確認し、受領する意思がある場合は納付させ、受領する意思がない場合は減額調定する。

- ・元警察官の恩給過払いに係る戻入金

監査時の未済金額は580,800円であったが、以後、2ヶ月ごとに20,000円ずつ納付され、現在の未済金額は480,800円となっている(平成19年4月時点)。

返済については、確約書により2ヶ月ごとに20,000円ずつの返済を履行させており、当室から納付時期(2ヵ月ごとの初旬)に定期的に通知を行い、完納させるよう努める。

収入未済金発生の未然防止については、これまで、受給者が受給に係る異動事由を生じた場合の届出(受給者死亡における異動事由の場合は、遺族による届出)や、年に一度実施する「受給権調査」により、恩給受給者の死亡等確認を行い、過払い発生の防止に努めていた。

	<p>現在は、住民基本台帳ネットワークシステムを活用し、年4回の支給期ごとに受給者の死亡等確認を行い、過払い発生の防止に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌購読料 未納者に対して、今後も自宅訪問するなどして、引き続き納入を呼びかける。 <p>なお、新たな未納の発生を防ぐため平成18年12月以降、広報誌（すこぶる広島）の購読料は事前徴収に変更した。</p>
--	---

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>ア 平成17年度末の県債残高は2兆189億円余と前年度に比べ572億円余増加し、経済対策前の平成3年度末の約3.3倍となっており、公債費負担比率は19.8%となっている。</p> <p>また、財政収支見通しによると、平成19年度からの23年度までの財源不足額は、平成19年度に600億円台に拡大し、その後、同程度で推移する見込みである。</p> <p>このような状況の中で、財政健全化に向け、事業の再構築や投資的経費の削減などに取り組んでいるが、例えば、実質公債費比率など経営指標による数値目標や償還能力に対応した県債残高の限度額を設定するなど、持続可能な財政運営に資する数値目標を設定した上で、全職員一丸となって財政健全化に取り組む必要がある。</p> <p>また、新規の県債発行に当たっては、ゼロ金利解除により、今後、金利上昇が見込まれることから、後年度負担をできるだけ抑制するよう、計画的な発行に努めるとともに、より有利な発行条件となるよう不断に発行方法の見直しを行っていただきたい。</p>	<p>将来の公債費の負担を考えると、県債残高の増加に歯止めを掛ける必要があることから、第二次中期財政運営方針においては、「プライマリーバランスの早期黒字化」を一つの大きな目標として掲げ、これまで投資的経費の計画的な削減による県債発行の抑制などに努めてきた。</p> <p>その成果として、平成19年度当初予算ではプライマリーバランスの黒字化を実現した。</p> <p>しかしながら、決算段階においては、年度途中の災害対策や、翌年度の当初予算編成に必要な基金の確保など、県債を追加発行せざるを得ない状況があり、未だプライマリーバランスの黒字化を達成する状況に至っておらず、県債残高の増加に歯止めが掛かっていない現状にある。</p> <p>このため、平成18年12月に策定した財政健全化に向けた「新たな具体化方策」の着実な実施により、計画的な発行に努めるなど、県債発行の抑制を図って参りたい。</p> <p>また、平成19年度から資金管理の高度化・効率化を図り、資金調達・運用等の一元的な管理を行うために、財政室に「資金管理監」を設置したところであり、県債の発行方法についても、より有利な発行条件となるよう外部の金融専門家の助言を受けながら、多角的に検討を進めていく。</p>
<p>イ 県公金のうち歳計現金等の運用は出納長室が、基金（現金）の運用は財政室が、「広島県公金管理連絡会議」において定める基本方針に基づいて、それぞれ運用方針を定め行っているところであるが、いずれも県の公金であることから安全で確実かつ有利な管理、運用が求められている。</p> <p>また、ゼロ金利解除等により、今後、金利の上昇が予想されることなどから、市場動向を見極めつつ、より有利な資金運用、効率的な資金管理が求められている。</p> <p>このため、県公金を可能な限り一元的に運用・管理する体制の構築や専門的職員を育成するとともに、県債など資金の調達と歳計現金や基金などの運用の両面をコーディネートする金融専門職員の設置などを検討する必要がある。</p> <p>併せて、出資法人など関係団体との間における効率的な資金の運用や調達についても検討していただきたい。</p>	<p>資金管理の高度化・効率化については、資金運用に限らず、資金調達コストの抑制策など、関係者で今後の取り組み方策について検討を行ってきたところである。</p> <p>また、平成17年度には三菱東京UFJ銀行に、平成18年度には地方債協会に、それぞれ職員を派遣し、人材の育成にも努めてきたところである。</p> <p>平成19年度においては、これまでの検討を踏まえ、資金管理業務について、民間委託によるCFO機能と導入し、資金管理の高度化・効率化を図るとともに、資金調達・運用等の一元的な管理を行うため、財政室に「資金管理監」を設置したところである。</p> <p>今後は、資金管理の多角的な検討を行うなかで、出資法人間の資金運用等についても検討して参りたい。</p>

<p>ウ 県税以外の収入未済のうち高等学校使用料（授業料）については、徴収努力により大幅に減少しているが、収入未済の総額は依然として多額である。</p> <p>収入未済への対応については、できる限り統一的な取扱いが求められるが、現在は、それぞれの担当室（課）で行っていることからその取組に差異が見受けられる。</p> <p>このため、収入未済の回収方法や法的措置の方法、法的措置後の対応方法などを指導・助言する担当部署の明確化を図り、全庁を挙げて収入未済の解消に努める必要がある。</p>	<p>使用料等の滞納金について、民間（サービサー）が持つ債権回収ノウハウを活用し、一層の徴収促進と滞納発生の未然防止を図るため、平成19年4月に新たに税務室に「債権回収指導担当」を設置し、収入未済の回収方法や法的措置の方法、法的措置後の対応方法などを指導・助言する担当部署の明確化を図った。（行政管理室）</p> <p>「債権回収指導担当」では、各債権所管部局と連携して、今後、全庁的に、滞納債権の縮減・整理に集中的に取り組むとともに、回収技術の向上等債権管理回収体制の強化を進めることとする。</p> <p>なお、対策の検討・実施に当たっては、外部の専門家（サービサー）の客観的なアドバイスを受けるなど、民間ノウハウの集約や活用を図ることとしている。</p> <p>また、取組みの総合的な推進を図るため、会長を副知事とし、各部長等からなる債権管理会議を設置することとしたところである。（税務室）</p>						
<p>エ 公共工事のコスト削減の取組は、「広島県公共工事コスト削減推進本部」の事務局がある土木部が中心となって行っているが、その取組状況に部局間で差異が見受けられ、全庁的なものとなっていない状況がある。</p> <p>このため、土木部が指導力を発揮できるよう、その権限や責任等を明確にするとともに、各部のコスト意識を高め、全庁的な取組とする必要がある。</p>	<p>広島県公共工事コスト削減推進本部を通じて他部の公共工事のコスト削減の取組状況等を確認した上で、土木部等の取組みが各部に浸透するよう検討して参りたい。</p>						
<p>オ 公用の携帯電話については、各所属において契約・支払事務を行っており、全体を把握する担当部署については明確になっていない。</p> <p>このため、県庁における携帯電話の実態は把握されておらず、各携帯電話会社において企画をされている様々な大口向け割引制度が利用できない状態となっている。</p> <p>現在、本庁、地方機関を含めた県庁全体の携帯電話は千台程度と推計されるが、スケールメリットを活かした割引制度を利用することにより、年間数百万円程度のコスト削減が見込まれる。</p> <p>今後、出納長室と連携し、公用の携帯電話の担当部署を明確にし、公用の携帯電話の本庁、地方機関全体の実態を把握した上で、コスト削減の観点からスケールメリットを活かした割引制度が受けられるよう検討を行うとともに、事務の軽減の観点から集中支払事務ができないかについても検討を行う必要がある。</p>	<p>平成18年10月、知事部局、公営企業部、議会事務局及び教育委員会（学校を除く。）の携帯電話の台数調査を実施した。</p> <p>調査の結果、全体で月額15万円程度の削減が見込まれるため、割引制度の適用台数に達している携帯電話（対象台数：231台）について、携帯電話会社と割引制度（「一括請求サービス」）の契約を締結し、平成19年5月請求分から割引が適用されている。</p> <p>また、集中支払事務については、固定電話と異なり年度途中で台数の増減があることにより、事務の軽減が見込まれないことや、現状のままでスケールメリットが得られるため実施していない。</p> <p>（割引内容）</p> <table border="0"> <tr> <td>○ 基本使用料</td> <td>23%（101台以上）</td> </tr> <tr> <td>○ 通話料</td> <td>月額100万円以下の場合 15%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>月額100万円超の場合 20%</td> </tr> </table>	○ 基本使用料	23%（101台以上）	○ 通話料	月額100万円以下の場合 15%		月額100万円超の場合 20%
○ 基本使用料	23%（101台以上）						
○ 通話料	月額100万円以下の場合 15%						
	月額100万円超の場合 20%						
<p>カ 一般競争入札の公告方法については、県報への掲載のほか、掲示によることも認められているが、地方機関において、公告を機関の掲示板に掲示することにより行い、結果として、入札参加者が1者しかいない事例があった。</p> <p>一般競争入札の公告については、例えばホームページにも掲載するなど、競争性がより高まるような公告方法を検討する必要がある。</p>	<p>一般競争入札事務処理要領を作成し、平成19年1月1日以降実施する委託・役務業務の一般競争入札の公告は、全て、「県ホームページへの掲載」及び「構内掲示板等への掲示」により行うこととした。</p>						

<p>キ 今年度、契約全般（建設工事を除く。）に係る企画・指導等を行う総括部署を設置し、コスト削減、競争性の確保などの観点から全庁的な入札・契約制度の見直しを行うこととしているが、各機関における契約の実態を十分に分析した上で、より実効性のある制度見直しを行う必要がある。</p> <p>また、これまで統一基準がなかった庁舎管理業務委託について、共通仕様や積算基準等を作成し、全庁的に適用することとしているが、これらの基準についてより実勢を反映したものとするとともに、より競争性が発揮できるよう各機関を指導する必要がある。</p>	<p>契約事務の見直しについては、実態調査に基づき、委託契約について、当面、1者随意契約によらざるを得ないと認めるもの以外は、予定価格100万円を超える契約は「競争入札」へ、100万円以下の契約は「複数見積随契」へ移行することとし、個々の契約ごとに見直し方針を定め、平成18年11月14日付けで各部局に通知し、見直しを行った。</p> <p>庁舎管理業務委託については、標準仕様及び積算基準等を定めた施設管理業務委託事務処理要綱を作成し、平成18年12月15日付けで各部局に通知するとともに、説明会を開催し、周知・徹底を図った。</p>
<p>ク 地方自治法改正により、長期継続契約が締結できる契約の対象範囲が拡大され、運用が開始されているところであるが、長期継続契約に対する取組実績を見ると、部局間で差異が見受けられる。</p> <p>また、長期継続契約を締結した案件を見ると、長期継続契約の締結による経済性の発揮がなされていないものも見受けられる。</p> <p>長期継続契約の締結により、事務の円滑な遂行や、長期の契約による割引、相手方の技術の蓄積による業務の効率化、サービスの質の向上等の経済的、質的に有利な契約の実現が期待できるものであることから、各部局の取組状況を把握するとともに、契約種類別の有効性等を検証、評価し、その結果を踏まえ、契約事務において、より業務の合理化と経済性の追求が行われるよう、全庁的な指導を継続的に行う必要がある。</p>	<p>長期継続契約については、実態調査に基づき、長期継続契約に移行すべき委託契約については全て移行することとし、個々の契約ごとに見直し方針を定め、平成18年11月14日付けで各部局に通知し、見直しを行った。</p>
<p>ケ 職員公舎について、平成18年2月に「県職員公舎見直し計画」を策定し、統廃合等に取り組んでいるところであるが、本年4月現在の職員公舎の入居率は、知事部局（財産管理室所管分）は73.7%、教育委員会は58.5%、警察本部は90.7%となっているなど、依然として部局間のアンバランスは解消されておらず、また、公有財産として十分に効率的な活用がされているとは言えない状況にある。</p> <p>このため、総務部が中心となって、定期的に職員公舎の入居状況などについて情報の共有化を図るとともに、所管換えや廃止など、職員公舎の有効活用に向けてさらに積極的に取り組む必要がある。</p>	<p>職員公舎の有効活用については、公舎見直し計画を策定・実施中であるが、これに基づき平成16年度から17年度末までに、公舎・独身寮計173戸について用途廃止を行った。平成18年度からは見直し計画に記載されていない個別の公舎の整理・縮小に取り組み、33戸を用途廃止し公舎集約や県警への移管等により有効活用を図っている。</p> <p>今後とも、県警や教委等と連携を図りながら、個別の公舎の状況により統廃合と有効活用を進めていきたい。</p>

<p>コ 平成 17 年度の公用車の稼働率は本庁が約 60%、地域事務所が約 53%にとどまっている。</p> <p>このため、公用車の共同管理の一層の促進や市町への事務移譲等による業務量の変化を踏まえた、更なる削減を検討する必要がある。</p> <p>また、地域事務所以外の地方機関においても稼働率が低い機関があることから、各機関に配置されている公用車の利用状況を個別に確認し、配置の必要性について検討する必要がある。</p>	<p>公用車の配置・使用の見直しについては、平成 18 年 1 月 7 日付け総務部長他 3 部長連名通知「地域事務所における公用車の配置・使用の見直しについて」に基づき、</p> <p>① 平成 17 年度稼働実績に基づき、平成 16 年度削減計画の予想稼働率（60%）を目安に、執行体制や業務内容を勘案のうえ、各部ごとに引き続き配置・使用の見直しを行う。</p> <p>② 関係各部署は、地域事務所における配置・使用等の見直しが円滑に進めるよう、連携・協力を努める。</p> <p>③ 19 年度以降も、前年度稼働実績を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行う。</p> <p>以上の基本方針により、見直しを進めたところである。</p> <p>また、単独地方機関についても、地域、業務の実態を踏まえ、関係各部署が配置の見直しを進めた。</p> <p>その結果、知事部局全体で平成 18 年末までに 76 台の削減を行なった。</p> <p>なお、平成 18 年度の稼働率は 52.7%であり、平成 16 年度の削減計画における予想稼働率（60%）を目安に引き続き見直しを行い、配置台数の適正化及び効率的な利用の推進を図る。</p>
<p>サ 県税については、ほぼ全ての税目において前年度の収入率を上回っているが、平成 17 年度の収入未済額は 86 億 2749 万円余となっている。</p> <p>このうち 46.1%を占める個人県民税の徴収に当たっては、本年度から、「広島県地方税徴収対策推進協議会」の設立による市町との連携強化や、個人住民税併任徴収を開始するなど、積極的に取り組んでいるところであるが、三位一体改革による市町への税源移譲が来年度から実施されることなどを踏まえ、効率的な徴収体制の検討と的確な徴収対策の実施に努める必要がある。</p> <p>また、収入率が 80%台となっている個人事業税については、昨年度も述べたところであるが、収入率が依然改善されていないことから、早急にその原因を分析し、効果的な徴収に取り組む必要がある。</p>	<p>1 収入未済額の縮減及び個人県民税の徴収対策について</p> <p>県財政の根幹である県税の収入確保に向け、各地域事務所税務局において債権を中心とした滞納処分を積極的に実施する等により収入未済額の縮減に努めており、一定の成果は現れていると考えている。</p> <p>また、個人県民税については、三位一体改革による税源移譲が平成 19 年度から実施され調定額が大幅に増加することを踏まえ、平成 18 年度から住民税徴収対策の強化に努め、併任徴収では既に一定の成果も得ているところであり、平成 19 年度はさらなる強化を図ることとしている。</p> <p>今後とも広島県地方税徴収対策推進協議会の場を活用することなどにより各市町との連携を強化し、効果的、効率的な徴収対策の実施を図る。</p> <p>2 個人事業税の徴収対策について</p> <p>収入率が低い要因の一つとして、滞納整理着手の遅れがあると考えられることから、平成 18 年度は個人事業税を重点税目に指定し、滞納整理統括班を中心に進行管理の徹底を図り、組織的な滞納整理を行うとともに集中催告や財産調査及び差押強化月間などの年間スケジュールを設定して収入率の改善に努めたところである。</p> <p>また、特に滞納となる割合の高い随時賦課分について、課税段階で課税課から情報提供を受けることとし、滞納となった場合、早期に滞納整理に着手できるよう努めた。</p> <p>平成 19 年度においても引き続き個人事業税を重点税目に指定し収入率の向上を図ることとしている。</p>

<p>シ 「広島県出資法人指導・調整要綱」において、県出資法人の所管部長は、一般の閲覧に供するため、知事が指定した法人の事業報告書や計算書類等の資料を行政情報コーナーに備えることとされているが、決算終了後2か月以上を経過しても更新されていないものがあつた。遅滞なく資料の更新を行い、最新の情報を提供する必要がある。</p> <p>また、出資比率 1/4 以上又は1億円以上の出資法人において、業務や財務等経営に関する情報をホームページで公開しているのは一部の法人に限られていることから、特段の理由がない限り経営に関する情報をホームページに掲載し、経営の透明性の向上と情報化社会に対応した法人運営を図るよう、出資法人を指導すべきである。</p> <p>なお、県出資法人の指導監督を総括する総務部においては、経営に関する情報の公開について各部を指導していただきたい。</p> <p>また、経営に関する情報のホームページでの公開について、指導基準を明確にしていきたい。</p>	<p>事業報告書や計算書類等の資料を行政情報コーナーに備えることについては、平成18年9月28日付け総務部長通知において、法人から決算等の報告を受けた場合には速やかに資料の更新を行うなど、適正な管理を行うことを、また、県出資法人が経営状況等の情報を公開するに当たっては、インターネットを活用するなど、情報化社会に対応した積極的な公開を行うよう指導・助言することを各部長に通知した。</p> <p>また、「広島県出資法人指導・調整要綱」を改正し、行政情報コーナーに備える対象法人を明確にするとともに、事業報告書等について、県のホームページで公開することとした。</p>
<p>ス 「知事の所管に属する公益法人の設立許可等審査基準及び運営に関する監督基準」では、県は公益法人を監督する立場にあり、県職員が監事に就任することは必ずしも適当でない場合もあることから、県職員の監事の就任についてはできる限り抑制するとの方針が示されているが、県職員が監事に就任している出資法人が相当数ある。</p> <p>公益法人等の監事は、会計や業務の執行状況を監査することにより、法人の業務の適正化を図るための機関であることから、出資比率 1/4 以上の公益法人等の監事については、中立性を確保できると認められる者が就任することとし、一層法人の経営の透明性の向上を図るとともに、監事のうち1名は公認会計士等会計の専門家が就任し、会計の正確性、信頼性を確保する必要がある。</p> <p>また、平成20年度に予定されている公益法人の制度改革では、負債額が200億円以上の法人に会計監査人の設置が義務付けられ、その他の法人でも設置が可能とされていることから、県出資法人の指導監督を総括する総務部においては、これらを考慮の上、公益法人等の運営の透明性を一層向上させるための方策について検討し、各部を指導する必要がある。</p>	<p>県出資法人の経営の透明性を一層向上させるための方策については、今後、詳細が示される公益法人制度改革の具体的な内容を考慮するとともに、事務事業総点検の結果を踏まえた県出資法人の見直しに併せて、その方向性を検討して参りたい。</p>
<p>セ 「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」において、基本財産の管理運用は元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られる方法で行うこととされているが、出資法人の中には、基本財産や剰余金の運用を、高金利を理由に運用期間が30年の外国債で行っている法人もある。</p> <p>県出資法人の指導監督を総括する総務部においては、出資法人の資金の確実な運用に資するため、資金運用のガイドラインを作成し、各部を指導する必要がある。</p>	<p>平成19年度から県の資金管理の高度化・効率化を図り、資金調達・運用等の一元的な管理を行うために、財政室に「資金管理監」を設置したところであり、今後、資金管理の多角的な検討を行うなかで、県出資法人の資金運用等についても、検討して参りたい。</p>

3 政策企画部（監査年月日：平成18年7月20日）

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>ア 政策企画部の地方機関において、平成17年度の公用車の稼働率が低い機関がある。</p> <p>このため、各機関に配置されている公用車の利用状況を個別に確認し、配置の必要性について検討する必要がある。</p>	<p>平成18年11月に稼働率調査(対象期間:H18.4~H18.10)を行い、各機関の状況を確認の上、稼働率の上昇が見込まれない公用車の削減を検討した。</p> <p>その結果、地方機関全体で、配置台数は平成19年4月1日現在58台となり、平成18年4月1日現在の64台から6台削減した。また、稼働率についても、平成18年度においては51.2%となり、平成17年度の45.4%から5.8%上昇した。</p> <p>しかしながら、個別に見た場合稼働率の低い機関もあることから、業務内容や地域性を勘案しながら、今後も引き続き配置の必要性を検討していく。</p>
<p>イ 試験研究機関の研究課題については、テーマの選定に当たっては事前評価を、また、成果の検証に当たっては中間評価及び事後評価を、学識経験者等から構成される「研究開発推進協議会」において実施している。</p> <p>事後評価は研究が終了した翌年度に実施しているが、研究成果は、企業等に移転・活用されてこそ効果があるといえるものであることから、過去の研究の成果がどのように活用されているか調査及び評価を行うとともに、その結果を今後の研究課題の選定に活かす必要がある。</p>	<p>平成18年度に、試行的に追跡評価を実施した。評価対象は、研究終了後3年を経過した研究課題（平成14年度終了課題）とし、評価結果は、平成19年5月に県庁ホームページで公表したところである。</p> <p>試行の結果を踏まえ、今年度から本格的な追跡調査を実施し、県民に対する説明責任を果たすとともに、研究開発の企画・立案機能の強化及び成果移転の効率的な推進に活かしていきたいと考えている。</p>

4 地域振興部（監査年月日：平成18年7月13日）

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>ア 出資比率1/4以上又は1億円以上の出資法人において、業務や財務等経営に関する情報をホームページで公開しているのは一部の法人に限られていることから、特段の理由がない限り経営に関する情報をホームページに掲載し、経営の透明性の向上と情報化社会に対応した法人運営を図るよう、出資法人を指導すべきである。</p>	<p>意見を踏まえ、経営に関する情報をホームページで公開することを指導し、現在、法人において公開に向けた準備を進めている。</p> <p>なお、広島県出資法人指導・調整要綱が改正され、平成19年7月から県のホームページにおいて、県出資法人の経営に関する情報が公開される予定である。</p>
<p>イ 交流・定住促進対策事業は、少子高齢化時代の到来、団塊の世代の定年退職などを社会的な背景として、都市と農山漁村との交流や団塊の世代をはじめとした定住促進等により、人口の維持・確保を目指そうとするもので、ロングステイ型観光促進事業や大都市圏に居住する広島県出身者に対する交流・定住に対するアンケート調査などが実施されている。</p> <p>今後、平成18年5月に設置された「広島県交流・定住促進協議会」等を有効に活用し、県内の各種団体や全市町の協力体制を構築するとともに、具体的な目標の設定とその評価により着実に事業を実施する必要がある。</p>	<p>「広島県交流・定住促進協議会」において、3回の協議会及び11回のワーキング会議を開催し、交流・定住促進施策の基本方針や具体的取組みをとりまとめたところである。これにより、各種フェアへの出展、「空き家バンク」の設置、大都市圏等における相談窓口の設置など、広報活動や誘致活動に、構成団体が連携・協力して、積極的に取り組んでいる。</p> <p>また、具体的な数値目標の設定については、広島県人口移動統計調査に基づく本県全体の移動者数が、平成16年から平成18年の3年平均で、約2,000人の転出超過となっていることから、当面、この転出超過の解消を努力目標として、交流・定住対策に取り組んで参りたい。</p> <p>なお、現在、人口移動状況について、年齢別、理由別に分析をしており、今後、この分析結果を踏まえ、効果的・効率的な対策等を検討して参りたい。</p>

5 県民生活部（監査年月日：平成18年7月26日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>広島県総合行政通信網保守業務委託において、既済部分の出来高確認は、受託者からの申請に基づき行うこととなっているが、受託者から書面による申請を受けず、別途提出された業務実施報告書により確認を行っていた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>また、業務実施報告書が仕様書に定められた期限までに提出されてない場合が多いことから、期限までに提出するよう、受託者を指導する必要がある。</p>	<p>既済部分の出来高確認は、平成18年度分については、申請の様式（業務委託出来高確認申請書）を定めて受託者に提示し、書面により申請を提出させた。</p> <p>今年度分から、申請の様式（業務委託出来高確認申請書）を発注仕様書に織り込むなど、適正な事務処理に努めている。</p> <p>また、業務実施報告書については、受託者に対し、期限までに提出するよう指導した結果、監査後の平成18年6月分以降は期限を過ぎての提出はなかった。今後も、受託者と適宜連絡をとり、期限までに提出するよう指導していく。</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>ア 県民生活部の地方機関において、平成17年度の公用車の稼働率が低い機関がある。</p> <p>このため、各機関に配置されている公用車の利用状況を個別に確認し、配置の必要性について検討する必要がある。</p>	<p>ア 県立広島大学において、公用車の配置の必要性について検討を行い、平成18年度に1台廃止した。</p> <p>また、県立広島大学の独立行政法人化に伴い、各キャンパスの業務や実習計画に支障が生じないように、当面、現行の公用車を法人に無償譲渡したが、利用状況等を踏まえて、引き続き更なる削減を検討するよう、法人を指導している。</p>
<p>イ 出資比率1/4以上又は1億円以上の出資法人において、業務や財務等経営に関する情報をホームページで公開しているのは一部の法人に限られていることから、特段の理由がない限り経営に関する情報をホームページに掲載し、経営の透明性の向上と情報化社会に対応した法人運営を図るよう、出資法人を指導すべきである。</p>	<p>イ 平成18年10月に、財団法人広島県女性会議に対し、経営に関する情報をホームページに掲載するよう指導した。その結果、平成18年11月には、経営に関する情報がホームページに掲載された。</p>

6 環境部（監査年月日：平成18年7月26日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容							
次の歳入において、長期末納（滞納繰越分）のものがあつた。徴収促進に努められたい。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="220 338 708 412">区 分</th> <th data-bbox="708 338 1038 412">長期末納（滞納繰越分） 〔監査時現在確認分〕</th> <th data-bbox="1038 338 1356 412">参考 前回監査時 （平成17年7月）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="220 412 708 488">浄化槽設置状況調査業務委託の契約解除に係る違約金（循環型社会推進室）</td> <td data-bbox="708 412 1038 488">1人 1,554,000円</td> <td data-bbox="1038 412 1356 488">1人 1,554,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期末納（滞納繰越分） 〔監査時現在確認分〕	参考 前回監査時 （平成17年7月）	浄化槽設置状況調査業務委託の契約解除に係る違約金（循環型社会推進室）	1人 1,554,000円	1人 1,554,000円		
区 分	長期末納（滞納繰越分） 〔監査時現在確認分〕	参考 前回監査時 （平成17年7月）						
浄化槽設置状況調査業務委託の契約解除に係る違約金（循環型社会推進室）	1人 1,554,000円	1人 1,554,000円						
	<p>債務者（法人）は休業状態で事業再開の見込がない休眠状態となっている。また、差し押さえる財産も無い。</p> <p>よって、地方自治法施行令第171条の5に基づき徴収停止を行う。</p> <p>【参考】地方自治法施行令 第七十一条の五 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。</p> <p>一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。</p> <p>二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。</p> <p>三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。</p>							

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容	
<p>ア 浄化槽の設置届出等に関する事務は、平成16年11月に策定された「分権改革推進計画」において、平成21年度までに市町に移譲することとなっている。</p> <p>事務の移譲には、浄化槽の設置者の住所・氏名、設置場所等が記載された浄化槽台帳が必要であることから、設置実態等が未確認となっている浄化槽について、早急に実態把握を行い、浄化槽台帳の精度の向上を図る必要がある。</p> <p>また、浄化槽設置者が年1回受検する必要がある法定検査については、制度の周知徹底に努める必要がある。</p>	<p>浄化槽台帳の整備は、保守点検業者からの報告等の活用により、精度向上を図った。</p> <p>また、市町への権限移譲に合わせ、浄化槽台帳の精度を向上した上で、市町に順次移譲している。</p> <p>法定検査については、県作成のチラシを市町や保守点検業者等の協力を得て、全戸に配布し、周知している。また、県及び市町の広報誌に掲載するなどいろいろな媒体を活用し、周知している。</p> <p>さらに、移譲事務の適正な執行等、市町環境行政の諸課題に対応するため、平成19年度から設置した「環境行政総合調整会議（構成：県・市町）」において「浄化槽部会」を設け、浄化槽法に基づく法定検査の受検指導や台帳整備の支援等を行っている。</p>	

<p>イ 出資比率 1/4 以上又は 1 億円以上の出資法人において、業務や財務等経営に関する情報をホームページで公開しているのは一部の法人に限られていることから、特段の理由がない限り経営に関する情報をホームページに掲載し、経営の透明性の向上と情報化社会に対応した法人運営を図るよう、出資法人を指導すべきである。</p>	<p>経営に関する情報をホームページで公開していなかった環境部所管の 3 法人（財）もみのき森林公園協会、（財）中央森林公園協会、福山リサイクル発電（株）を指導し、3 法人とも平成 18 年 9 月末までに公開した。</p> <p>また、福山リサイクル発電（株）においては、平成 19 年度から会社法の規定に基づき、電子公告を行うこととしており、更なる経営の透明性の向上と情報化社会に対応した法人運営を図っている。</p>
--	---

(監査年月日：平成 18 年 6 月 6 日)

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>ア 指定管理者制度をより効果的に運用するためには、指定管理者による業務の執行を適正に評価することが不可欠と考えられる。このため、評価に当たっては、利用者の評価等を含めた評価の項目・視点等についての基準や評価方法を定める必要がある。</p> <p>なお、利用者アンケートは、指定管理者において実施されているが、公の施設の設置目的は、単に収益を上げることのみでなく、幅広い人々の利用に供するものであることから、県においても苦情や要望等の利用者のニーズを的確に把握し、施設の改善や指定管理者の指導等に生かしていただきたい。</p>	<p>指定管理者から提出された事業報告書の精査や、県と指定管理者及び地元市町とで構成する連絡調整会議において、公募時の審査基準を評価の項目・視点として施設の運営状況を確認している。</p> <p>社会を取り巻く様々な環境が変化する中で、自然公園施設の効率的かつ適切な管理のあり方が求められており、今年度、公園利用実態・意識調査を実施するとともに、学識経験者などの有識者からなる「県立自然公園等施設あり方検討会」を設置している。これらを踏まえ、今後の施設改善や指定管理者の指導を行うこととしている。</p>
<p>イ 施設、設備等の一件 30 万円以上の修繕及び県が設置した備品の更新に係る費用は県の負担を基本とし、修繕等の必要性が高いものについて予算措置されている。しかし、自然災害等により緊急に修繕を要する事案が発生した場合等において、県に予算措置がされるまで修繕ができないまま放置されていたり、指定管理者が修繕等の費用を負担している状況があった。このような状況は、施設の効用を損ね利用者に対するサービスの低下や指定管理者の経営を圧迫する要因となることも考えられるため、災害等緊急時に対応できる方法について早急に関係部と共に検討する必要がある。</p>	<p>指定管理者に対し施設の設置者としての責任を果たしていく観点から、自然災害等により緊急に対処しなければ、施設の運営に支障が生じる修繕等に関しては、応急復旧等の修繕として、県において緊急に対応できるよう、予算の確保に努めている。</p>

7 福祉保健部（監査年月日：平成18年7月21日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容			
次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがたつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。				
区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 （平成17年7月）	
児童扶養手当に係る戻入金及び返還金（こども家庭支援室）	96人	25,364,505円	109人	29,933,974円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入（こども家庭支援室）	4人	1,442,239円	5人	1,588,639円
看護師等修学資金貸付金償還金（医務看護室）	3人	662,000円	4人	994,000円
特定疾患医療費負担金（保健対策室）	2人	70,646円	—	—
原爆被爆者諸手当に係る戻入金及び返還金（被爆者・毒ガス障害者対策室）	4人	355,710円	4人	387,420円
高齢者住宅整備資金貸付金元利収入（地域福祉室）	15人	6,868,455円	16人	7,434,125円
高齢者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息（地域福祉室）	31人	13,532,087円	34人	13,189,747円
介護福祉士修学資金貸付金償還金（地域福祉室）	1人	302,715円	4人	1,309,715円
介護福祉士修学資金に係る違約金及び延納利息（地域福祉室）	2人	154,300円	2人	75,700円
障害者住宅整備資金貸付金償還金元利収入（障害者支援室）	30人	34,115,808円	33人	34,723,373円
障害者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息（障害者支援室）	35人	10,072,900円	33人	5,551,900円
心身障害者扶養共済事業負担金（障害者支援室）	318人	30,180,260円	316人	30,144,500円
心身障害者扶養共済年金に係る戻入金及び返還金（障害者支援室）	2人	620,000円	1人	100,000円
身体障害者リハビリテーションセンター使用料（障害者支援室）	1人	27,100円	1人	27,100円
	<p>長期未納（滞納繰越分）のものについて、次のとおり取組みを行った。</p> <p>○児童扶養手当に係る戻入金及び返還金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額 人員88名 金額22,344,732円 ・基準日までに全額納入を行った人員・金額 人員8名 金額1,730,770円 ・基準日現在の分割納入中の人員・金額 人員30名 金額1,289,003円 <p>児童扶養手当について、滞納者に対し、文書・電話督促、訪問による納入指導を行った。今後も引き続き、生活状況に応じた定期的継続的な納入指導を行う。</p>			

○寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入

- ・平成19年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額
人員3名 金額1,399,156円
- ・基準日までに全額納入を行った人員・金額
人員1名 金額10,083円
- ・基準日現在の分割納入中の人員・金額
人員1名 金額33,000円

寡婦福祉資金については、借受人等に対し、文書・電話督促、訪問による納入指導を行った結果、分割納入中の1名が完納した。

今後も、引き続き、借受人等に対し、文書、訪問等による納入指導を行う。

○看護師等修学資金貸付金償還金

- ・平成19年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額
人員2名 金額656,000円
- ・基準日までに全額納入を行った人員・金額
人員1名 金額6,000円

看護師等修学資金貸付金については、次のとおり、債権管理マニュアルに従い滞納者への督促を続けている。

- ・本人への督促（平均月1回文書又は電話、不在の場合は留守電に伝言）
- ・連帯保証人への連絡（納入が途切れている場合）
- ・生活状況上、3か月に一度の返還方法では返還額が高額になり支払が困難という場合等には、返還額を少額にして返還に応じるなど、少額でも継続して返還するよう促している。

その結果、未納者1名について完納しており、今後も引き続き徴収促進と発生の未然防止に努める。

○特定疾患医療費負担金

- ・平成19年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額
人員2名 金額70,646円

特定疾患医療費負担金については、2、3か月に1回程度、文書による督促を行っている。

引き続き文書又は電話による督促を定期的に行うとともに、一度に納付できない場合は、分割納入について指導するなど、早期納入を促す。

○原爆被爆者諸手当に係る戻入金及び返還金

- ・平成19年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額
人員4名 金額319,710円
- ・基準日現在の分割納入中の人員・金額
人員3名 金額36,000円

原爆被爆者諸手当については、既存の未納債権の縮減を図るため、次のとおり未納者への納付指導を続けている。

- ・本人への電話督促（日中に限らず夜間にも行い、不在の場合は留守電に伝言）
- ・戸別訪問による、生活・経済的実態に即した分割納付等計画的な納付指導
- ・督促文書（分割による納入計画指導後）

結果、未納額は、355,710円から319,710円に減額となっている。

また、新たな債権発生の防止を図るため、原爆手当の窓口である市町に対し、戸籍部門との連携により、手当受給者の死亡等の異動把握に努めるよう、再度、協力要請を行った。

○高齢者住宅整備資金貸付金元利収入

- ・平成19年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額
人員9名 金額4,056,685円
- ・基準日までに全額納入を行った人員・金額
人員6名 金額2,725,770円
- ・基準日現在の分割納入中の人員・金額
人員5名 金額86,000円

○高齢者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息

- ・平成19年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額
人員30名 金額12,712,117円
- ・基準日までに全額納入を行った人員・金額
人員1名 金額373,600円
- ・基準日現在の分割納入中の人員・金額
人員23名 金額446,370円

高齢者住宅整備資金については、督促状の送付、電話督促、個別訪問を行った結果、基準日までに7名（元利収入2,725,770円、延納利息493,600円）の全額納入があった。

今後も引き続き、所在・相続状況等の把握の徹底、戸別訪問の随時実施などにより滞納者へ督促を行い、滞納の解消に努める。

○介護福祉士修学資金貸付金償還金

- ・平成19年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額
人員1名 金額211,715円
- ・基準日現在の分割納入中の人員・金額
人員1名 金額91,000円

○介護福祉士修学資金に係る違約金及び延納利息

- ・平成19年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額
人員1名 金額117,300円
- ・基準日までに全額納入を行った人員・金額
人員1名 金額37,000円

介護福祉士修学資金については、基準日までに、1名37,000円の全額納入があった。

引き続き、滞納者の状況に合わせ、随時連絡をとり納入を促す。

○障害者住宅整備資金貸付金元利収入

- ・平成19年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額
人員30名 金額32,856,953円
- ・基準日現在の分割納入中の人員・金額
人員17名 金額1,258,855円

○障害者住宅整備資金貸付金に係る違約金及び延納利息

- ・平成19年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額
人員35名 金額10,022,900円
- ・基準日現在の分割納入中の人員・金額
人員1名 金額50,000円

障害者住宅整備資金貸付金については、平成18年10月と平成19年2月を徴収促進強化月間として、督促状の送付、電話督促、個別訪問等を実施した。基準日現在、分割納入者18名（元利収入1,159,358円、延納利息50,000円）が分割納入した。

今後も引き続き、所在・相続状況等の把握の徹底、個別訪問の随時実施などにより滞納者へ督促を行い、滞納の解消に努める。

○心身障害者扶養共済事業負担金

- ・平成19年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額
人員228名 金額28,045,110円
- ・基準日までに行った不納欠損処分の人員・金額
人員90名 金額2,135,150円

○心身障害者扶養共済年金に係る戻入金及び返還金

- ・平成19年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額
人員2名 金額620,000円

心身障害者扶養共済年金については、時効期限が到来し、債務者の死亡・所在不明により、徴収や時効の援用が見込まれない債権について、平成18年12月定例会で債権放棄し、平成19年3月31日付けで不納欠損処分を行った。

引き続き定期的に督促を行うとともに、口座振替の拡大を図るとともに、時効期限が到来し、債務者の死亡・所在不明により、今後、徴収や時効の援用が見込まれない債権について、不納欠損処分を行う。

○身体障害者リハビリテーションセンター使用料

- ・平成19年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額
人員0名 金額0円
- ・基準日までに行った不納欠損処分の人員・金額
人員0名 金額27,100円

身体障害者リハビリテーションセンター使用料については、時効（3年）が到来しているため、平成18年12月定例会で債権放棄し、平成19年3月31日付けで不納欠損処分を行った。

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>ア 福祉保健部の地方機関において、平成17年度の公用車の稼働率が低い機関がある。</p> <p>このため、各機関に配置されている公用車の利用状況を個別に確認し、配置の必要性について検討する必要がある。</p>	<p>ア 公用車の稼働率が低い地方機関については、危機管理体制の確保等により、配置の必要性が認められるものを除き、配置台数の見直しを行い一台削減を図ったところである。</p> <p>今後も公用車の配置の必要性について、地域・業務の実態を踏まえ、引き続き検討を行うとともに、相互利用の促進を一層図るなど適正な配置に努める。</p>
<p>イ 母子福祉資金の収入未済については、法的措置ガイドラインの策定等の対策が講じられているが、なお、収入未済額は増加している。</p> <p>このため、法的措置による債権回収その他の措置を積極的に講じることにより、収入未済の縮減を図る必要がある。</p> <p>また、権限移譲が進み、生活保護や児童扶養手当、特別障害者手当の業務は、認定や支給などの事務が市町に移された結果、広島以外の地域事務所では、収入未済の管理を主に行っているが、これら債権の回収に当たっては、市町との連携が不可欠である。</p> <p>このため、情報共有など市町の福祉部門との連携を積極的に行うなどにより、収入未済の効率的な縮減を図る必要がある。</p>	<p>イ 母子福祉資金の法的措置による債権回収については、「母子寡婦福祉資金貸付金の回収に係る法的措置実行ガイドライン」に基づき、長期悪質滞納者に対して、催告等の措置を進めているところである。</p> <p>また、市町への権限移譲が進み、引き続き県において収入未済の管理を行っている事務については、次のとおり取り組んでいる。</p> <p>【生活保護に係る債権管理】</p> <p>生活保護に係る債権回収については、権限移譲後においても引き続き地域事務所において管理され、世帯訪問や夜間の電話督促等の方法により回収に努めているところである。特に、移譲後も生活保護を受給している者については、実施機関である市町と連携を図るよう努めている。</p> <p>【児童扶養手当に係る債権管理】</p> <p>児童扶養手当の債権回収については、引き続き、受給者となっている者について、市町の同担当者と連携して、市町における窓口業務の際に、納入指導を行うとともに、現況届提出の際の生活維持確認の情報を提供してもらい、納入指導や訪問指導の際に活用することとする。</p> <p>【特別障害者手当に係る債権管理】</p> <p>特別障害者手当に係る債権回収については、債務者の生活状況も踏まえ、分割納入等により債権回収に努めているところである。引き続き、収入未済の効率的な縮減を図るため、手当事務担当者会議等を活用し、債務者の生活実態等の把握など、市町への協力を要請して参りたい。</p>
<p>ウ 「広島県出資法人指導・調整要綱」において、県出資法人の所管部長は、一般の閲覧に供するため、知事が指定した法人の事業報告書や計算書類等の資料を行政情報コーナーに備えることとされているが、決算終了後2か月以上を経過しても更新されていないものがあつた。遅滞なく資料の更新を行い、最新の情報を提供する必要がある。</p> <p>また、出資比率1/4以上又は1億円以上の出資法人において、業務や財務等経営に関する情報をホームページで公開しているのは一部の法人に限られていることから、特段の理由がない限り経営に関する情報をホームページに掲載し、経営の透明性の向上と情報化社会に対応した法人運営を図るよう、出資法人を指導すべきである。</p>	<p>ウ 福祉保健部所管の出資法人においては、行政情報コーナーへ供する事業報告書や計算書類等の資料の更新を速やかに行っている。</p> <p>また、業務や財務等経営に関する情報について、ホームページ上未公開の法人に対しては、ホームページへの掲載を指導するなど、情報公開制度の適切な整備・運用が行われるよう各出資法人の指導・支援に努めている。</p> <p>なお、今年度中には、福祉保健部所管のすべての法人において、経営に関する情報をホームページに掲載する予定である。</p>

<p>エ 病院事業においては、平成17年度から平成21年度までを計画期間とする「広島県病院事業経営計画」に基づく経営健全化に向けた取組を進めており、計画初年度の平成17年度においては、病床利用率の向上や平均在院日数の短縮などを通じた収益力の向上において、一定の成果を上げている。</p> <p>しかし、平成17年度決算における収益的収支や資金収支は、同計画の収支見通しを下回るなど、病院事業経営は、引き続き厳しい状況にあるため、経営健全化に向けた取組をより一層推進する必要がある。</p> <p>なお、同計画では、瀬戸田病院及び神石三和病院の地元移管の推進が目標として掲げられており、これに向けた取組が進められているところであるが、今後とも、移管の実現に向け積極的に取り組んでいただきたい。</p>	<p>エ 経営健全化に向けては、広島病院において診療報酬の有利な7対1看護体制を導入したところであり、今後も病床利用率の向上や平均在院日数の適正化などによる収益力の向上及び一層の費用節減など、現計画の着実な実施に向けて引き続き取り組んでいく。</p> <p>瀬戸田病院及び神石三和病院の地元移管については、実現に向け、引き続き積極的に取り組む。</p> <p>なお、瀬戸田病院については、昨年10月から11月にかけて移管先の公募を行ったところであり、複数の事業主体から応募が寄せられた。</p> <p>今後、地域医療確保の観点から事業計画の実現性等について審査会において検討を行い、移管先を選定する。</p> <p>神石三和病院については、神石高原町が設置した「神石三和病院対策協議会」において、本年3月に「地域医療の拠点として病院が不可欠であり、今後、具体的な検討を行うための専門機関を設置して更に議論を深める必要がある。」との意見書が採択されている。</p> <p>今後は同専門機関の協議にも関与しながら、早期に地元町との具体的な方向性の合意形成を図る。</p>
---	---

8 商工労働部（監査年月日：平成18年7月25日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容	
<p>ア 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>		
<p>区 分</p>	<p>長期未納（滞納繰越分） [監査時現在確認分]</p>	<p>参考 前回監査時 (平成17年7月)</p>
<p>高度化資金に係る貸付金元利収入 (商工金融室)</p>	<p>14件 1,674,951,388円</p>	<p>15件 1,659,438,725円</p>
<p>設備近代化資金に係る貸付金元利収入 (商工金融室)</p>	<p>21件 82,121,267円</p>	<p>24件 89,678,911円</p>
<p>設備近代化資金に係る違約金及び延納利息 (商工金融室)</p>	<p>14件 10,941,547円</p>	<p>12件 7,954,847円</p>
<p>行政財産使用料 (商工労働総務室)</p>	<p>1件 1,669,680円</p>	<p>—</p>
	<p>高度化資金及び設備近代化資金について</p> <p>1 高度化資金</p> <p>(1) 滞納発生の未然防止</p> <p>償還に不安のある貸付先に対しては、訪問や決算書類により組合状況を把握し、早期に的確な指導・助言を行えるよう努めている。</p> <p>また、償還期限に約定どおりの償還が困難な貸付先に対しては、事後助言を実施し、将来的に回復の見込みがあると認められる場合には、一部償還猶予を行っている。</p> <p>(2) 延滞債権の回収</p> <p>延滞債権について、事業継続中の組合等は民間債権管理回収業者（サービサー）に業務委託を行っており、分割償還額の増額に向けて、操業状態や償還能力に応じた回収方針を立てて取組んでいる。</p> <p>倒産貸付先に対しては、平成19年度からサービサー委託を行っており、連帯保証人の資産状況の調査、抵当権実行等について、実情に応じた回収を行うこととしている。</p> <p>2 設備近代化資金</p> <p>平成18年度までは、回収事務委託先であった（財）ひろしま産業技術振興機構と連携して連帯保証人との折衝、資産調査を行っていたが、法的措置を含めた、より効果的な債権回収を進めるため、平成19年度から委託先をサービサーへ変更している。</p> <p>【収入未済の状況】（平成19年4月末現在）</p> <p>1 高度化資金に係る貸付金元利収入（13件） 1,620,852,910円（△54,098,478円）</p> <p>2 設備近代化資金に係る貸付金元利収入（20件） 81,281,267円（△840,000円）</p> <p>3 設備近代化資金に係る違約金及び延納利息（14件） 10,916,547円（△25,000円）</p>	

	<p>行政財産使用料について</p> <p>債務者への訪問及び電話により、使用料の適切な納付を指導した。</p> <p>その結果、平成 17 年度使用料の未納分については完納となった。(平成 18 年 11 月 30 日収納)</p>
<p>イ 広島検査場警備業務委託契約において、毎月、書面による業務完了届を受けて履行確認することとしているが、異常がある場合を除き業務完了届の提出を受けず、口頭報告により履行を確認していた。適正な事務処理に努められたい。(計量検定室)</p>	<p>指摘後は、書面による業務完了届の提出を受けて履行確認をし、適正な事務処理に努めている。</p>

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>ア 商工労働部の地方機関において、平成 17 年度の公用車の稼働率が低い機関がある。</p> <p>このため、各機関に配置されている公用車の利用状況を個別に確認し、配置の必要性について検討する必要がある。</p>	<p>各機関に配置されている公用車について、引続き、適正な配置について検討していく。</p>
<p>イ 「広島県出資法人・調整要綱」において、県出資法人の所管部長は、一般の閲覧に供するため、知事が指定した法人の事業報告書や計算書類等の資料を行政情報コーナーに備えることとされているが、決算終了後 2 か月以上を経過しても更新されていないものがあつた。遅滞なく資料の更新を行い、最新の情報を提供する必要がある。</p> <p>また、出資比率 1 / 4 以上又は 1 億円以上の出資法人において、業務や財務等経営に関する情報をホームページで公開しているのは一部の法人に限られていることから、特段の理由がない限り経営に関する情報をホームページに掲載し、経営の透明性の向上と情報化社会に対応した法人運営を図るよう、出資法人を指導すべきである。</p>	<p>行政情報コーナーに備えることとされている知事が指定した法人の事業報告や計算書類等の資料について、速やかに更新した。</p> <p>今後も遅滞なく資料を更新し、最新の情報を提供できるよう努めていく。</p> <p>また、出資比率 1 / 4 以上又は 1 億円以上の出資法人においても、業務や財務や財政等経営に関する情報をホームページに掲載し、経営の透明性の向上と情報化社会に対応した法人運営を図るよう働きかけていく。</p>

9 農林水産部（監査年月日：平成18年7月27日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容	
次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。		
区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成17年7月)
農業改良資金貸付金元利収入（農業経営室）	11人・法人 69,155,497円	11人・法人 105,602,168円
農業改良資金貸付金に係る違約金及び延納利息（農業経営室）	17人・法人 32,350,701円	17人・法人 28,342,477円
沿岸漁業改善資金貸付金元利収入（漁業調整室）	4人 2,021,000円	2人 840,000円
沿岸漁業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息（漁業調整室）	3人 5,299,236円	3人 5,299,236円
林業・木材産業改善資金貸付金元利収入（林業振興室）	4人・法人 5,137,089円	5人・法人 4,077,539円
林業・木材産業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息（林業振興室）	11人・法人 8,692,993円	9人 5,542,118円
新規就農者育成資金貸付金に係る違約金及び延納利息（農業経営室）	1法人 8,189,515円	1法人 8,189,515円
森林簿調整業務委託の契約解除に係る違約金及び延納利息（林業振興室）	1法人 603,750円	1法人 603,750円
牛海綿状脳症検査体制緊急整備事業に係る戻入金（畜産振興室）	1法人 4,077,802円	1法人 4,197,802円
<p>【農業改良資金貸付金元利収入，農業改良資金貸付金に係る違約金及び延納利息】</p> <p>ア 長期未納（滞納繰越分）に係る徴収促進等</p> <p>長期未納案件については，広島県農業改良資金債権回収事務取扱要領に基づき，関係機関との連携のもと，分割納入による償還を促進するとともに，償還に応じないものについては，法的措置を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元金に係るもの 11件 <p>個別の状況に応じた分割納付指導により分割納入中のものが4件，返済が行われないため，連帯保証人への弁済請求を行った上で法的措置を実施したものが5件（うち1件は，判決確定により強制執行，2件は和解による分割納付を履行中，1件は和解条項の履行完了，残る1件は判決確定により強制執行の手續中）</p> <p>なお，和解条項に基づく履行完了後の残債権や債務者全員が破産した2件については債権放棄を行った。（債権放棄額：13,998,507円）</p>		

- ・違約金に係るもの 17件

元金と同様の対応を基本としている。(事務取扱要領に基づき、延滞元金への充当を優先)

なお、和解条項に基づく履行完了後の残債権や債務者全員が破産した2件(元金の債権放棄と同一の債務者)については債権放棄を行った。

(債権放棄額：359,776円)

イ 滞納の未然防止等

借受者に対する技術・経営指導を通じ経営の健全化を図ることで滞納発生の未然防止に努めるとともに、新たに滞納が発生した場合には、初期段階での迅速な対応を行うことで、滞納の長期化防止に努める。

(平成19年5月15日現在の状況)

- ・農業改良資金貸付金元利収入

8人・法人 48,872,990円

- ・農業改良資金貸付金に係る違約金及び延納利息

15人・法人 31,315,143円

【沿岸漁業改善資金貸付金元利収入、沿岸漁業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息について】

広島県沿岸漁業改善資金債権回収事務処理要領に基づき、関係機関と連携して回収事務を行うとともに、債務者の情報を入手することにより延滞発生の未然防止に努めている。

貸付金元利収入未納者4名のうち、3名については、分割納入により元金をすべて回収、残り1名については、随時督促等を行い、分割納入による償還指導を行っている。

違約金未納者3名のうち、貸付金元利収入未納者1名については、違約金に先立って貸付金元利収入の債権確保を図っている。残りの違約金未納者2名については、元金が返済済であるため、引き続き、借受者及び連帯保証人に対して償還指導を行い、未納金の早期回収に努める。

(平成19年5月15日現在の状況)

- ・沿岸漁業改善資金貸付金元利収入

1人 520,000円

- ・沿岸漁業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息

3人 5,299,236円

【林業・木材産業改善資金貸付金元利収入、林業・木材産業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息】

広島県林業・木材産業改善資金債権回収事務取扱要領(平成6年1月24日制定)に基づき、地域事務所や森林組合等との連携のもと迅速な債権回収に努めている。

元金に係る長期未納案件については、個別の状況に応じた分割指導等を行うとともに、違約金に係る長期未納案件についても分割納入額の増額等の交渉を進めている。

今後においても、関係機関との連携のもと未納者及び連帯保証人に対して随時、電話、文書等による督促や償還指導等を行い、未納金の早期回収に努めるとともに、未納金の発生防止に努めることとする。

(平成19年5月11日現在の状況)

- ・林業・木材産業改善資金貸付金元利収入

4人・法人 4,007,014円

- ・林業・木材産業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息

11人・法人 8,175,763円

【新規就農者育成資金貸付金に係る違約金及び延滞利息】
平成19年3月29日に完済。

【森林簿調整業務委託の契約解除に係る違約金及び延滞利息】
当該歳入は、営業不振による事業活動休止のため、業務実施が不可能となった受託者から、契約書に基づき違約金を徴収するものである。

受託者については、事務所ビルが閉鎖後売却され、事業活動が完全に休止している。

また、費用がかかることから、破産手続きは行っておらず、平成16年5月10日以降、商法で定める役員変更登記が行われていない等休眠状態にある。

平成16年度以降、会社経営者に対し、文書及び電話により納入の督促とともに、分納についての働きかけを行っており、今後も引き続き、定期的面談や電話等により、債権の回収に努める。

(参考)

受託者の資産状況 (平成18年6月15日)

- ・資産総額：0円
- ・負債総額：70,000千円

【牛海綿状脳症検査体制緊急整備事業に係る戻入金】

現在、月々一定額の分納返済中であるが、毎月督促状を発するとともに、平成19年3月に債務者と面談をし、継続した償還指導を行っている。

今後も引き続き、工事請負契約担当部局（総務部財産管理室）と連携の上、文書や面談による督促を実施することにより、債権の回収を行う。

(平成19年5月15日現在の状況)

1法人 3,977,802円

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>ア 落札率と工事成績等の状況が県のホームページで公表されているが、その内容を見ると、落札結果の概要や説明、分析・評価などの記載はなく、現状では十分なものとは言えない状況にあり、県民に対する説明責任を果たすため、公表内容を工夫・改善する必要がある。</p> <p>また、県のホームページから当該落札率などの情報にアクセスしにくい状況にあるため、簡単にアクセスできるよう改善する必要がある。</p> <p>なお、併せて記者発表を行うことも検討していただきたい。</p>	<p>ア 平成17年度から農林水産部発注工事の落札状況を、県のホームページに掲載している。</p> <p>また、平成18年度から工事成績等についても、県のホームページに掲載することとした。</p> <p>平成19年度からは、同一のホームページにおいて公表を行っている土木部と連携し、表やグラフについての説明や落札率の傾向等の説明を記載するなど、落札結果の概要や説明などの公表内容の工夫・改善を行っていく。</p> <p>また、県のホームページから当該情報へのアクセスについては、新着情報に掲載するなどの改善を図ることとする。</p> <p>なお、記者発表については、引き続き検討する。</p>
<p>イ 農林水産部の地方機関において、平成17年度の公用車の稼働率が低い機関がある。</p> <p>このため、各機関に配置されている公用車の利用状況を個別に確認し、配置の必要性について検討する必要がある。</p>	<p>イ 地方機関、本庁機関及び農林局を含む農林水産部全体において、平成17年度実績を基に、平成19年度の稼働率が60%を超えるように公用車の配置の見直しを行い、平成18年度末までに19台の庁用車の削減を行った。(H19.4.1現在 246台)</p>

平成19年度においても、平成18年度の稼働実績及び各機関の実情も踏まえて、稼働率が60%を超えるように引き続き公用車の配置について見直しを行う。

【参考】平成18年度実績

農林水産部全体	52.8%
本庁機関	47.8%
農林局	53.7%
地方機関全体	51.1%
西部農業技術指導所	40.2%
同所芸北駐在	55.0%
東部農業技術指導所	61.2%
北部農業技術指導所	43.7%
農業技術大学校	55.7%
森林環境づくり支援センター	66.3%

ウ 「広島県出資法人指導・調整要綱」において、県出資法人の所管部長は、一般の閲覧に供するため、知事が指定した法人の事業報告書や計算書類等の資料を行政情報コーナーに備えることとされているが、決算終了後2か月以上を経過しても更新されていないものがあつた。遅滞なく資料の更新を行い、最新の情報を提供する必要があつた。

また、出資比率1/4以上又は1億円以上の出資法人において、業務や財務等経営に関する情報をホームページで公開しているのは一部の法人に限られていることから、特段の理由がない限り経営に関する情報をホームページに掲載し、経営の透明性の向上と情報化社会に対応した法人運営を図るよう、出資法人を指導すべきである。

ウ
1 事業報告書や計算書類等の資料の行政情報コーナーへの備え付けについて

平成17年度分については、更新済み。
平成18年度分についても、遅滞なく更新する。

2 業務や財務等経営に関する情報のホームページでの公開について

(1) (財) 広島県農林振興センター

平成18年11月に財務等経営に関する情報を既存のホームページに追加した。

(2) (社) 広島県野菜価格安定資金協会

平成18年12月に、(財) 公益法人協会が運営する「公益法人情報公開共同サイト」に公開した。

(3) (社) 広島県果実生産出荷安定基金協会

平成18年度事業報告書等を今年9月を目途に公開予定である。

(4) (社) 広島県山行苗木残苗補償協会、広島県農業信用基金協会及び広島県漁業信用基金協会

引き続き、業務内容や経営状況を積極的に公開するよう指導・助言に努める。

エ 県が基本金500万円を全額出捐している財団法人広島県農林振興センターについては、平成17年12月に実施した監査の結果、平成15年度及び平成16年度決算に誤りがあることが判明した。その誤りの生じた原因は、当該センターの内部統制や監事機能が十分に機能していなかったためと考えられる。

また、工事請負契約において、競争入札が可

エ (財) 広島県農林振興センターの内部統制や監事機能の発揮について、平成18年6月22日に農林水産部長名で是正措置を講ずるよう通知した。

これを受けてセンターは、公益法人会計の高度な知識を有する実務経験者を平成18年7月24日付けで採用し、会計処理に関する体制の充実強化と職員の専門性向上のため、会計事務の研修や予算管理業務の指導・助言など、具体的な取組を行った。

<p>能な場合であっても随意契約を行っているものが見受けられた。</p> <p>農林水産部として、当該センターの事務処理が適正に行われるよう指導を適切に行う必要がある。</p>	<p>なお、年度決算の誤りなどについては実務経験者を交え、精査結果を平成18年10月25日付けで監査委員事務局長へ提出するとともに、12月に理事会に諮り、承認を得た。</p> <p>また、工事請負契約における随意契約については、平成18年12月1日付けで範囲を限定するよう規定を改正し、契約における透明性、公平性等の向上を図った。</p>
<p>オ 広島県の農業は、1戸当たりの経営耕地面積が1ha未満の規模のものが8割弱を占め、零細な生産構造となっている。また、新規就農者の減少などに伴って基幹的農業従事者の75%が65歳以上となるなど、農業集落の過疎化、高齢化が急速に進行しており、集落の機能維持が困難な地域も見受けられる。</p> <p>このため、農地の集団化、投資の削減、作業の分業化、経営の多角化などを図る集落農場型農業生産法人化を進め、自立した農業経営を図ることがとりわけ重要である。</p> <p>平成12年3月に策定され、平成18年3月に見直された「広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」においては、集落農場型農業生産法人の平成27年度までの設立目標数が410法人とされているが、平成17年度末現在の設立実績は74法人にとどまっており、平成16年度及び平成17年度の設立実績もそれぞれ一桁台であることから、目標を達成するためには、より一層重点的に取り組む必要がある。</p> <p>※「基幹的農業従事者」</p> <p>自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、普段の主な状態が「主に仕事（農業）」である者。〔農家関係の統計用語〕</p>	<p>オ 平成18年3月に見直した広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画において、集落農場型農業生産法人の設立目標（410法人）達成時期を平成27年度としたが、高齢化等による農業生産力の弱体化が加速度的に進んでいることや、農業構造改革の推進に対し、ベースとなる担い手確保が急がれることなどから平成18年度から平成20年度までの3年間を「重点推進期間」とし、設立の加速化を図ることとした。</p> <p>このため、市町・JA等に、集落法人育成の重要性の浸透を図るとともに、市町・JA主体の推進組織の構築を支援した。</p> <p>また、「推進地域を明確化」して計画的な法人設立の支援を行うため、推進組織において農地と担い手に係る集落点検を実施し、「集落法人育成推進対象地区」及び「重点地区」の選定作業を行った。（平成18年度末現在、推進対象地区として689地区、そのうち重点地区134地区を選定）</p> <p>その結果、23法人（累計97法人）が設立された。</p> <p>平成19年度も引き続き、地域主体の推進組織をより強化し、推進対象地区の大幅な増加、重点地区に対する具体的な設立支援を行うことにより、集落法人設立のさらなる加速化を図る。</p> <p>※「推進対象地区」</p> <p>地域の活用すべき農地として、集落法人化の検討が必要と考えられ、推進組織が啓発を行う地区</p> <p>※「重点地区」</p> <p>推進対象地区のうち、集落法人化の意向を持ち、推進組織が具体的な設立支援を行う地区</p>

(監査年月日：平成18年6月6日)

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>公共工事のコスト縮減の取組により、平成16年度のコスト縮減額は5億5,900万円余でコスト縮減率は4.4%、平成17年度のコスト縮減額は9億700万円余でコスト縮減率は5.2%であった。広島県公共事業コスト縮減プログラムの目標以上の効果があがるよう、次の事項について検討し、より一層のコスト縮減に取り組んでいただきたい。</p>	

<p>ア コスト削減の推進及びフォローアップのため発注機関である各農林局（支局）等に設置されているコスト削減検討会は、発注前段階で設計金額1億円以上（漁港事業は2億円以上）の工事について開催することとされているが、平成17年度において執行した漁港事業において開催されていないものがあった。</p> <p>組織的に様々な視点から検討することはコスト削減の効果をあげる上で有効だと考えられるので、コスト削減検討会を更に積極的に開催し、活用していく必要がある。</p>	<p>ア コスト削減の推進については、平成18年度は各地方機関でのコスト削減検討会を発注前段階で設計金額1億円以上（漁港事業は2億円以上）の工事について漏れなく実施するとともに、コスト削減の効果をあげるため、前年度以上の検討会の開催を図るものとしたところである。</p> <p>その結果、コスト削減検討会の実施状況は、平成17年度の計28回に対し、平成18年度は計52回（農林局関係47回、漁港関係5回）の開催となっている。</p> <p>また、検討会では担当者以外の若手職員の出席にも積極的に配慮し、技術力の向上やコスト削減に対する意識啓発の場としても活用している。</p>
<p>イ コスト削減算定表は、設計金額5,000万円以上（漁港事業は1億円以上）の工事を対象に作成することとされている。しかしながら、平成17年度においてコスト削減算定表の作成対象工事が全体工事に占める割合は、件数では22%に過ぎないことから、コスト削減の取組をより徹底させるため、コスト削減算定表の作成対象工事を拡大する必要がある。</p> <p>特に漁港事業の工事にあつては、平成17年度においてコスト削減算定表の作成対象工事の件数が全体の15%に過ぎないことから、実際に工事を執行する土木部等と十分に協議・調整を図る必要がある。</p>	<p>イ コスト削減算定表の作成対象工事については、18年度に「農林水産部公共工事コスト削減プログラムに関する運用」の改正を行い、平成18年9月1日以降に発注する工事から、3千万円以上（漁港事業は1億円以上及び5千万円～1億円の3割程度）に範囲を拡大している。また、3千万円未満の工事についても可能な限り算定表の作成を行っている。</p> <p>その結果、平成18年度においてコスト削減算定表の作成対象工事が全体工事に占める割合は、件数ベースで50%（農林局関係54%、漁港関係24%）、金額ベースで78%（農林局関係81%、漁港関係64%）となっている。また、漁港事業の算定表作成対象範囲の拡大については、引き続き土木部及び空港港湾部と調整している。</p>
<p>ウ 農林水産部におけるコスト削減プランの策定、推進及びフォローアップのため、本庁に設置されている農林水産部公共工事コスト削減対策検討委員会は、1年に複数回、定期的に開催し、これまでの取組による反省や課題、成果を踏まえた具体的かつ細やかな検証を行うなど、コスト削減の取組の推進をより一層図る必要がある。</p> <p>また、農林水産部が行った検証結果を、広島県公共工事コスト削減推進本部会議での論議に反映させていただきたい。</p>	<p>ウ 農林水産部の公共工事コスト削減対策検討委員会については、これまで県コスト削減推進本部会議前に開催しており、前年度の取組結果や当該年度の取組方針等を審議している。取組をより一層推進するため、平成19年度からは、年度途中においても運用方針等の変更を必要とする場合は、適宜検討委員会を開催するものとしている。</p> <p>また、算定表作成対象範囲の拡大など部の検討委員会で検証・検討した結果については、平成18年度広島県公共工事コスト削減推進本部会議において報告し、平成18年度の取組方針に反映している。</p>

10 土木部（監査年月日：平成18年8月3日）

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>ア 公共工事のコスト削減に当たっては、平成16年3月に策定された「広島県公共工事コスト削減プログラム」に基づき取り組んでいるが、コスト削減算定表は、設計金額5千万円以上（港湾事業は1億円以上）の全ての工事を対象に作成することとされている。しかしながら、平成17年度において、コスト削減算定表作成対象工事に対する算定表の作成率は93.3%にとどまっており、作成の徹底を図る必要がある。</p> <p>また、コスト削減算定表の作成対象工事が全体の12.7%（港湾事業は12.2%）に過ぎないことから、コスト削減の取組をより徹底させるため、コスト削減算定表の作成対象工事を拡大させる必要がある。</p>	<p>ア 平成18年度の設計金額5千万円以上（港湾事業は1億円以上）の工事に対する算定表の作成率は100%となっている。</p> <p>また、平成18年度に「土木部・都市部・空港港湾部公共工事コスト削減プログラムに関する運用」の改正を行い、算定表の作成対象を5千万円以上及び3千万円～5千万円の3割程度（港湾事業は1億円以上及び5千万円～1億円の3割程度）の工事に範囲を拡大している。</p> <p>なお、平成18年度から3千万円未満の工事についても可能な限り算定表の作成を行っている。</p>
<p>イ 建設投資の抑制や公共投資を取り巻く環境の変化などにより、建設業の経営環境は極めて厳しい状況にあるが、建設業は多くの就業機会を提供するなど、地域経済において大きな比重を占めていることから、その再生は喫緊の課題となっている。</p> <p>建設業の再生は、基本的には、各企業の自己責任、自助努力によって進めていくべきものであるが、行政においても、競争性を重視した公正な市場環境整備を行うとともに、建設業者自らが行う業務の効率化や技術力の向上、合併などの企業再編、更には、新分野への進出など、新たな事業展開に対して、他の部局とも十分に連携して、強力に支援事業を展開する必要がある。</p>	<p>イ 建設業者の経営革新を進めるため、これまで、広島県産業・雇用対策本部幹事会に設置されている建設産業ワーキンググループ会議を通じ、国・関係機関との連携も図りながら、全庁的に次のような支援を行ってきた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建設業者の意識改革の醸成のための啓発活動 2 相談対応や経営革新に当たって必要な情報の提供 3 国や各部が行っている建設業が利用可能な支援制度の活用 4 企業合併を促進する入札参加資格制度等の導入 <p>今後も引き続き、国・他部との連携を図るとともに、市町との連携を強化し、こうした支援策により、建設産業の経営革新を支援していく。</p> <p>さらに、平成19年度には新たに、新分野進出等支援事業を実施することとし、次のような支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新分野進出等支援補助金 <p>建設業者の新分野進出等に際し、調査・研究段階及び市場化段階の経費の一部を助成することにより、新分野進出等の促進を図る。</p> ・冊子の作成・配布 <p>支援制度・相談窓口、新分野進出事例などについて冊子を作成し、経営事項審査を受審している県内中小建設業者に配布する。</p>
<p>ウ 落札率と工事成績等の状況が県のホームページで公表されているが、その内容を見ると、落札結果の概要や説明、分析・評価などの記載はなく、現状では十分なものとは言えない状況にあり、県民に対する説明責任を果たすため、公表内容を工夫・改善する必要がある。</p> <p>また、県のホームページから当該落札率などの情報にアクセスしにくい状況にあるため、簡単にアクセスできるよう改善する必要がある。</p> <p>なお、併せて記者発表を行うことも検討していただきたい。</p>	<p>ウ 監査委員の意見を踏まえて、平成17年度から農林水産部及び旧土木建築部の発注工事の落札状況を、県のホームページに掲載している。また、平成18年度から工事成績等についても、県のホームページに掲載することとした。</p> <p>表やグラフについての説明や落札率の傾向等の説明を記載する等、落札結果の概要や説明などの公表内容の工夫・改善を検討している。</p> <p>また、県のホームページから当該情報へのアクセスについては、県のホームページの新着情報に掲載する等の改善を検討している。</p> <p>なお、記者発表については、引き続き検討していきたい。</p>

<p>エ 「広島県出資法人指導・調整要綱」において、県出資法人の所管部長は、一般の閲覧に供するため、知事が指定した法人の事業報告書や決算書類等の資料を行政情報コーナーに備えることとされているが、決算終了後2か月以上を経過しても更新されていないものがあつた。遅滞なく資料の更新を行い、最新の情報を提供する必要がある。</p> <p>また、出資比率1/4以上又は1億円以上の出資法人において、業務や財務等経営に関する情報をホームページで公開しているのは一部の法人に限られていることから、特段の理由がない限り経営に関する情報をホームページに掲載し、経営の透明性の向上と情報化社会に対応した法人運営を図るよう、出資法人を指導すべきである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 広島県土地開発公社 ホームページの開設については、他の土地開発公社の状況を参考としながら準備中であり、県としても開設に向けて引き続き指導を行う。 2 (財) 広島県建設技術センター 平成18年11月から業務内容や財務の状況などについてもホームページに掲載し公開している。 今後も適切にその内容を更新するなど、経営の透明性の向上に努めることとしている。 3 広島県道路公社 経営に関する情報をホームページに掲載することについては、特段の事情がない限り掲載するよう指導しており、現在、道路公社において掲載するよう検討している。 早期に掲載できるよう、引き続き指導・調整を行う。
---	--

11 都市部（監査年月日：平成18年8月3日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容									
<p>次の歳入において、長期滞納（滞納繰越分）のものがあつた。 法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生 の未然防止に努められたい。</p>	<table border="1" data-bbox="194 434 1339 624"> <thead> <tr> <th data-bbox="194 434 647 510">区 分</th> <th data-bbox="647 434 976 510">長期未納（滞納繰越分） 〔監査日現在確認分〕</th> <th data-bbox="976 434 1339 510">参 考 前 回 監 査 時 （平成17年7月）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="194 510 647 551">住宅使用料（住宅室）</td> <td data-bbox="647 510 976 551">1,426人 150,365,024円</td> <td data-bbox="976 510 1339 551">1,406人 143,751,230円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 551 647 624">雑入〔賃貸借契約解除後、退去までの家賃相当額〕（住宅室）</td> <td data-bbox="647 551 976 624">1件 205,200円</td> <td data-bbox="976 551 1339 624">1件 205,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="762 689 938 719">1 住宅使用料</p> <p data-bbox="762 725 925 754">(1) 徴収強化 住宅使用料については、年3回の徴収強化月間の設定など、夜間・休日を含めた効率的かつ濃密な督促・徴収に努めた。 また、督促・徴収にも応じない滞納者については、住宅の明渡し及び家賃支払いを求める訴訟等の法的措置に取り組んだ。 〔法的措置件数：平成18年度267件（17年度293件）（地方機関を含めた件数438件（17年度469件））〕</p> <p data-bbox="762 828 973 857">(2) 不納欠損処分 平成18年度決算において、長期に累積した一般債権（5年の時効期間を経過し、徴収不能となったもの）及び確定債権（10年の時効期間を経過し、滞納者から時効の援用の申し出があつたもの）を不納欠損処分した。 〔不納欠損額：平成18年度2,336,320円（地方機関を含めた額3,105,851円）〕</p> <p data-bbox="762 1384 1197 1413">(3) 措置結果（平成19年3月末現在）</p> <p data-bbox="804 1420 1289 1449">① 徴収強化 470人 27,339,188円</p> <p data-bbox="804 1456 1289 1485">② 不納欠損処分 31人 2,336,320円</p> <p data-bbox="804 1491 1289 1520">③ 措置後の状況 925人 120,689,516円</p> <p data-bbox="762 1565 1377 1594">2 雑入〔賃貸借契約解除後、退去までの家賃相当額〕</p> <p data-bbox="762 1601 925 1630">(1) 納入督促 電話・文書・訪問等により再三の納入督促に努めた。</p> <p data-bbox="762 1675 1209 1704">(2) 措置結果（平成19年4月末現在）</p> <p data-bbox="804 1711 1393 1740">・ 措置後の状況 1人 205,200円</p> <p data-bbox="762 1747 949 1776">(3) 今後の方針 再三の督促にも応じないため、法的措置を検討する。</p>	区 分	長期未納（滞納繰越分） 〔監査日現在確認分〕	参 考 前 回 監 査 時 （平成17年7月）	住宅使用料（住宅室）	1,426人 150,365,024円	1,406人 143,751,230円	雑入〔賃貸借契約解除後、退去までの家賃相当額〕（住宅室）	1件 205,200円	1件 205,200円
区 分	長期未納（滞納繰越分） 〔監査日現在確認分〕	参 考 前 回 監 査 時 （平成17年7月）								
住宅使用料（住宅室）	1,426人 150,365,024円	1,406人 143,751,230円								
雑入〔賃貸借契約解除後、退去までの家賃相当額〕（住宅室）	1件 205,200円	1件 205,200円								

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>ア 「広島県出資法人指導・調整要綱」において、県出資法人の所管部長は、一般の閲覧に供するため、知事が指定した法人の事業報告書や計算書類等の資料を行政情報コーナーに備えることとされているが、決算終了後2か月以上を経過しても更新されていないものがあつた。遅滞なく資料の更新を行い、最新の情報を提供する必要があります。</p> <p>また、出資比率 1/4 以上又は1億円以上の出資法人において、業務や財務等経営に関する情報をホームページで公開しているのは一部の法人に限られていることから、特段の理由がない限り経営に関する情報をホームページに掲載し、経営の透明性の向上と情報化社会に対応した法人運営を図るよう、出資法人を指導すべきである。</p>	<p>【広島県下水道公社】</p> <p>平成18年10月に（財）広島県下水道公社に対し、インターネットを活用した経営状況の公開を進めるよう指導したところ、平成19年4月に経営情報を掲載したホームページを作成し、公開している。</p> <p>【広島県住宅供給公社】</p> <p>行政情報コーナーの備えることとされている広島県住宅供給公社の事業報告書や計算書類等の資料は、平成18年9月20日に更新した。今後は、遅滞なく資料の更新を行い、最新の情報を提供してまいりたい。</p> <p>また、広島県住宅供給公社はホームページを作成しているが、業務や財務等経営に関する情報は公開していない。今年度中には経営に関する情報をホームページに掲載し、経営の透明性の向上と情報化社会に対応した法人運営を図るよう指導している。</p>

12 空港港湾部（監査年月日：平成18年8月3日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容											
<p>ア 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="196 1200 719 1272">区 分</th> <th data-bbox="719 1200 1038 1272">長期未納（滞納繰越分） 〔監査日現在確認分〕</th> <th data-bbox="1038 1200 1350 1272">参考 前回監査時 (平成17年7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="196 1272 719 1350">雑収〔不当利得返還金（許容量を超えて採取した海砂利採取料金）（港湾管理室）</td> <td data-bbox="719 1272 1038 1350">9件 40,487,312円</td> <td data-bbox="1038 1272 1350 1350">9件 40,487,312円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="196 1350 719 1406">港湾施設使用料（港湾管理室）</td> <td data-bbox="719 1350 1038 1406">2件 5,496,184円</td> <td data-bbox="1038 1350 1350 1406">2件 5,516,184円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納（滞納繰越分） 〔監査日現在確認分〕	参考 前回監査時 (平成17年7月)	雑収〔不当利得返還金（許容量を超えて採取した海砂利採取料金）（港湾管理室）	9件 40,487,312円	9件 40,487,312円	港湾施設使用料（港湾管理室）	2件 5,496,184円	2件 5,516,184円	<p>ア 雑収[不当利得返還金（許容量を超えて採取した海砂利採取料金）]</p> <ul style="list-style-type: none"> 未納者のうち1者については、破産終結により債権の収入が見込めないことから、373,896円を不納欠損処理した。 未納者で破産宣告を受けている1者については、破産法の手続きに債権者として参加し、引続き債権の回収を図る。 その他7者については、平成18年10月17日付けで督促状を送付した。（1者からは平成18年9月1日に70,000円の納入あり。その後、平成19年1月29日に100,000円、平成19年2月28日に100,000円、平成19年3月30日に100,000円が納入された。） 引き続き、面談、文書及び電話による督促を行い、債権の早期回収を図る。 <p>〔平成19年5月23日現在 8件 39,743,416円〕</p>		
区 分	長期未納（滞納繰越分） 〔監査日現在確認分〕	参考 前回監査時 (平成17年7月)										
雑収〔不当利得返還金（許容量を超えて採取した海砂利採取料金）（港湾管理室）	9件 40,487,312円	9件 40,487,312円										
港湾施設使用料（港湾管理室）	2件 5,496,184円	2件 5,516,184円										

	<p>イ 港湾施設使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1者については、事業廃止状態であり、社長は個人として破産している。今後とも、引き続き随時現況確認を行い、債権回収の可能性を探っていくこととする。 ・他の1者については、協議の上、滞納額を分割納付することで合意しており、平成19年5月23日現在で滞納繰越額100,066円のうち10,000円が納付済である。今後も滞納者と随時連絡を取り、分納計画の確実な履行を求めている。 ・使用料の滞納防止対策として、平成16年9月に広島県港湾施設管理規則を改正し、使用料を頻繁に滞納する者に対しては施設の使用を許可しないなどの使用許可基準等を明確に定めた。 ・また、使用料の滞納が発生した場合の徴収手続きについて新たに要領を定め、平成19年4月1日から施行している。今後とも、使用料滞納の早期解消と未然防止に努めていく。 〔平成19年5月23日現在 2件 5,486,184円〕
<p>イ 広島県空港振興協議会負担金について、全額を年度の前半に支出しているが、当該協議会の予算の執行状況等から見るとその必要性は認められない。負担金の支出時期の適正化に努められたい。</p>	<p>イ 協議会から県への負担金請求時に添付している事業計画について、各事業の支出予定時期を追記するとともに、負担金の支出時期は、申請された支出計画に基づき、複数回に分けて行う。 (H19年度計画) 上期 7月 下期 12月 の2回に分け、それぞれ半額ずつ支出する予定である。</p>

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>ア 空港港湾部の地方機関において、平成17年度の公用車の稼働率が低い機関がある。このため、各機関に配備されている公用車の利用状況を個別に確認し、配置の必要性について検討する必要がある。</p>	<p>【広島西飛行場】 現在、広島西飛行場事務所には、3台の公用車が配置されている。平成18年度の公用車の稼働率は、38.0%と低い水準にあるが、単独事務所であり、他の機関との共用ができないこと、また、公用車の利用形態から、現在の配置台数が適正であると考えており、台数の減は困難である。 なお、公用車の利用形態は、次のとおりである。 ○場内での利用：2台 ・ファミリアバン 常時の巡回警備や点検・維持管理作業用として利用している。 ・ボンゴブローニー 異常気象時における土のう等資材の運搬や航空機事故等の緊急対応用として利用している。 ○場外での利用：1台 ・ファミリアバン 場内の公用車は、常時配備されていることが必要であり、場外での利用が困難であるため、場外での出張等に利用している。</p> <p>【広島港湾振興局】 業務の実態を踏まえながら、配置台数の見直しを行い、車検の更新時にあわせて4台を廃車することとした。</p>

<p>イ 「広島県出資法人指導・調整要綱」において、県出資法人の主管部長は、一般の閲覧に供するため、知事が指定した法人の事業計画書や計算書類等の資料を行政情報コーナーに備えることとされているが、決算終了後2か月以上を経過しても更新されていないものがあった。遅滞なく資料の更新を行い、最新の情報を提供する必要がある。</p> <p>また、出資比率1/4以上又は1億円以上の出資法人において、業務や財務等経営に関する情報をホームページで公開しているのは一部の法人に限られていることから、特段の理由がない限り経営に関する情報をホームページに掲載し、経営の透明性の向上と情報化社会に対応した法人運営を図るよう、出資法人を指導すべきである。</p>	<p>【広島空港ビルディング】 広島空港ビルディング株式会社に関し、直近の株主総会で取得した資料に更新した。</p> <p>また、平成18年6月2日に施行された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」第57条に基づき、当該法人のホームページに、職員数及び職員の給与に関する情報を公開するよう要請した。</p> <p>現在は、経営状況に関する情報（貸借対照表・損益計算書）及び役員・社員の給与等に関する情報が公開されている。</p> <p>【広島海員会館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政情報コーナーの資料 最新のものに更新している。 <p>【ひろしま港湾管理センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政情報コーナーの資料 最新のものに更新している。 ・ ホームページにおける財務情報 ひろしま港湾管理センターのホームページにおける財務情報の公開については、独自のホームページを立ち上げるか、現在ある観音マリーナのホームページを拡充して公開するか実施方法について協議している。
---	---

13 公営企業部（監査年月日：平成18年7月12日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容		
次の収益において、長期未納（過年度分）のものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。			
区 分	長期未納（過年度分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成17年7月)	
給水収益（水道管理室）	1社 345,345円	—	
土地売却代金（土地管理室）	1社 90,479,249円	1社 90,479,249円	
延納利息 [土地売却代金の延納に係るもの]（土地管理室）	3社 272,813,170円	3社 271,846,114円	
雑収益 [固定資産の所有に係る所在市町村交付金の企業負担分]（土地管理室）	1社 521,500円	1社 703,900円	
延滞金 [所在市町村交付金の弁済に伴う遅延損害金]（土地管理室）	1社 147,057円	—	
	<p>○ A社（給水収益：345,345円）については、平成18年1月27日に破産手続開始の決定がなされたことから、A社に対する債権については、破産管財人による配当を通してしか徴収することができなくなった。</p> <p>その後、平成18年5月22日に広島地方裁判所において、破産管財人から財産の状況報告の説明があり、平成18年8月31日付けで破産管財人から最終配当の通知があり、徴収不能となる債権額が確定した。（債権額326,225円）</p> <p>徴収不能となった債権については、平成18年12月県議会において、債権放棄の議決を受け、不能欠損処分を行ったところである。</p> <p>（監査日から平成19年4月末までの徴収金額）</p> <p style="text-align: right;">19,120円</p> <p>○ B社（土地売却代金：90,479,249円、延納利息：194,920,967円）については、県税の滞納により三次県税事務所が平成9年5月に差押を行い（公営企業部は一番抵当権設定）、平成12年12月に同事務所が実施した4回目の公売において公営企業部が土地建物の所有権を取得した。公営企業部では、公売に伴う配当（523,120,751円）を受け、その全額を未納の売却代金の一部に充当した。</p> <p>平成13年3月、残る売却代金と延納利息の支払等を求める訴訟を起こした。同年11月に勝訴し、法人調査を行ったところ、同社には財産もなく活動も停止している状態であったため、平成14年6月に徴収停止を行った。</p> <p>その後も情報収集に努めているが、現在に至るまで同社代表の所在及び活動実態等は不明である。引き続き情報収集に努めていく。</p> <p>（監査日から平成19年4月末までの徴収金額）</p> <p style="text-align: right;">0円</p>		

	<p>○ C社（延納利息：71,591,035円）については、平成26年6月までの長期弁済計画に基づき、毎月分割納付を受けているところである。 （監査日から平成19年4月末までの徴収金額） 1,000,000円</p> <p>○ D社（延納利息：6,301,168円、雑収益：521,500円、延滞金：147,057円）については、適宜指導等を行い、分割納付を受け、雑収益については完済した。 今後とも、同社と連絡を密に行い、同社の経営動向に留意するとともに、未納額の早期完済及び新たな未納発生の未然防止に向けた協議を継続していく。 （監査日から平成19年4月末までの徴収金額） 雑収益：521,500円</p>
--	--

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>ア 平成17年度の水質管理センターの公用車の稼働率は20%弱となっている。このため、同一施設内にある広島水道事務所と公用車の共同管理を行うことにより、公用車の削減の検討を行う必要がある。</p>	<p>広島水道事務所及び水質管理センターについては、平成18年10月から公用車の共同管理を行うとともに、今後の利用状況や危機管理上必要な台数等を見極めた上で、平成19年4月に1台の削減を実施している。 引き続き、公用車の適正な配置について検討を行う。</p>
<p>イ 藤井川沿岸土地改良区と共同管理している竜泉寺ダムの維持管理に要する経費については、県営水道用水の取水実績がないにもかかわらず、「竜泉寺ダムの管理委託に関する協定書」に基づき支出している。現在、その委託内容等について精査し見直しを行っているところであるが、今後は、国、関係市等と協議しながら、竜泉寺ダムのあり方について抜本的な検討を行う必要がある。</p>	<p>竜泉寺ダムの維持管理に要する経費については、維持管理コストの削減に向けて関係者と協議を行っているところである。 ダムの今後のあり方については、地元市である尾道市・福山市、県農林水産部・土木部などと、藤井川水系全体の中で竜泉寺ダムの利活用について検討を行う必要があり、現在、関係者と協議を進めているところである。</p>
<p>ウ 県直営の水道施設においては、夜間・休日の運転監視業務等の民間委託を導入しているところであるが、市に維持管理の事務委託を行っている水道施設についても、運転管理の民間委託の導入について引き続き未導入の市と協議を行い、より効率的な経営を行う必要がある。</p>	<p>浄水場の運転監視業務については、平成17年度から県において浄水場の民間委託を導入して以降、市に対して、民間委託の導入を検討するよう申し入れを行っている。 坊土浄水場の管理を委託している尾道市においては、平成19年度から新たに民間委託を導入したところであり、引き続き、浄水場等の管理委託を行っている市に対して、民間委託の導入・拡充の申し入れを行い、より効率的な経営を行っていく。</p>
<p>エ 土地造成事業は、地価の下落により造成原価と分譲価格に乖離が生じ、分譲しても原価割れが生じている団地もあり、独立採算制による土地造成事業は困難な状況にある。一方、本県の産業政策上、企業ニーズに応じた産業用地の供給は必要である。 このような状況の中で、引き続き、知事部局とも協議し、今後の土地造成事業のあり方等について検討していただきたい。</p>	<p>土地造成事業においては、平成12年度に、分譲促進を図るため、造成原価による分譲価格の設定方法を時価主義に変更し、価格の見直しを行ったことなどにより、原価割れの団地も発生しており、平成18年度においても、分譲収益が売却原価を下回る見込みとなっている。 こうした中で、今後の企業ニーズが見込まれる三次工業団地について、新たにⅢ期の造成に着手することとした。 また、先端的企業の誘致に向けた産業団地の供給については、昨年度設置した「広島県産業集積促進戦略本部」において、企業ニーズの把握に努めながら、全庁的な取り組みを行っているところである。 しかしながら、土地造成事業会計は厳しい経営環境に直面していることから、一般会計を含めた県全体で対応していく必要がある。引き続き、知事部局と協議を行い、長期的な展望のもと、具体的な健全化方法等を検討することとしている。</p>

14 広島地域事務所（監査年月日：平成18年10月18日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容																											
<p>1 収入に関する事項 ア 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>																												
<p>（税務局）</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]</th> <th>参考 前回監査時 (平成16年10月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人県民税</td> <td>1,608,531,830 円</td> <td>1,719,671,538 円</td> </tr> <tr> <td>法人県民税</td> <td>48,136,007 円</td> <td>50,439,246 円</td> </tr> <tr> <td>個人事業税</td> <td>140,603,342 円</td> <td>178,949,413 円</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>209,739,518 円</td> <td>197,395,071 円</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>211,158,560 円</td> <td>258,546,824 円</td> </tr> <tr> <td>特別地方消費税</td> <td>5,585,913 円</td> <td>40,230,918 円</td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> <td>295,920,088 円</td> <td>310,572,134 円</td> </tr> <tr> <td>軽油取引税</td> <td>20,223,147 円</td> <td>76,214,653 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成16年10月)	個人県民税	1,608,531,830 円	1,719,671,538 円	法人県民税	48,136,007 円	50,439,246 円	個人事業税	140,603,342 円	178,949,413 円	法人事業税	209,739,518 円	197,395,071 円	不動産取得税	211,158,560 円	258,546,824 円	特別地方消費税	5,585,913 円	40,230,918 円	自動車税	295,920,088 円	310,572,134 円	軽油取引税	20,223,147 円	76,214,653 円	
区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成16年10月)																										
個人県民税	1,608,531,830 円	1,719,671,538 円																										
法人県民税	48,136,007 円	50,439,246 円																										
個人事業税	140,603,342 円	178,949,413 円																										
法人事業税	209,739,518 円	197,395,071 円																										
不動産取得税	211,158,560 円	258,546,824 円																										
特別地方消費税	5,585,913 円	40,230,918 円																										
自動車税	295,920,088 円	310,572,134 円																										
軽油取引税	20,223,147 円	76,214,653 円																										
<p>（税務局廿日市支局）</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]</th> <th>参考 前回監査時 (平成16年10月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人県民税</td> <td>173,757,503 円</td> <td>221,777,615 円</td> </tr> <tr> <td>法人県民税</td> <td>13,664,231 円</td> <td>14,859,909 円</td> </tr> <tr> <td>個人事業税</td> <td>81,851,150 円</td> <td>101,646,121 円</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>24,793,084 円</td> <td>55,293,218 円</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>75,325,959 円</td> <td>154,818,473 円</td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> <td>147,963,196 円</td> <td>161,141,983 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成16年10月)	個人県民税	173,757,503 円	221,777,615 円	法人県民税	13,664,231 円	14,859,909 円	個人事業税	81,851,150 円	101,646,121 円	法人事業税	24,793,084 円	55,293,218 円	不動産取得税	75,325,959 円	154,818,473 円	自動車税	147,963,196 円	161,141,983 円							
区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成16年10月)																										
個人県民税	173,757,503 円	221,777,615 円																										
法人県民税	13,664,231 円	14,859,909 円																										
個人事業税	81,851,150 円	101,646,121 円																										
法人事業税	24,793,084 円	55,293,218 円																										
不動産取得税	75,325,959 円	154,818,473 円																										
自動車税	147,963,196 円	161,141,983 円																										
	<p>収入未済額の縮減については、局の最重点課題として位置付け、「滞納整理統括班」を設置し、引き続き効果的な滞納処分を行なうなどの徴収促進と滞納発生の未然防止に努めている。</p> <p>特に滞納金額の多い個人県民税及び自動車税については、次の様な取り組みなど徴収強化を図っている。</p> <p>○ 個人県民税</p> <p>① 全県的には「広島県地方税徴収対策推進協議会」等を通じ、県市町の連携を推進すると共に、19年度においては駐在型併任徴収の強化及び巡回型併任徴収の新規導入など市町への支援策を拡充・強化している。</p> <p>② 税務局でも市町幹部への啓発に努めると共に、技術的支援を進めているが、19年度においては安芸郡4町のうち海田町職員1名を受入れて養成するなど、積極的に支援していくこととしている。</p> <p>○ 自動車税</p> <p>税務局を挙げての集中的滞納整理の実施や専担チームによる滞納処分の促進に取り組んでいる。</p> <p>① 効果的な文書催告の実施。（色付き封筒の採用）</p> <p>② 差押、搜索、タイヤロック等の積極的な実施。</p>																											

○ その他の税

- ① 不動産取得税，個人事業税等の早期課税の徹底。
- ② 課税・徴収部門の連携による滞納発生の未然防止。

(平成19年3月末現在の収入未済額)

(税務局)

・個人県民税	1,423,315,608 円
・法人県民税	30,486,547 円
・個人事業税	114,399,213 円
・法人事業税	126,229,587 円
・不動産取得税	104,414,773 円
・特別地方消費税	2,913,246 円
・自動車税	220,123,374 円
・軽油引取税	10,736,765 円

(税務局廿日市支局)

・個人県民税	160,474,580 円
・法人県民税	9,402,671 円
・個人事業税	64,435,251 円
・法人事業税	13,347,652 円
・不動産取得税	50,154,488 円
・自動車税	113,114,381 円

(厚生環境局)

区 分	長期末納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成16年10月)
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	17人 2,923,850 円	20人 3,200,220 円
生活保護費に係る戻入金・返還金	133人 45,755,051 円	114人 35,329,858 円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	151人 30,812,445 円	106人 26,745,908 円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	13人 131,005 円	17人 179,077 円
母子福祉資金に係る戻入金	1人 30,000 円	1人 42,000 円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	2人 400,800 円	2人 255,200 円
寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息	1人 600 円	1人 600 円
特別障害者手当に係る戻入金・返還金	2人 281,320 円	2人 291,320 円
社会福祉措置費負担金	1人 162,000 円	1人 162,000 円
児童措置費負担金	1人 20,300 円	1人 14,400 円
保健指導費負担金	2人 29,943 円	5人 128,133 円

- 児童扶養手当
平成19年4月末現在
17人 2,873,850円
債務者の個別事情に応じた納入指導を計画的に行うとともに、定期的な督促文書の送付や夜間電話による督促を行うなど、納入指導を強化している。
- 生活保護費
平成19年4月末現在
132人 44,784,813円
償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入がない者には電話文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。町担当課と連携を密にし、世帯の状況把握に努め、返還金の発生防止と早期返還に取り組んでいる。
- 母子福祉・寡婦福祉資金関係
(母子福祉資金)
平成19年4月末現在
112人 28,583,172円
(寡婦福祉資金)
平成19年4月末現在
2人 328,000円
個別の対応方針を決め、借受人・連帯借主・連帯保証人に文書・夜間電話・訪問・呼出による督促を実施、口座自動振替制度の活用促進に取り組んでいる。
今後も滞納金の未然防止・納入督促の取組を強化する。また、滞納者の実態を把握し本庁と連携して法的措置による債権回収を検討する。
- 特別障害者手当
平成19年4月末現在
2人 281,320円
債務者は生活困窮者であるが、粘り強く督促を行う。
- 社会福祉措置費負担金
平成19年4月末現在
1人 162,000円
社会福祉措置費負担金については、債務者の転居先が不明のため転居先の確認を行った上で、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。
- 児童措置費負担金
平成19年4月末現在
1人 20,300円
債務者は低所得者であるが、粘り強く督促を行う。
- 保健指導費負担金
平成19年4月末現在
1人 15,943円
電話、文書及び個別訪問等により分割納入等の納入指導を行うとともに、必要に応じて債務承認書（支払計画書、納入確約書）等を徴し、債務者の個別事情に応じた対応を行っている。

今後とも、確実に納入が行われるよう、債務者の個別事情に応じた指導を行い、納入の推進に努める。

(農林局)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成16年10月)
行政代執行弁償金	1人 57,377,856円	—

本庁主管室(治山室)及び事務所関係課員を構成員としている「滞納処分会議」を毎年度開催し、処理方針等を検討している。

今後は、法人に係る定期的な財産調査を継続実施し、未収金額の減少に努める。

(建設局)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成16年10月)
工事契約解除に伴う違約金・延納利息	3人 996,439円	1人 408,599円
土地区画整理事業に伴う清算徴収金	2人 246,378円	2人 246,378円
道路使用料	3人 24,529円	—
河川使用料	65人 3,877,662円	43人 3,548,818円
砂防設備使用料	7人 8,828円	—

(建設局廿日市支局)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成16年10月)
道路使用料	4人 128,040円	11人 173,236円
河川使用料	7人 111,333円	7人 100,040円
砂防設備使用料	1人 720円	—
住宅使用料	92人 20,008,824円	198人 22,847,146円
駐車場使用料	71人 2,402,274円	230人 3,244,421円

注：住宅使用料及び駐車場使用料の前回監査時の人数は延数である。

(建設局)

○ 工事契約解除に伴う違約金・延納利息

平成19年4月末現在

3社 996,439円

1社 408,599円については、破産廃止決定確定により閉鎖登記されていることが判明したため、今後の対応について建設局と事業主管室との間で協議した。

その他の者は破産処理中のため、破産処理の進行を見守る。

○ 土地区画整理事業に伴う清算徴収金

平成19年4月末現在

2人 246,378円

当該徴収金は、広島平和記念都市建設事業西部復興土地区画整理事業に係るものであるが、滞納者2名は当該事業に係る処分について国に対し行政不服審査請求を行い、請求が未裁決であるため、この整理がついた後、事務を進める。

○ 道路使用料

平成19年4月末現在

1人 15,609円

○ 河川使用料

平成19年4月末現在

50人 3,708,733円

○ 砂防施設使用料

平成19年4月末現在

1人 726円

その他の未納者については、電話・文書による納入指導、転居先調査、戸別訪問等により早期徴収に努める。

また、法的要件を満たすものについては、不納欠損処分を行うなど適切な債権管理に努める。

(建設局廿日市支局)

○ 道路使用料

平成19年4月末現在

4人 128,040円

○ 河川使用料

平成19年4月末現在

7人 111,333円

道路使用料、河川使用料の滞納者については、電話・文書送付・訪問による納入指導及び督促を行っている。

今後も、電話・文書送付・訪問による納付指導・督促を行い、収入の確保に努める。

また、法的要件を満たすものについて、不納欠損処分を行うなど適切な債権管理に努める。

○ 砂防施設使用料

平成19年4月末現在

0円

○ 住宅使用料

平成19年4月末現在

81人 18,928,993円

○ 駐車場使用料

平成19年4月末現在

62人 2,117,074円

家賃滞納解消のため、夜間・休日の個別訪問や徴収強化月間を設けて、一斉夜間督促等、積極的に徴収を実施している。

平成19年4月から指定管理者制度に移行したため、指定管理者と協力し、引き続き滞納解消に努める。

<p>イ 県税の納付のため納税者から取立ての委託を受け受領した有価証券について、銀行に取立てを再委託した後に納税者からの申出により返還するに当たり、受託証書等整理簿の整理や受領書の徴取など「有価証券による納付又は納入の委託の取扱手続について(昭和30年12月5日総務部長通達)」に定められた手続を行っていないものがあった。適切な事務処理に努められたい。(税務局)</p>	<p>有価証券による納付又は納入の受託事務について、納付又は納入の委託を取消す事情が発生し、納税者に有価証券を返還する場合には、「有価証券による納付又は納入の委託の取扱手続について(昭和30年12月5日総務部長通達)」を遵守して適正な事務処理に努めている。(税務局)</p>
<p>2 財産に関する事項 河川の使用において、不法占用になっているものがあった。 適正な管理に努められたい。 ・猿猴川、新安川に係るもの 30件(建設局) ・御手洗川、小瀬川に係るもの 2件(建設局廿日市支局)</p>	<p>(建設局)</p> <p>① 猿猴川の不法占用について 当該不法占用の経緯には歴史があり、撤去指導がかなり困難であるが、現在施工中の高潮対策事業終了後、地元町内会と境界確認を行った後、払下げ及び占用について協議する。</p> <p>② 新安川の不法占用について 当該不法占用の経緯には歴史があり、一朝一夕での対応が困難なため、粘り強い撤去指導を行い、逐次不法占用の解消に努める。</p> <p>(建設局廿日市支局)</p> <p>① 御手洗川の不法占用について 開発行為の誤施工により生じた不法占用であり地主及び借地・出資事業者に対し撤去・移設の検討を、訪問等により指導継続中である。</p> <p>② 小瀬川の不法占用について 現地護岸再調査の結果、排水口が確認された。 今後、利用者の特定、排水管存続の必要性の確認・検討を経て、占用廃止又は占用許可申請につき関係者で調整させ、手続きをするよう指導していく。</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>ア 公共工事のコスト縮減に当たっては、平成16年3月に策定された「広島県公共事業コスト縮減プログラム」に基づき取り組んでおり、このプログラムの重点目標として、平成16年度から平成18年度までの3か年で平成15年度に対し10%のコスト縮減、全体目標として平成16年度から平成20年度までの5か年で平成15年度に対し15%のコスト縮減を掲げているが、平成17年度の広島地域事務所全体ではコスト縮減率が6.2%と低く、中でも特に建設局廿日市支局にあっては2.3%と7地域事務所の8農林局（支局）・10建設局（支局）中で2番目に低い結果となっている。</p> <p>これまでの取組を分析し、平成18年度の重点目標及び平成20年度の全体目標を達成できるよう、これまで以上に公共工事のコスト縮減に努められたい。</p> <p>また、公共工事のコスト縮減に当たっては、コスト縮減検討会での検討・点検状況の周知徹底による情報の共有化や研修会の開催などの継続的な取組により、管理職職員を始めとする職員一人ひとりのコスト縮減への意識改革及び向上を図ることが重要であることから、所をあげた取組を一層推進していただきたい。</p> <p>なお、平成17年度の建設局において、設計金額5,000万円以上（港湾・漁港事業は1億円以上）の工事については、コスト縮減算定表を作成すべきところ作成されていないものがあったので、取組が確実に行われるよう努められたい。（農林局、建設局、建設局廿日市支局）</p>	<p>平成18年9月に「農林水産部公共工事コスト縮減に関する運用」の改正が行われ、コスト縮減算定表の作成対象を3千万円以上に拡大している。</p> <p>また、3千万円未満の工事についても、縮減内容のチェックや縮減結果の整理・保存を行うとともに可能な限り算定表を作成している。</p> <p>農林局では、この運用の改正を職員研修会等で徹底するなど目標達成に向けて取り組みを強化した結果、平成18年度末における、コスト縮減率（全工事費に対する比率）は7.2%であった。</p> <p>管内における事業が、コスト縮減算定表の縮減数値に上がりにくい事業（治山事業）の比率が大きいためという特殊性等から、10%の目標を達成することが出来なかったが、今後は、コスト縮減検討会や研修会を定期的で開催し、職員の意識啓発を一層図ることにより「広島県コスト縮減プログラム」の全体目標値15%の達成に向けて引き続き努力したい。（農林局）</p> <p>コスト縮減算定表の作成対象である工事においては、作成率100%を目標として、職員一人ひとりに周知徹底させるとともに、コスト縮減検討会などを通じ、継続的にコスト縮減に対する意識啓発や技術的研修に取り組んでいる。</p> <p>平成18年度は9月の台風13号による災害対応もあったが、算定表作成状況は、100%達成した。</p> <p>また、平成18年度の重点目標であるコスト縮減率10%の達成に向け、コスト縮減検討会などにおいて、より一層、設計段階での取組みや新技術・新工法の活用を推進するためのコスト縮減検討会を5回開催し、7件の事業について検討した。引き続き一層のコスト縮減の推進に努める。（建設局）</p> <p>平成17年度は前年度台風18号の繰越及び現年発生台風16号災害が発生し、年間を通じて災害対応に追われたという特殊要因があり、コスト縮減検討委員会が開催できなかったことが原因と考えられる。</p> <p>本年度は、重点目標の3ヵ年計画の最終年であり、コスト縮減の取組み状況等の検証を目的にコスト縮減算定表の確実な作成はもちろんのこと、検討会を開催し、一層のコスト縮減の推進に努める。（建設局廿日市支局）</p>

<p>イ 建設工事の指名競争入札に係る指名業者の選定については、建設工事指名業者等選定要綱（以下「選定要綱」という。）に基づき行っており、このうち地理的条件については、選定要綱第5条第5項、更に選定要綱第5条第5項の選定基準に係る留意事項により、「本店、支店又は営業所の所在地及びその地域での工事実績等からみて、その地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて発注工事を確実に円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に判断する。また、県内業者については、積極的に指名すること。」とされている。</p> <p>この地理的条件の運用に当たっては指名される業者の組合せが長年固定化される傾向となっている。</p> <p>指名競争入札の実施に当たっては、競争性の発揮が重要であることから、近年の合併後の市町の状況に応じて、指名審査における地理的条件の運用を見直す必要がある。（農林局、建設局、建設局廿日市支局）</p>	<p>指名業者の選定については、建設局と年度当初の打合せ会議の開催や年度途中での密な連絡体制により、地域事務所としての「基本的な考え方」の整合を図っているが、近年の市町村合併に伴う「地理的条件の運用」についても建設局と協議・調整を行い決定している。</p> <p>平成19年10月からは、1,000万円以上の工事のすべてが一般競争入札となるが、指名競争入札についても、一般競争入札の拡大にあわせてより競争性が発揮できるよう地理的条件の運用の見直しを進めている。（農林局）</p> <p>市町村合併を踏まえた地理的条件の見直しについては、平成19年10月からの一般競争入札制度の拡大に向け、建設局と技術指導室との間で調整しながら地域要件等の見直しを検討している。（建設局）</p> <p>廿日市支局管内では、平成15年3月1日の佐伯町及び吉和村の廿日市市への編入に始まり、平成17年4月25日の湯来町の広島市編入、平成17年11月3日の大野町及び宮島町の廿日市市への編入合併により新制廿日市市と大竹市の2市となった。</p> <p>当支局の指名審査では、管内の合併完了が平成17年11月であったことを考慮し、平成18年度までは地理的条件（工事箇所附近）や同種工事についての経験（施工能力）を基本に選定することとしている。</p> <p>地理的条件の運用については、合併完了から概ね1年が経過したことを勘案し、平成18年10月からは旧市町村単位の業者選定に加えて、廿日市支局管内全域からの選定も考慮するなど、一層の競争性を高める工夫を行っている。</p> <p>なお、平成19年10月からの一般競争入札制度の拡大に向け、建設局と技術指導室との間で調整しながら地域要件等の見直しを検討している。（建設局廿日市支局）</p>
<p>ウ 公用車について、平成16年度の監査の結果に基づき削減が図られたところであるが、平成18年4月から8月までの公用車の稼働率は50%程度と依然として低い状況にある。</p> <p>このため、公用車の利用状況を個別に確認するとともに、引き続き、庁舎単位での集中管理の一層の推進と市町への事務移譲等による業務量や執行体制の変化を踏まえた更なる削減の検討を行う必要がある。（全局）</p>	<p>公用車の配置や使用方法については、平成18年11月7日付け総務部長通知「地域事務所における公用車の配置・使用等の見直しについて」に基づいて、前年度稼働率や執行体制、業務内容を勘案のうえ、各局間及び本庁関係室と連携し適宜見直しを行っているところである。</p> <p>その結果、広島地域事務所全体では平成18年度末までに5台の削減を行った。また、平成19年4月には1台所管換えをして、平成19年度中には稼働率が低く年式の古い建設局廿日市支局の4台を削減する予定である。</p> <p>なお、平成18年度の稼働率は51.7%であり、平成16年度削減計画における予想稼働率（60%）を目安に引き続き見直しを行い、配置台数の適正化や効率的な利用の推進を図る。</p>

<p>エ 職員駐車場の利用に当たり、建設局庁舎と廿日市分庁舎においては、職員駐車場許可基準が定められていない。また、廿日市分庁舎においては20台分職員駐車場の借上を行っている。</p> <p>現在、県においては、「広島県地球温暖化防止地域計画」や「環境に配慮した広島県率先行動実行計画」等を策定し、環境に配慮し、自家用車の利用の自粛や公共交通機関の利用を呼びかけている。このため、地域事務所においても率先して自家用車の利用の自粛に取り組む必要があり、自家用車通勤については、真に必要なものに留めるべきである。</p> <p>職員駐車場の利用に当たっては、職員駐車場許可基準を策定し、真に自家用車での通勤の必要性が認められる職員のみ限定するよう努めていただきたい。(総務局)</p>	<p>職員駐車場の利用に関しては、平成19年3月14日付け総務部総務室長通知「職員駐車場の管理規程の策定について」に基づき、各地域事務所において管理規程の策定及び見直し等を行ったところである。</p> <p>廿日市分庁舎では「広島地域事務所廿日市分庁舎職員駐車場管理規程」を平成19年4月1日から施行し、職員駐車場の利用が真に自家用車での通勤を必要とする職員に限定されるよう、「職務上の必要がある者」、「身体に障害又は疾病等がある者」、「交通事情が悪い者」、及び「その他これらに準ずる特殊事情がある者」を利用資格者として定めるところである。</p> <p>建設局庁舎では、交通事情が悪いなど、真に自家用車通勤の必要性が認められる職員のみ職員駐車場の利用を限定する方向で、19年度中に利用資格基準を策定する。</p>
<p>オ 広島地域事務所においては、建設局大柿維持管理分室及び吉田維持管理分室の本局への統合により管内が広域化しているが、本年9月の台風13号に対する対応において、災害現場へ行くのに時間を要することや職員の交替が難しいなど様々な課題が生じている。</p> <p>今後、これらの課題を整理し、危機管理体制の確保に一層努める必要がある。(全局)</p>	<p>災害現場に行くのに時間を要することに対しては、平成18年度から事前に江田島市及び安芸高田市へ配備水防班を事前に派遣しており、台風13号に対する対応時には、可能な限りの役割は果たしたと考える。</p> <p>平成19年1月25日から同27日にかけて開催した広島建設局査定総括会議においては次のように指摘している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 経営環境悪化による建設業者の体力低下（コンサル業者含む）により緊急対応が困難になっている。 ② 市町村合併により管内市町の防災力が著しく低下し、これまでのような形での県との連携が特に情報収集面において不可能になっている。 ③ これらの状況の変化に対する我々のシステム構築が、危機管理の面でいう「被害軽減」「応急対策」「復旧・復興」の全ての面で遅れている。 ④ 以上のことは個々の建設局の能力を越えており、県全体でなければ解決できない課題であると考え。 <p>今後、①緊急対応業者の育成、支援策の検討②管内市町の防災面における協力関係の見直しを中心として建設局と本庁関係室との間で協議しながら対策を進める。</p>
<p>カ 県営住宅の退去滞納者に対する滞納整理の事務処理において、次のとおり「県営住宅の退去者に係る家賃滞納整理事務処理要領」（平成17年4月1日土木建築部建築総室住宅管理室策定）に定められた事務処理が行われていないものがあつた。退去滞納者の家賃の滞納整理について、要領に定められた事務処理を確実に履行する必要がある。(建設局廿日市支局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに退去滞納者が生じた場合に送付することとされている督促状（滞納各月ごとに作成した納入通知書を添付）の発送が著しく遅延しているもの ・ 退去滞納者に係る滞納調書を作成していないもの ・ 退去滞納者の所在が不明な場合に行うこととされている住所（居所）の調査を行っていないもの 	<p>退去滞納者への督促状については、平成18年度分から順次年度を遡って発送している。</p> <p>平成18年度分は2名、平成17年度分は6名、平成16年度分は2名、平成15年度分は2名について、督促状を発送した。</p> <p>また、必要に応じ連帯保証人にも請求した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 滞納調書の作成は、督促状発送事務に合わせて順次作成している。今後、順次年度を遡って処理していく。 ② 住所の調査については、督促状発送事務に合わせて調査している。今後、順次年度を遡って処理していく。 <p>平成19年4月から指定管理者制度への移行に伴い「県営住宅の退去者に係る家賃滞納整理事務処理要領」が改正された（平成19年4月1日改正）。</p> <p>廿日市支局は、必要に応じ指定管理者の事務の実施状況等を確認し、退去滞納者の滞納整理に努める。(建設局廿日市支局)</p>

キ 一般国道488号東山バイパス事業(廿日市市吉和東山地区内)については、全体延長8.2km、全体事業費85億円余の計画で、平成元年に事業着手し、平成17年度までに63億円余を執行し、執行率は約74%となっている。

また、平成17年度からは、旧湯来町管内4.5km区間は旧湯来町と広島市が合併したことにより広島市が担当し、県は、廿日市管内3.7km区間を担当することとなっており、これまで、平成16年度に完成した雲出トンネルを含む一部区間約1kmについては、既に供用開始されている。

現在、県は廿日市支局管内3.7kmのうち約3km区間の一部供用を図るため、暫定施工済の区間約2km及び未着工区間約1kmの整備を進めているが、平成16年度以降は厳しい予算事情などから年間約5,000万円の工事執行となっており、この進捗状況では当該一部供用開始まであと約20年を要する見込みである。

また、バイパス全体の完成の時期については、当初平成21年度とされていたが、未着工部分約3.2kmを抱える広島市側の工事の進捗が不確定という要素もあり、見通しが立たない状況である。

昨今の県の財政が危機的な状況の中、より投資予算の選択と集中が必要とされているところであり、当該一般国道488号東山バイパス事業については、事業効果を踏まえた事業の継続の是非などについて、早急に検討する必要がある。(建設局廿日市支局)

一般国道488号は、山陽と山陰を結ぶ重要な幹線道路であり、地域住民の定住、観光開発、産業経済の発展、地域振興といった基盤整備に大きな役割を担った主要路線に位置付けられている。

現在、一般県道488線東山バイパス事業については、約3km区間の暫定供用を目指して誠意努力している。この区間の残工事については、平成19年度にコスト縮減策等の検討を行い、今後、早期の事業効果発現ができるよう努める。

また、広島市境までの未着手部分0.7kmについては、広島市の事業進捗状況を勘案しながら工事着手を検討する必要がある。このため、事業継続の是非も含めた今後の対応方針については、平成20年度に予定されている「事業再評価」の中で、「広島県事業評価監視委員会」や関係市町の意見等を踏まえながら決定する。(建設局廿日市支局)

15 尾三地域事務所（監査年月日：平成18年11月14日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容																					
<p>1 収入に関する事項 ア 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <p>（総務局）</p> <table border="1" data-bbox="205 504 1123 651"> <thead> <tr> <th data-bbox="210 504 504 577">区 分</th> <th data-bbox="504 504 812 577">長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]</th> <th data-bbox="812 504 1118 577">参考 前回監査時 (平成16年10月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="210 577 504 651">違約金及び延納利息</td> <td data-bbox="504 577 812 651">1 人 81,385 円</td> <td data-bbox="812 577 1118 651">1 人 81,385 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成16年10月)	違約金及び延納利息	1 人 81,385 円	1 人 81,385 円	<p>法人の清算人に対して債権届を提出し、破産手続きが開始されるのを待っていたが、この見込みが全くないため徴収が困難であり、本庁担当室と調整を行い、不納欠損処分等を検討する。</p>															
区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成16年10月)																				
違約金及び延納利息	1 人 81,385 円	1 人 81,385 円																				
<p>（税務局）</p> <table border="1" data-bbox="189 958 1093 1303"> <thead> <tr> <th data-bbox="194 958 502 1055">区 分</th> <th data-bbox="502 958 798 1055">長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]</th> <th data-bbox="798 958 1088 1055">参考 前回監査時 (平成16年10月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="194 1055 502 1097">個人県民税</td> <td data-bbox="502 1055 798 1097">246,047,120 円</td> <td data-bbox="798 1055 1088 1097">255,234,976 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 1097 502 1140">法人県民税</td> <td data-bbox="502 1097 798 1140">8,464,998 円</td> <td data-bbox="798 1097 1088 1140">7,500,250 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 1140 502 1182">個人事業税</td> <td data-bbox="502 1140 798 1182">36,763,545 円</td> <td data-bbox="798 1140 1088 1182">33,222,774 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 1182 502 1225">法人事業税</td> <td data-bbox="502 1182 798 1225">18,973,560 円</td> <td data-bbox="798 1182 1088 1225">12,946,946 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 1225 502 1267">不動産取得税</td> <td data-bbox="502 1225 798 1267">53,093,465 円</td> <td data-bbox="798 1225 1088 1267">50,191,248 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 1267 502 1303">自動車税</td> <td data-bbox="502 1267 798 1303">70,934,192 円</td> <td data-bbox="798 1267 1088 1303">75,923,721 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成16年10月)	個人県民税	246,047,120 円	255,234,976 円	法人県民税	8,464,998 円	7,500,250 円	個人事業税	36,763,545 円	33,222,774 円	法人事業税	18,973,560 円	12,946,946 円	不動産取得税	53,093,465 円	50,191,248 円	自動車税	70,934,192 円	75,923,721 円	<p>収入未済額の縮減を図るため、平成18年度は局内に次長を班長とする「滞納整理統括班」を設置し、綿密な進捗管理を行いながら、滞納整理の早期着手と滞納処分を計画的・集中的に実施している。</p> <p>本年度も、「滞納整理統括班」を継続設置し、適切な進捗管理を行いながら、昨年度の取組みを継続し実施する。</p> <p>また、自主納税の推進のための広報に努めるとともに、滞納整理事務処理指針に基づき、効率的、効果的な滞納整理の実現に努める。</p> <p>平成18年度は、個人県民税及び個人事業税、自動車税の収入未済額縮減について、重点事項として取り組んでいる。</p>
区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成16年10月)																				
個人県民税	246,047,120 円	255,234,976 円																				
法人県民税	8,464,998 円	7,500,250 円																				
個人事業税	36,763,545 円	33,222,774 円																				
法人事業税	18,973,560 円	12,946,946 円																				
不動産取得税	53,093,465 円	50,191,248 円																				
自動車税	70,934,192 円	75,923,721 円																				

1 個人県民税

(1) 職員の資質の向上

広島県地方税徴収対策推進協議会や尾三地区三税徴収部門協議会主催の担当者研修会を通じて、徴収技術の向上を図っている。

(2) 管内市町との密接な連携の促進

滞納整理全般にわたる相談及び搜索の立会や公売などの徴収技術の支援を行っている。

本年度は、税源移譲に伴い、収入未済額の増加が予想される。このため管内市町とのより一層の連携を図り収入確保に取り組む。

2 自動車税

9～10月を「集中催告月間」として、滞納整理の促進を図っている。

また、12月を財産調査強化月間、1～2月を差押処分強化月間として、滞納処分の促進を図っている。

本年度も、昨年度の取組みを継続するとともに、預貯金、給与差押を中心に、集中的な滞納整理を実施する。

3 個人事業税

滞納繰越分について6～7月を財産調査・差押処分強化月間とし、現年度分については11月を集中催告月間として滞納整理に取り組んでいる。

本年度も、昨年の取組みを継続し、納税折衝に応じない納税者に対しては、預貯金、売掛金等債権を中心とした調査・差押を実施する。

4 全体として

現年課税分についても、滞納繰越の未然防止の観点から、滞納整理の早期着手に取り組んでいる。

本年度も、昨年度の取組みを基本とし、県税滞納整理計画に基づき、各税目について納期内納付及び口座振替制度の普及に努める。

また、未納となった場合は、滞納整理の早期着手に取り組む。

(平成19年3月末現在の収入未済額)

・個人県民税	219,896,887円
・法人県民税	6,533,527円
・個人事業税	27,923,166円
・法人事業税	13,739,967円
・不動産取得税	37,598,788円
・自動車税	53,614,453円

(厚生環境局)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成16年10月)
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	13人 4,291,060円	13人 4,099,510円
生活保護費に係る戻入金・返還金	19人 3,162,409円	6人 446,505円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	155人 34,139,974円	129人 30,554,393円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	40人 1,308,590円	43人 1,504,034円
母子福祉資金に係る戻入金	1人 85,000円	1人 85,000円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	6人 3,655,662円	6人 3,135,472円
寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息	1人 60,047円	1人 60,047円
廃棄物処理に係る行政代執行弁償金	3人 1,716,887円	3人 1,716,887円

○ 児童扶養手当に係る戻入金及び返還金

平成19年4月末現在の収入未済額

13人 4,231,060円

児童扶養手当については、返納金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定期日前後に文章による納入指導を行うほか、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っている。

今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。

○ 生活保護費に係る戻入金及び返還金

平成19年4月末現在の収入未済額

16人 3,080,409円

生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文章による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況等を把握し、計画的な納入を指導している。

また、1年以上の長期にわたり未納となっている者に対しては、夜間の電話による督促を実施した。

今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。

○ 母子福祉資金に係る貸付金元利収入

平成19年4月末現在の収入未済額

135人 32,963,668円

○ 母子福祉資金に係る違約金及び延滞利子

平成19年4月末現在の収入未済額

33人 1,250,490円

- 母子福祉資金に係る戻入金
平成19年4月末現在の収入未済額
1人 85,000円
- 寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入
平成19年4月末現在の収入未済額
6人 3,635,662円
- 寡婦福祉資金に係る違約金及び延滞利子
平成19年4月末現在の収入未済額
1人 60,047円
母子・寡婦福祉資金については、借受人、連帯借主等に対して文章・夜間電話・訪問等による納入指導を行っている。また、滞納を発生させないよう償還前指導を行い、口座振替・月賦による納入の推進に努めるとともに、回収困難事例については厚生環境局長をトップとした検討会を開催するなど所をあげて滞納改善に取り組んでいる。
- 廃棄物処理に係る行政代執行弁償金について
平成19年4月末現在の収入未済額
3人 1,668,905円
本年度は、財産調査により把握した滞納者名義の土地及び家屋を差押えた。
また、金融機関において47,982円の預貯金残高を確認したため、差押え、徴収した。引き続き1,668,905円の未収金の回収に積極的に努める。

(建設局)

区 分	長期末納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成16年10月)
道路使用料	1人 2,100円	1人 6,600円
河川使用料	9人 35,822円	8人 20,990円
公有水面使用料	5人 4,013,780円	6人 3,905,765円
雑収(公有水面使用料相当額)	1人 438,709円	1人 888,709円
海岸使用料	1人 1,625円	2人 7,945円
住宅使用料	48人 12,606,050円	47人 12,718,249円
駐車場使用料	14人 203,190円	—
道路事業に係る行政代執行弁償金	1人 164,215円	1人 165,000円
行政代執行費用に係る延滞金	1人 707,600円	—

長期未納（滞納繰越）のものについて、次のとおり取組みを行った。引き続き、徴収に努める。

○ 道路使用料

平成19年4月末現在の未納状況
0円

○ 河川使用料

平成19年4月末現在の未納状況

9人 35,822円

河川使用料の滞納者については、訪問等により納入指導及び督促を行い徴収に努める。

○ 公有水面使用料

平成19年4月末現在の未納状況

5人 4,013,780円

公有水面使用料（分割納入予定の1人709,460円を除く）については、法人の倒産等により徴収不能の状況であるため、不納欠損処分の検討を行う。

○ 雑収（公有水面使用料相当額）

平成19年4月末現在の未納状況

1人 138,709円

雑収（公有水面使用料相当額）、行政代執行費用に係る延滞金については、分割納入中であり、引続き未納額の徴収に努める。

○ 海岸使用料

平成19年4月末現在の未納状況

1人 1,625円

法人の倒産により徴収不納の状況であるため、不納欠損処分の検討を行う。

○ 道路事業に係る行政代執行弁償金

平成19年4月末現在の未納状況

1人 164,215円

道路事業に係る行政代執行弁償金については、再度預金等調査を行い徴収に努める。

○ 行政代執行費用に係る延滞金

平成19年4月末現在の未納状況

1人 490,000円

分割納入中であり、引続き未納額の徴収に努める。

今後は、法的要件を満たすものについては不納欠損処分を行うなど、より効果的、効率的な債権管理の取り組みに努め、長期未納とならないよう早い段階からの督促等を強化する。

○ 住宅使用料

平成19年4月末現在の未納額

43人 12,441,387円

	<p>○ 駐車場使用料 平成19年4月末現在の未納額 11人 186,790円</p> <p>入居者に対して年3回の徴収強化月間を設定するなど、夜間・休日を含めた効率的かつ濃密な督促・徴収に努める。また、督促・徴収にも応じない滞納者については、住宅の明渡し及び家賃支払いを求める訴訟などの法的措置を講じるとともに、退去滞納者に対しては、引き続き臨戸訪問を行うなど、督促・徴収に努める。</p>
<p>2 財産に関する事項 河川、道路、港湾、公有水面の使用において、不法占有になっているものがあつた。適正な管理に努められたい。(建設局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和久原川に係るもの 3件 ・御調川(国道486号)に係るもの 1件 ・尾道糸崎港水域に係るもの 12件 ・公有水面に係るもの 2件 	<ul style="list-style-type: none"> ① 和久原川の不法占有について 不法占有の経緯に歴史があり、撤去指導は困難な状況であるが、今後とも指導を行っていく。 ② 御調川(国道486号)の不法占有について 占有物件について、占有の公共性を検討しながら対処していく。 ③ 尾道糸崎港水域の不法占有について 県道糸崎港線道路改良事業、尾道糸崎港港湾整備事業にあわせて整理する予定である。 ④ 公有水面の不法占有について 法人倒産により更新手続及び撤去指導が困難な状況にある。

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>ア 公共工事のコスト縮減に当たっては、平成16年3月に策定された「広島県公共事業コスト縮減プログラム」に基づき取り組んでおり、このプログラムの重点目標として、平成16年度から平成18年度までの3か年で平成15年度に対し10%のコスト縮減、全体目標として平成16年度から平成20年度までの5か年で平成15年度に対し15%のコスト縮減を掲げているが、平成17年度の農林局ではコスト縮減率が3.3%、建設局では3.7%で尾三地域事務所全体では3.6%と7地域事務所でも低い結果となっている。</p> <p>これまでの取組を分析し、平成18年度の重点目標及び平成20年度の全体目標を達成できるよう、これまで以上に公共工事のコスト縮減に努められたい。</p> <p>また、公共工事のコスト縮減に当たっては、コスト縮減検討会での検討・点検状況の周知徹底による情報の共有化や研修会の開催などの継続的な取組により、管理職職員を始めとする職員一人ひとりのコスト縮減への意識改革及び向上を図ることが重要であることから、所をあげた取組を一層推進していただきたい。</p> <p>なお、平成17年度の建設局において、設計金額5,000万円以上（港湾・漁港事業は1億円以上）の工事については、コスト縮減算定表を作成すべきところ作成されていないものがあったので、取組が確実に行われるよう努められたい。（農林局、建設局）</p>	<p>農林局では、①平成18年度当初から全工事のコスト縮減状況を農林局共有サーバーに保存及び職員供覧を行うこと、②金額にとらわれずに算定表を作成すること並びに③平成17年度に引き続き5千万円以上の算定表を主体とした学習会を開催することで、コスト縮減の取組強化を図っている。</p> <p>その結果、平成19年3月末現在で、算定表作成件数34件（5千万円以上の工事12件・3千万円以上5千万円未満の工事5件・3千万円未満の工事17件）、縮減額285,897千円となり、全工事金額に対する縮減率は13.3%である。</p> <p>今後とも平成20年度の目標達成に向け、コスト縮減の取組強化を続け、より一層のコスト縮減に努めたい。（農林局）</p> <p>建設局では、これまで①コスト縮減検討会の開催、②ローカルルール（コスト縮減を図るため、地域の実情に即した整備を行うもの）の適用、③意識改革を目指した現場マネジメントの取り組みや④職員技術研修会の開催などを実施していた。平成18年度からは、これまでの5千万円以上の工事のコスト縮減表作成に加えて、3千万円以上5千万円未満の工事についても3割程度（件数ベース）コスト縮減表を作成するとともに、設計段階における徹底した検討を行っている。</p> <p>その結果、平成19年3月末現在で、算定表作成件数50件（5千万円以上の工事34件・3千万円以上5千万円未満の工事14件・3千万円未満の工事2件）、全体工事金額に対する縮減率は7.3%となっている。</p> <p>平成19年度においても、工事コストの縮減に加え将来の維持管理費の低減など総合コストの縮減に努める。（建設局）</p>
<p>イ 建設工事の指名競争入札に係る指名業者の選定については、建設工事指名業者等選定要綱（以下「選定要綱」という。）に基づき行っており、このうち地理的条件については、選定要綱第5条第5項、更に選定要綱第5条第5項の選定基準に係る留意事項により、「本店、支店又は営業所の所在地及びその地域での工事実績等からみて、その地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて発注工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に判断する。また、県内業者については、積極的に指名すること。」とされている。</p> <p>この地理的条件の運用に当たっては指名される業者の組合せが長年固定化される傾向となっている。</p> <p>指名競争入札の実施に当たっては、競争性の発揮が重要であることから、近年の合併後の市町の状況に応じて、指名審査における地理的条件の運用を見直す必要がある。（農林局・建設局）</p>	<p>指名業者の選定については、年度当初の建設局との打合せにより、地域事務所としての基本的な考え方などについて整合を図っている。</p> <p>近年の市町村合併が進んだ中、平成19年10月からは、1,000万円以上のすべてが一般競争入札となるが、指名競争入札についても、一般競争入札の拡大にあわせてより競争性が発揮できるような地理的条件の運用の見直しを進めている。（農林局）</p> <p>地理的条件については、市町の合併による管内の変更が生じたが、激変緩和のため、従前の地理的要件により運用している。しかし、指名業者の組み合わせの固定化を避けるために、一部では工事成績等他の要件を重ねるなどの措置を講じてきた。</p> <p>なお、平成19年10月からの一般競争入札制度の拡大に向け、建設局と技術指導室との間で調整しながら地理的条件等の見直しを検討している。（建設局）</p>

<p>ウ 公用車について、平成16年度の監査の結果に基づき削減が図られたところであるが、平成18年4月から8月までの公用車の稼働率は50%程度と依然として低い状況にある。</p> <p>このため、公用車の利用状況を個別に確認するとともに、引き続き、庁舎単位での集中管理の一層の推進と市町への事務移譲等による業務量や執行体制の変化を踏まえた更なる削減の検討を行う必要がある。(全局)</p>	<p>公用車の配置や使用方法については、平成18年11月7日付け総務部長通知「地域事務所における公用車の配置・使用等の見直しについて」に基づいて、前年度稼働率や執行体制、業務内容を勘案のうえ、各局間及び本庁関係室と連携し適宜見直しを行っているところである。</p> <p>その結果、尾三地域事務所全体では平成18年度末までに9台の削減を行った。</p> <p>なお、平成18年度の稼働率は55.1%であり、平成16年度削減計画における予想稼働率(60%)を目安に引き続き見直しを行い、配置台数の適正化や効率的な利用の推進を図る。</p>
<p>エ 職員駐車場の利用に当たり、尾道庁舎においては職員駐車場許可基準が定められていない。</p> <p>また、三原分庁舎においては、職員駐車場管理要領が定められているが、今の基準では、職員駐車場利用を必要最低限のものに限定するという基準にはなっておらず、74台分職員駐車場の借上を行っている。</p> <p>現在、県においては、「広島県地球温暖化防止地域計画」や「環境に配慮した広島県率先行動実行計画」等を策定し、環境に配慮し、自家用車の利用の自粛や公共交通機関の利用を呼びかけている。このため、地域事務所においても率先して自家用車の利用の自粛に取り組む必要があり、自家用車通勤については、真に必要なものに留めるべきである。</p> <p>職員駐車場の利用に当たっては、尾道庁舎においては、まず、職員駐車場許可基準を策定し、尾道庁舎、三原分庁舎とも真に自家用車での通勤の必要性が認められる職員のみ限定するよう努めていただきたい。(総務局)</p>	<p>職員駐車場の利用に関しては、平成19年3月14日付け総務部総務室長通知「職員駐車場の管理規程の策定について」に基づき、各地域事務所において管理規程の策定及び見直し等を行ったところである。</p> <p>尾道庁舎においては平成19年4月1日付けで、三原庁舎においては平成19年3月19日付けで新たに職員駐車場管理規程を策定した。</p> <p>この管理規程において、職員駐車場の利用が真に自家用車での通勤を必要とする職員に限定されるよう、「職務上の必要がある者」、「身体に障害又は疾病等がある者」、「交通事情が悪い者」、及び「その他これらに準ずる特殊事情がある者」を利用資格者として定めたところである。</p>

16 備北地域事務所（監査年月日：平成18年11月2日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容																					
<p>1 収入に関する事項 ア 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <p>（税務局）</p> <table border="1" data-bbox="228 472 1171 960"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]</th> <th>参考 前回監査時 (平成16年10月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人県民税</td> <td>86,531,873 円</td> <td>88,201,939 円</td> </tr> <tr> <td>法人県民税</td> <td>2,184,387 円</td> <td>2,215,378 円</td> </tr> <tr> <td>個人事業税</td> <td>9,978,342 円</td> <td>10,738,951 円</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>3,272,000 円</td> <td>4,889,967 円</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>39,555,784 円</td> <td>25,503,200 円</td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> <td>61,372,429 円</td> <td>62,646,624 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成16年10月)	個人県民税	86,531,873 円	88,201,939 円	法人県民税	2,184,387 円	2,215,378 円	個人事業税	9,978,342 円	10,738,951 円	法人事業税	3,272,000 円	4,889,967 円	不動産取得税	39,555,784 円	25,503,200 円	自動車税	61,372,429 円	62,646,624 円	
区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成16年10月)																				
個人県民税	86,531,873 円	88,201,939 円																				
法人県民税	2,184,387 円	2,215,378 円																				
個人事業税	9,978,342 円	10,738,951 円																				
法人事業税	3,272,000 円	4,889,967 円																				
不動産取得税	39,555,784 円	25,503,200 円																				
自動車税	61,372,429 円	62,646,624 円																				
	<p>収入未済額の縮減を図るため、「滞納整理統括班」を設置し、平成18年度県税徴収対策実施要領を定め徴収強化対策を実施し、滞納整理の取組みを強化した。</p> <p>各税目については、次のような対策を実施し、収入未済額の縮減に努めているが、引き続き徴収促進等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人県民税 <p>平成18年4月に設立された「広島県地方税徴収対策推進協議会」に呼応し、滞納整理統括班長を窓口として、管内2市と密接な連携を図るとともに、滞納整理全般に係る情報の交換を積極的に行い滞納額の縮減を図った。</p> <p>また、平成19年度は、三次市において4ヶ月間「駐在型併任徴収」を計画しており、徴収の技術的支援を実施する。</p> ○ 重点税目(自動車税、個人事業税) <p>自動車税について、平成18年度から納税機会の拡大と納期内納付率の向上を図るため、コンビニ納税を開始するとともに、郵便局での納税を全国に拡大した。また、集中催告月間を定め集中的に文書・電話催告を行うとともに、勤務先調査・財産調査等の充実を図り、徴収の強化を行った。</p> <p>具体的には、昨年11月に実質10日間管内2市の中心部を重点的に臨戸催告を実施するとともに、本年1月及び2月を差押強化月間として定め取組みの強化を図った。</p> <p>個人事業税の更正・決定分については、早期課税に努めるとともに、課税前に「お知らせ文」による事前予告や大口納税者へ電話による納期内納付の促進を図った。</p> 																					

- その他税目
計画的・集中的な滞納整理等を実施することにより、さらなる収入未済額の縮減に努める。

(平成19年3月末現在の収入未済額)

- ・ 個人県民税 77,013,731 円
- ・ 法人県民税 1,622,387 円
- ・ 個人事業税 8,223,470 円
- ・ 法人事業税 2,719,500 円
- ・ 不動産取得税 37,354,268 円
- ・ 自動車税 48,759,673 円

(厚生環境局)

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成16年10月)
精神保健費負担金	1人 3,000円	1人 25,000円
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	8人 3,205,520円	10人 3,616,600円
生活保護費に係る戻入金・返還金	2人 536,000円	3人 761,282円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	41人 17,642,393円	31人 19,132,148円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	23人 2,318,547円	25人 2,148,047円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	5人 1,142,775円	5人 1,310,619円
寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息	3人 290,100円	3人 264,300円
特別障害者手当に係る戻入金・返還金	1人 79,760円	—

- 精神保健費負担金
平成19年4月末現在の収入未済額
0円
- 児童扶養手当に係る戻入金・返還金
平成19年4月末現在の収入未済額
8人 3,151,520円
児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定期日前後に文書による納入指導を行うほか、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っている。
今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。
- 生活保護費に係る戻入金・返還金
平成19年4月末現在の収入未済額
2人 522,000円
生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している

今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。

- 母子福祉資金に係る貸付金元利収入
平成19年4月末現在の収入未済額
40人 17,225,222円
- 母子福祉資金に係る違約金・延納利息
平成19年4月末現在の収入未済額
23人 2,296,547円
- 寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入
平成19年4月末現在の収入未済額
5人 1,068,775円
- 寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息
平成19年4月末現在の収入未済額
3人 290,100円

母子・寡婦福祉資金については、借受人、連帯借主等に対して文書・夜間電話・訪問等による納入指導を行っている。また、滞納を発生させないよう償還前指導を行い、口座振替・月賦による納入の推進に努めるとともに、回収困難事例については厚生環境局長をトップとした検討会を開催するなど、所をあげて滞納改善に取り組んでいる。

- 特別障害者手当に係る戻入金・返還金
平成19年4月末現在の収入未済額
1人 69,760円

特別障害者手当については、電話、文書又は家庭訪問など生活状況を把握しながら、計画的かつ確実な納入がなされるよう償還指導を行っている。

今後も引き続き、計画的な納入が行われるよう指導に努める。

(農林局庄原支局)

区 分	長期末納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成16年10月)
工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	1人 154,501円	1人 154,501円
委託契約に係る違約金	1人 178,500円	—

- 委託契約に係る違約金
平成19年4月末現在の収入未済額
1件 178,500円

当該歳入は、営業不振による事業休止のため、事業実施が不可能となった請負業者から、契約書に基づき違約金を徴収するものである。

当該業者については、事務所ビルが閉鎖後売却され、事業活動が完全に休止している。また、費用がかかることから破産手続きは行っておらず、平成16年5月10日以降、商法で定める役員変更登記が行われていない等休眠状態にある。

平成16年度以降、会社経営者に対し、文書及び電話により納入の督促とともに、分納についての働きかけを行っており、今後も引き続き、未収債権を管理する他部局と連携し、定期的な面談や電話等により、債権の回収に努める。

○ 工事請負契約の前払い金返還に係る延滞利息

平成19年4月末現在の収入未済額

1件 154,501円

当該歳入は、経営不振により倒産し契約解除を行った請負業者から、契約書に基づき前払い金返還に係る延滞利息を徴収するためのものである。

平成15年度以降、自宅に電話・訪問、督促状・催告状を送付し納入を求めている。

平成16年度に清算人と面談し納入を求めたが、その後は所在がわからず連絡が取れないため、資産の状況・精算事務の進捗状況については不明である。清算人の妻には、分割の納入も可能である旨を伝えたが、未納の状況にある。今後も未収債権をもつ庄原市と連携し、清算人の所在の把握に努めて納入を求める等により、債権の回収に努める。

(建設局)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成16年10月)
道路使用料	6人 84,447円	6人 77,847円
河川使用料	4人 38,250円	4人 31,860円
住宅使用料	16人 1,858,261円	14人 2,446,941円
駐車場使用料	7人 103,980円	—

○ 道路使用料

平成19年4月末現在の未納状況

6人 84,447円

音信不通の1名については、法的要件を満たすため、関係室と不納欠損処分を含め協議・検討を行う。

残りの5名については、引き続き督促し、滞納使用料の解消に努める。

○ 河川使用料

平成19年4月末現在の未納状況

4人 38,250円

音信不通の1名については、法的要件を満たすため、関係室と不納欠損処分を含め協議・検討を行う。

残りの3名については、引き続き督促し、滞納使用料の解消に努める。

○ 住宅使用料

平成19年4月末現在の未納状況

14人 1,820,461円

	<p>○ 駐車場使用料 平成19年4月末現在の未納状況 2人 19,380円</p> <p>住宅使用料及び駐車場使用料の滞納者に対しては、年3回の徴収月間を中心に毎月2班体制による夜間徴収督促を実施した。</p> <p>また、督促に併せ、減免制度の周知あるいは分割納付の指導を行い支払いの円滑化を図っている。長期あるいは高額滞納者に対しては文書督促を行い、支払いの見込みの立たない者については、訴訟等法的措置を講じている。</p>
<p>イ 児童扶養手当返還金及び生活保護費返還金の徴収において、分任出納員は、現金を領収したときは、広島県会計規則第45条に基づき、領収証書を納入者に交付すべきところ、預り証を交付し、領収した現金を指定金融機関へ払い込み後、別途、領収証書を納入者へ郵送していた。</p> <p>また、郵送されてきた現金を領収した場合、その受払いについて現金出納簿に記載する必要があるが、記載していなかった。適正な事務処理に努められたい。(厚生環境局)</p>	<p>未収金(生活保護費、児童扶養手当等)の徴収に当たり、円滑な納入促進に資するため、次のとおり、会計法令に即した処理を徹底し、収入事務のより一層の適正化に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的には、納入者に納入通知書によって、納入させることとしている。 ○ 郵送等現金徴収を必要とする場合には、地域事務所の出納員又は厚生環境局の分任出納員において受領し、現金出納簿に記載するなど適切に事務処理を行うこととしている。 ○ この事務処理の徹底を図るため、新たに、債権管理事務を所掌する職員については、厚生環境局における分任出納員とした。
<p>2 支出に関する事項</p> <p>業務委託において、予定価格の参考となる設計積算を行わず、また、契約担当職員が予定価格を定めることなく、業者による見積額が予算令達額の範囲内であるとして随意契約しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(厚生環境局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験検査機器定期点検業務 	<p>平成18年度試験検査機器点検業務において、設計金額を算出し、契約担当職員において予定価格を設定し、委託契約を実施した。</p>
<p>3 工事及び補償に関する事項</p> <p>ア 次の事業における土地売買契約書中の取得土地の面積表示について、小数点第3位を切捨て、小数点第2位で記載すべきところ、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までの記載となっていた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>なお、土地売買契約書における契約金額の計算については、適正に処理されていた。(農林局庄原支局)</p> <p>事業名：平成17年度 中山間地域総合整備事業 白砂線 (比婆西部地区) 記載誤りのあつた土地売買契約件数：11件</p>	<p>関係権利者11人とは、平成19年1月15日付けで、面積表示について、小数点第2位まで記載した変更契約を締結した。</p> <p>今後は、確認作業を十分行い、適正な事務処理に努める。</p>

イ 工事における設計金額積算のための設計単価については、実施設計単価表、物価資料又は業者見積り等をもとに決定することになっている。

業者見積りをもとに設計単価を決定する場合は、原則として3者以上から見積書を徴取し、実施設計単価表等の類似単価等を参考として査定し、最低価格を採用することとなっているが、次の工事の積算に当たって、工事内容からみて、実施設計単価表による設計単価の使用や複数の業者からの見積もり徴取が可能であるにもかかわらず、技術管理費などを除く、ほぼすべての設計単価について、1者のみの業者見積りをもとに決定していた。適正な事務処理に努められたい。

(農林局庄原支局)

・公園施設整備事業

県民の森高圧受電設備埋設工事No. 16

指摘以降の設計金額積算のための設計積算については、土木工事標準積算基準書を基本とし、実施設計単価にない単価については建設物価等の実勢単価を採用することとし、それ以外の見積りによる場合は3者以上から徴取し、その最低価格を採用することとした。

監査の結果（意見）

措置の内容

ア 公共工事のコスト縮減に当たっては、平成16年3月に策定された「広島県公共事業コスト縮減プログラム」に基づき取り組んでおり、このプログラムの重点目標として、平成16年度から平成18年度までの3か年で平成15年度に対し10%のコスト縮減、全体目標として平成16年度から平成20年度までの5か年で平成15年度に対し15%のコスト縮減を掲げているが、平成17年度の備北地域事務所全体ではコスト縮減率が5.0%と低く、中でも特に農林局庄原支局にあつては1.0%と7地域事務所の8農林局（支局）・10建設局（支局）中で最も低く、建設局においても2.9%と低い結果となっている。

これまでの取組を分析し、平成18年度の重点目標及び平成20年度の全体目標を達成できるよう、これまで以上に公共工事のコスト縮減に努められたい。

また、公共工事のコスト縮減に当たっては、コスト縮減検討会での検討・点検状況の周知徹底による情報の共有化や研修会の開催などの継続的な取組により、管理職職員を始めたとする職員一人ひとりのコスト縮減への意識改革及び向上を図ることが重要であることから、所をあげた取組を一層推進していただきたい。（農林局、農林局庄原支局、建設局、建設局庄原支局）

農林水産部では、平成18年9月1日から「農林水産部公共工事コスト縮減に関する運用」を改正し、コスト縮減算定表の作成対象を3千万円以上に拡大している。また、3千万円未満の工事についても、縮減内容のチェックや縮減結果の整理・保存を行うとともに可能な限り算定表を作成している。

農林局では、この運用の改正を職員研修会等で徹底するなど、目標達成に向けて取組みを強化した結果、総合コスト縮減率15.6%となり目標値である10%を達成することができた。

本年度は、平成19年4月26日に公共事業担当者研修会を開催し、平成18年度の結果を説明するとともに、平成20年度の目標達成に向け「農林水産部公共工事コスト縮減に関する運用」の徹底等を再確認している。

今後とも、職員のコスト意識の醸成を図り、より一層のコスト縮減に努めたい。（農林局）

農林水産部では、平成18年9月1日から「農林水産部公共工事コスト縮減に関する運用」を改正し、コスト縮減算定表の作成対象を3千万円以上に拡大している。また、3千万円未満の工事についても、縮減内容のチェックを実施し、縮減結果の整理・保存を行うこととしている。

農林局庄原支局では、この運用改正を課内会議等で徹底するとともに職員研修会を実施するなど、目標達成に向けて取組みを強化した結果、総合コスト縮減率11.5%となり目標の10%を達成することができた。

今後とも、職員一人ひとりのコスト意識の醸成を図り、コスト縮減検討会を充実してより一層のコスト縮減に努め、目標達成に向けて努力して参りたい。（農林局庄原支局）

土木部・都市部・空港港湾部では、平成18年8月に「土木部・都市部・空港港湾部コスト縮減プログラムに関する運用」を一部改正し、コスト縮減の目標達成に向けて取組みをより一層強化することとした。

これを受け、建設局においても、

- 1 今年度、コスト縮減算定表の作成対象工事を拡大している。(5千万円以上の工事に加えて、3千万円以上5千万円未満の工事についても3割程度作成)
- 2 設計段階でのコスト縮減が最も効果的であることから、特記仕様書の「コスト縮減」「新技術・新工法の提案・検討」の徹底を図る。

等を実施するとともに、従来どおり局内研修会、全庁サーバーへの算定表の登録、セミナーへの積極的参加などを通じて、職員のコスト縮減意識の醸成に努める。(建設局)

平成18年度のコスト縮減率は6.1%となっている。また、コスト縮減検討会を3回(11件)開催し、特に縮減効果の大きい設計段階の取組みについて検討を重ね、職員のコスト縮減に対する意識の醸成に努めた。

今年度もコスト縮減検討会等を積極的に活用し、工事コストの縮減に加えて、規格の見直しやライフサイクルコストの低減におよ一層努力し、総合コスト縮減に努める

さらに、設計段階での取組みをより一層推進するとともに、コスト縮減に関する情報の共有化、研修等への積極的な参加により、継続的なコスト縮減に対する職員の意識啓発に努める。(建設局庄原支局)

イ 建設工事の指名競争入札に係る指名業者の選定については、建設工事指名業者等選定要綱(以下「選定要綱」という。)に基づき行っており、このうち地理的条件については、選定要綱第5条第5項、更に選定要綱第5条第5項の選定基準に係る留意事項により、「本店、支店又は営業所の所在地及びその地域での工事実績等からみて、その地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて発注工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に判断する。また、県内業者については、積極的に指名すること。」とされている。

この地理的条件の運用に当たっては指名される業者の組合せが長年固定化される傾向となっている。

指名競争入札の実施に当たっては、競争性の発揮が重要であることから、近年の合併後の市町の状況に応じて、指名審査における地理的条件の運用を見直す必要がある。(農林局、農林局庄原支局、建設局、建設局庄原支局)

指名業者選定にあたっては、年度当初に建設局と基本方針の整合を図っている。市町村合併に伴う指名業者選定の地理的条件の運用についても、年度当初に建設局と協議し、より一層の透明性を図っていききたい。

また、平成19年10月からの一般競争入札の拡大に伴う地域要件についても建設局と協議調整し、より一層の競争性・透明性の確保に努めたい。(農林局)

指名業者選定については、年度当初に建設局庄原支局と基本方針の整合性を図っている。

市町村合併に伴う指名業者選定の地理的条件の運用についても、年度当初に建設局庄原支局と協議し、地域事務所としての整合を図っていききたい。

また、平成19年10月からの一般競争入札の拡大に伴う地域要件についても建設局庄原支局と協議調整し、より一層の競争性・透明性の確保に努めたい。(農林局庄原支局)

指名競争入札の実施に当たっては、業者の固定化を防ぎ、競争性を高めるため、選定業者数の最大化、工事成績点などの各種要件を勘案して進めてきた。

昨今、市町の合併及び地域事務所制によって管内の変更が生じ、激変緩和を考慮して地理的条件等も上記の考え方で運用してきたが、19年度からは入札参加資格者名簿の変更時期及び入札・契約制度の改正等が予定されていることから、今後、主管室とも協議しながら、改善に努めて参りたい。(建設局)

	<p>地理的条件については、市町の合併による管内の変更が生じたが、激変緩和のため、従前の地理的要件により運用をしてきており、また、合併の影響を受けない地域においても、業者の組み合わせの固定化を避けるために、一部では工事成績等他の要件を重ねるなどの措置を講じてきた。</p> <p>なお、平成19年10月からの一般競争入札制度の拡大に向け、建設局と技術指導室との間で調整しながら地域要件等の見直しを検討している。(建設局庄原支局)</p>
<p>ウ 公用車については、平成16年度の監査の結果に基づき、削減が図られたところであるが、平成18年4月から8月までの公用車の稼働率は50%程度と依然として低い状況にある。</p> <p>このため、公用車の利用状況を個別に確認するとともに、引き続き、庁舎単位での集中管理の一層の推進や市町への事務移譲等による業務量や執行体制の変化を踏まえた更なる削減の検討を行う必要がある。(全局)</p>	<p>公用車の配置や使用方法については、平成18年11月7日付け総務部長通知「地域事務所における公用車の配置・使用等の見直しについて」に基づいて、前年度稼働率や執行体制、業務内容を勘案のうえ、各局間及び本庁関係室と連携し適宜見直しを行っているところである。</p> <p>その結果、備北地域事務所全体では平成19年4月までに10台の削減を行った。</p> <p>なお、平成18年度の稼働率は54.0%であり、平成16年度削減計画における予想稼働率(60%)を目安に引き続き見直しを行い、配置台数の適正化や効率的な利用の推進を図る。</p>
<p>エ 職員駐車場の利用にあたり、三次庁舎では庁舎駐車場管理規程、庄原分庁舎では職員駐車場利用規程が定められているが、今の基準では、職員駐車場を必要最低限のものに限定するという基準にはなっていない。</p> <p>また、三次庁舎においては、211台分職員駐車場の借上を行っている。</p> <p>現在、県においては、「広島県地球温暖化防止地域計画」や「環境に配慮した広島県率先行動実行計画」等を策定し、環境に配慮し、自家用車の利用の自粛や公共交通機関の利用を呼びかけている。このため、地域事務所においても率先して自家用車の利用の自粛に取り組む必要があり、自家用車通勤については、真に必要なものに留めるべきである。</p> <p>職員駐車場の利用に当たっては、真に自家用車での通勤の必要性が認められる職員のみに限定するよう努めていただきたい。(総務局)</p>	<p>職員駐車場の利用に関しては、平成19年3月14日付け総務部総務室長通知「職員駐車場の管理規程の策定について」に基づき、各地域事務所において管理規程の策定及び見直し等を行ったところである。</p> <p>三次庁舎においては、平成19年3月に庁舎駐車場管理規程を一部改正し、平成19年4月から、徒歩による通勤距離が2キロメートル以上ありかつ公共交通機関の利用が著しく困難である者について職員駐車場が利用できることと限定した上で、申請者に対し、公共交通機関の利用が著しく困難である理由を申請書に記載させることとし、庁舎等管理者が真に自家用車での通勤の必要性が認められるかを判断した上で、職員駐車場の台数の範囲内で利用の承認を行うこととした。</p> <p>庄原分庁舎においては、平成14年6月制定の利用規程を再検討し、真に自家用車通勤の必要性が認められる職員のみに限定して行くように一定の改正を行なった。利用承認申請書等により事情を詳細に検討し、利用承認を行なっている。</p>
<p>オ 公園施設整備事業の県民の森高圧受電施設埋設工事及び県営広域営農団地農道整備事業の東城2期地区竹森トンネル電気設備工事について、工事内容から規格品等による対応が可能で、特殊な工事ではないと判断し、電気の技術職員が配置されていないことから、農林の技術職員により執行していた。</p> <p>特殊な工事でない場合であっても、事業規模等を勘案し、設計・積算、監督、検査、成績評定などの各執行段階において、電気の技術職員に依頼、相談することにより、工事の適正かつ効率的な管理及びコスト削減を図る必要がある。(農林局庄原支局)</p>	<p>平成18年度の設計業務において、電気設備関係については農林水産部主管室を通じて都市部下水道室に協議し指導助言を得た。</p> <p>19年度以降実施する工事の内、電気設備等の専門技術を要する工事については、事前に専門の技術職員から指導を受け、工事の適正かつ効率的な管理及びコストの削減を図る。</p>

17 西部工業技術センター（監査年月日：平成19年1月18日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>ア 行政財産の使用許可に伴う必要経費（光熱水費）の徴収において、算出方法を誤っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>行政財産の使用許可に伴う必要経費のうち、算出方法を誤っていた水道・ガス料金については、適正な算定を行い、徴収不足分の納入について該当者に依頼した。 今後は関係規定に十分注意を払い、適正な事務処理に努める。</p>
<p>イ 予定価格が100万円を超える委託契約において、競争入札に適さないとして随意契約を行っているが、委託業務の内容からみて競争入札に適さないとは認められず、競争入札とすべきものがあった。適正な事務処理に努められたい。 ・自家用電気工作物保安業務</p>	<p>当該業務については、平成19年度に一般競争入札に付し、長期継続契約を締結した。</p>
<p>ウ 予定価格の設定は、設計金額を参考として、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、履行期間の長短等を考慮して、適正に定めることとされているが、特段の理由がないにもかかわらず、設計金額を上回る予定価格を設定しているものがあった。契約金額は設計金額を下回っていたが、予定価格の設定に当たっては、適正な事務処理に努められたい。 ・非常用電気工作物保守業務</p>	<p>今後は、予定価格の設定に当たっては、設計金額、取引実例、契約に係る諸条件等を考慮した上で、適正に定めることとする。</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>ア 設備や機器の維持管理業務や保守業務について、設備等を熟知している製造業者又はその代理店等でなければ行うことができないとして、1者のみから見積書を徴取して随意契約により委託契約を行っているものがあるが、他に受託できる業者がないか十分検討する必要がある。 また、維持管理業務等の委託に当たっては、施設整備を行った営繕室と連携を図り仕様の見直しを行うことや同種の業務は一括して委託するなど、より効率的、効果的な委託の方法について検討していただきたい。</p>	<p>現在1者のみから見積書を徴取して随意契約を行っている業務については、可能な限り情報収集等の徹底を図り、競争性の確保に努めるものとする。 維持管理業務の委託については、平成19年度に空気調和設備保守点検業務を統合し、随意契約から一般競争入札へ移行するなどの効率化を図った。今後も継続して定期的な仕様を見直すなど効率的、効果的な委託方法の検討に努めるものとする。</p>
<p>イ 西部工業技術センターが保管する重要物品208点のうち、53点は平成17年度の使用実績がなかった。今後とも使用が見込まれない重要物品については処分する必要がある。</p>	<p>平成17年度の使用実績がなかった53点の重要物品のうち、4点については廃棄手続を行った。 また、残り49点のうち19点については、今後の使用が見込めないものとして廃棄手続を行う予定である。</p>

18 東部工業技術センター（監査年月日：平成19年2月8日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>予定価格が100万円を超える委託契約において、競争入札に適さないとして随意契約を行っているが、見積は2者から徴取しており、また、委託業務の内容からみても競争入札に適さないとは認められず、競争入札とすべきものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県東部工業技術センター警備委託業務 	<p>平成19年4月1日からのこの業務の契約については、競争入札を実施した。</p> <p>今後は、競争入札とすべき業務については、適正な事務処理に努める。</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>ア 東部工業技術センターが保管する重要物品141点のうち、38点は平成17年度の使用実績がなかつた。今後とも使用が見込まれない重要物品については処分する必要がある。</p>	<p>平成17年度の使用実績がなかつた38点のうち23点については、今後とも使用が見込まれないため不用品として整理した。そのうち3点（レイアウトマシン、表面粗さ測定機、皮膜分析装置）は、有価物として業者に売却処分し、残り20点についても、金属くず、被覆線など有価物を抽出して業者に売却し、売却できないものは廃棄処分した。</p>
<p>イ 東部工業技術センターでは、「LIFT21」（新製品・新技術開発交流会）、「広島県ロボット応用研究会」及び「広島県福祉用具開発研究会」の会計事務をセンターの職員が行っているが、現金や通帳とその届出印鑑の保管・管理を同一の担当者が行っているものや収入支出調書や出納簿が作成されていないものなどチェック機能を發揮させる管理体制となつていながつた。</p> <p>研究会等に係る会計事務の取扱いを定め、適正な事務処理と管理を行う必要がある。</p>	<p>研究会等に係る会計事務の適正な取扱いを行うため、平成19年3月23日付けで「広島県立東部工業技術センター各種研究会会計事務処理要領」を定めた。</p> <p>以後の会計事務は、この要領にしたがつて適正に処理している。</p>

19 水産海洋技術センター（監査年月日：平成19年1月10日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>行政財産の使用料において、調定時期が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電柱等に係る施設使用料 17件 	<p>当該行政財産使用許可に係る平成19年度分の使用料については、平成19年4月2日付で納入通知書を発送し、同月25日付で納入されたことを確認した。</p> <p>今後は、会計関係規則等に十分注意を払い、職員相互のチェック体制の確立及び部内研修の実施等により、適正な会計事務の執行が確保されるよう努める。</p>

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>設備や機器の維持管理業務や保守業務について、設備等を熟知している製造業者又はその代理店等でなければ行うことができないとして、1者のみから見積書を徴取して随意契約により委託契約を行っているものがあるが、他に受託できる業者がないか十分検討する必要がある。</p> <p>また、維持管理業務等の委託に当たっては、施設整備を行った営繕室と連携を図り仕様の見直しを行うことなど、より効果的、効率的な委託の方法について検討していただきたい。</p>	<p>メーカーの代理店証明書等、県内で取り扱い可能な業者が1者に限られることを客観的に証明できる書類を添付可能な業務委託については、平成19年度の契約から全て添付するよう改めた。今後も1者のみから見積書を徴取して随意契約を行う場合は、他に受託できる業者がないか十分検討するものとする。</p> <p>また、平成19年度の維持管理業務委託契約については、長期継続契約への移行や、廃止も含めた契約の内容の見直しを行い、効率化を図った。引き続き、契約の仕様の見直しを行うなど、効果的、効率的な業務委託を行うよう努めるものとする。</p>

20 県立広島大学（監査年月日：平成18年11月22日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容						
<p>ア 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあった。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="194 1377 1077 1518"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>長期未納（滞納繰越分） 【監査日現在確認分】</th> <th>参考 前年度決算時 （平成17年3月末）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学使用料 （授業料、施設費）</td> <td>3人 1,405,050円</td> <td>3人 1,159,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	長期未納（滞納繰越分） 【監査日現在確認分】	参考 前年度決算時 （平成17年3月末）	大学使用料 （授業料、施設費）	3人 1,405,050円	3人 1,159,500円	<p>平成18年度に長期未納者1名について、裁判所に仮執行宣言付支払督促の申立てを行い確定した。今後さらに強制履行の手続きを進める。</p> <p>その他長期未納については継続して督促を実施するとともに、同様の法的な手段も検討して徴収の促進を図る。</p> <p>なお、平成19年度以降の授業料については、県歳入ではなく法人独自の収入となるが、授業料等の重要性の周知、継続的な督促実施等により未納の発生防止を図っている。</p> <p>【平成19年5月31日現在未納額】 3人 1,361,800円</p>
区分	長期未納（滞納繰越分） 【監査日現在確認分】	参考 前年度決算時 （平成17年3月末）					
大学使用料 （授業料、施設費）	3人 1,405,050円	3人 1,159,500円					
<p>イ 三原キャンパスにおける「MRI装置の保守業務」の委託において、その業務の一部が再委託されていたが、契約上必要とされている書面による再委託の承諾が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>再委託については、書面による承諾手続を実施した。現在は適正な事務処理に努めている。</p>						

<p>ウ 外部資金による研究費等の執行について、次のとおり、「広島県会計規則」等に基づいた事務処理がなされていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(ア) 「研究奨励寄附金」は、平成13年4月に「広島県会計規則」が改正され、当該寄附金を原資として県から交付された補助金は、歳入歳出外現金として保管・出納することとされた。このため、当該寄附金は一旦、県の歳入に計上した後、学長に対し補助金として交付する手続が必要となつた。</p> <p>しかし、平成17年度の受入分までこの手続が行われなかつたことから、従前どおり銀行預金で保管し、歳入歳出外現金として保管・出納されていなかつた。</p> <p>また、平成18年度から補助金として交付されたが、広島キャンパスにおいて、従前の取扱いを行っているものがあつた。</p> <p>加えて、広島キャンパス及び庄原キャンパスにおいて歳入歳出外現金で保管しているものについて、「広島県会計規則」に定める現金出納簿を作成していなかつた。</p> <p>さらに、「県立広島大学研究奨励寄附金規程」により、教員は、研究が完了した場合は、完了した日から起算して10日を経過した日までに「研究等完了報告書」を、また、研究の継続期間中は毎年4月10日までに「研究等実施状況報告書」を提出することとされているが、広島キャンパス及び庄原キャンパスにおいて、提出していなかつた。</p> <p>(イ) 「受託研究費」及び「共同研究費」の執行において、教員は研究費により備品を購入したときは、「県立広島大学受託研究規程」等の規定により、研究完了後速やかに県に対し寄附の手続きを行うこととされているが、庄原キャンパス及び三原キャンパスにおける平成17年度の研究費等の執行において、教員からの寄附の手続きが遅延しているものがあつた。</p> <p>また、「科学研究費」の執行において、教員は研究費により備品を購入したとき、「科学研究費補助金取扱規程」の規定により、直ちに寄附の手続きをとることとされているが、庄原キャンパスにおいて、教員からの寄附の手続きが遅延しているものがあつた。</p> <p>加えて、すべてのキャンパスにおいて、県の備品登録が遅延しているものが多数あつた。</p>	<p>研究奨励寄附金については、県の会計規則に基づく歳入・歳出外現金として保管・出納を実施するよう改めた。</p> <p>法人化後は、「公立大学法人県立広島大学研究奨励寄附金規程」に基づき、法人が直接、寄附金の受入れを行い、法人の会計事務取扱規程に基づき区分して経理を行う。</p> <p>また、研究完了報告書等については、規程に基づき教員から提出させ確認した。今後とも規程に基づく適正な実施に努めることとしている。</p> <p>受託研究費及び共同研究費並びに科学研究費による備品購入に関して、寄附手続が遅延していたものについては、手続きを行った。</p> <p>備品登録が遅延していたものについても、登録手続を行った。</p> <p>今後については、法人の規程に基づき速やかに寄附手続を実施するとともに、早急な備品登録の実施に努め、法人の適正な備品管理を図ることとしている。</p>
<p>エ 県立広島大学後援会に係る会費その他の徴収、保管及び経費の支出等に関する事務は、県立広島大学後援会会長から県立広島大学学長への事務委任を受けて県立広島大学の職員が各キャンパス単位で行い、決算事務も各キャンパス単位で行っているが、この事務の執行において、次のとおり不適正な事務処理があつた。適正な事務処理に努められたい。</p>	

(ア) 平成 17 年度収支決算書に計上されている事業会計支出のうち事業費積立金支出は、実際には経費の支出がないため、郵便貯金通帳等に事業費積立金支出の金額が残高として残っていた。支出を行わないのであれば次期繰越収支差額として整理するなど経理を明確にする必要がある。

(イ) 次のとおり「県立広島大学後援会経費取扱要領」等に定められた事務処理等が行われていないものがあつた。

a 県立広島大学後援会経費取扱要領第 8 条第 1 項には、現金は収受後、直ちに預金口座に入金するものと定められているが、広島キャンパスにおいては、平成 18 年度において、一旦回収された公衆電話機の使用に係る現金及びコピーカード自動販売機の売上に係る現金について、郵便貯金通帳等への入金が行われていないものがあるなど、その回収及びチェック体制並びに現金の管理体制が構築されていなかった。

b 県立広島大学後援会経費取扱要領第 8 条第 2 項には、会費等を収受したときは、速やかに収入調書により経理責任者の決裁を得たうえで、出納簿に記帳しなければならないと定められているが、広島キャンパス及び庄原キャンパスにおいては、平成 17 年度入学生に係る会費の振込みは 4 月から翌年 3 月までの間に行われているにもかかわらず、収入調書による決裁及び出納簿への記帳を、年度中 2 回しか行っていないなど、会費の適切な管理が行われていなかった。

また、各キャンパスに、会員（学生の保護者等）が会費を振り込む郵便振替口座を設けており、平成 17 年度末現在までに郵便振替口座に振り込まれた平成 18 年度入学生の会費等について、出納簿への記帳等が行われておらず、各キャンパスの平成 17 年度収支決算書に計上されていなかった。

c 県立広島大学後援会経費取扱要領第 10 条には、出納責任者は月 1 回以上、預貯金通帳と出納簿の残高の確認を行う内部監査について定められているが、広島キャンパス及び庄原キャンパスにおいては、内部監査が行われていなかった。

d 県立広島大学後援会会則第 12 条第 2 項には、会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間と定められているが、各キャンパスの監事による平成 17 年度決算の監査は、決算確定前の平成 18 年 3 月 16 日と 3 月 17 日に決算見込みによって実施されていた。

事業費積立金支出は実際には経費の支出が伴わないため、次期繰越収支差額として整理した。

現金を収受したときは、直ちに預貯金口座へ入金するとともに、公衆電話機の使用に係る現金及びコピーカード自動販売機の売上に係る現金等の取扱いを定め、現金管理の適正化を図った。

平成 19 年度から、郵便振替により納入される会費については、収入簿を作成し、毎月の内部監査において出納責任者が納入状況を確認するとともに、郵便振替口座から預貯金口座への振替及び出納簿への記帳は月 1 回行うよう改めた。

また、平成 18 年度以降は、年度末に振り込まれた入学生の会費は当該年度決算書に計上することとしている。

また、平成 18 年度以降は、年度末に振り込まれた入学生の会費は当該年度決算書に計上することとしている。

平成 19 年度から、毎月 1 回、出納責任者による内部監査を実施している。

これまで入学式当日に後援会総会を開催していたが、平成 18 年度決算分から開催時期を見直し、決算確定後とした。これに伴い、監査についても決算確定を待って実施する。

<p>(ウ) 次のとおり「県立広島大学後援会経費取扱要領」等の規定に、不備があった。</p> <p>a 県立広島大学後援会経費取扱要領第6条には、印章及び預貯金通帳等の管理は、同一人（出納責任者）が行うこととなっており、内部統制が機能しない規定となっている。</p> <p>b 県立広島大学後援会にはコピーカード自動販売機等の備品及び複写機の借受物品があるが、県立広島大学後援会経費取扱要領等には備品、借受物品に関する規定がなく、備品台帳、借受物品台帳が整備されていない。</p>	<p>平成19年度からは、印章については経理責任者（総務課長）が、預貯金通帳については出納責任者（財務課長等）がそれぞれ別に管理するなど、内部統制が機能する管理体制をとっており、これに合わせて「県立大学後援会経費取扱要領」を改める。</p> <p>各キャンパスにおける備品及び借受物品を調査した上、平成19年度中を目途に、物品に関する規程を整備し、併せて台帳を作成することとしている。</p>
--	--

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>ア 庄原キャンパスにおける委託契約の設計において、一者のみから参考見積を徴し、その見積内容及び額のまま、設計額を積算しているものがあった。契約の設計に当たっては、同種の業務を委託する他の機関における仕様書の内容、設計積算を参考とするとともに、参考見積を利用するときは、できるだけ複数の者からこれを徴するなど、設計積算の適正化に努める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃業務 ・電気設備・機械設備等保守業務 ・警備業務 	<p>平成19年度からは、委託契約の設計に当たっては、県財産管理室長が定めている積算基準の準用や複数者からの参考見積の徴取などにより、設計積算の適正化を図っている。</p>
<p>イ 三原キャンパスにおいて、機能の陳腐化等のため授業での使用に適さなくなったなどの理由により使用されていない機器（重要物品）があった。今後とも使用が見込まれない重要物品については、処分する必要がある。</p>	<p>平成18年度中に、三原キャンパスにおいて、老朽化が進み陳腐化により使用に適さなくなった3件の重要物品について処分手続きを行った。</p> <p>今後とも、法人化に伴い、県から無償譲渡した重要物品のうち使用が見込まれないものがあれば、他キャンパス等における有効活用を図るとともに、機能の陳腐化等のため役割を終えたものは不用品として廃棄するなど適正な管理に努める。</p>
<p>ウ 県立広島大学の平成18年4月から9月までの公用車の稼働率（実習用の公用車を除く。）は、三原キャンパスでは64.2%となっているが、広島キャンパスでは33.6%、庄原キャンパスでは18.9%と低い状況にある。</p> <p>庄原キャンパスでは、平成18年11月に公用車を1台削減しているが、削減後の稼働率を、平成17年度の利用実績をもとに算出すると、39.7%にとどまる。</p> <p>このため、公用車の利用状況を実習用の公用車を含めて個別に確認し、更なる削減を検討する必要がある。</p>	<p>法人化に当たり県から無償譲渡した公用車については、平成19年度中に、各公用車の用途や利用状況等を踏まえて、適正な台数とするよう努める。</p>

<p>エ 外部資金による研究費を適正に執行するため、次の事項について検討を行う必要がある。</p> <p>(ア) 受託研究費の取扱については、県立広島大学統合前の各大学の取扱要領により、又は取扱要領を定めることなく他の取扱要領の準用により事務を行っている。今後は県立広島大学として取扱要領の見直しや整備を行い、取扱要領に沿った適正な事務処理を行う必要がある。</p> <p>また、見直しに当たっては、預金通帳、印章等の保管や内部監査についても定めるなど内部統制が機能するよう留意されたい。</p> <p>(イ) 受託研究費に係る各規程において、研究費で購入した備品は、研究完了後速やかに県に対し寄附の手続きを行うこととされているが、この場合、研究が完了するまで県の備品登録が行われず、備品の適正な管理に支障をきたすと考えられる。このため、備品を購入した場合、速やかに寄附の手続きを行うなど「県立広島大学受託研究規程」等の「備品の取扱い」に関する規定について、見直しを検討する必要がある。</p> <p>(ウ) 庄原キャンパスにおける「研究奨励寄附金」の管理において、支出ごとに請求書、領収書など支出証拠書類は添付されているが、寄附ごとの管理を行わず担当教員ごとに管理しており複数の寄附金が混在していることから、それぞれの寄附目的どおりの使用がされているか確認できないものがあつた。寄附金の適正な管理に資するため、寄附金ごとに管理する必要がある。</p>	<p>受託研究費の取扱について、法人化に伴い、「公立大学法人県立広島大学受託研究規程」を整備した。</p> <p>また、内部統制の視点を取り入れ法人としての統一的な取扱を定めた「公立大学法人県立広島大会計規程」や「公立大学法人県立広島大学監事監査規程」を整備し、適正な事務処理を図っている。</p> <p>受託研究費で購入した備品の寄附等の手続きに関する規程について、平成19年度中を目途に整備し、適正な備品の管理に努める。</p> <p>研究奨励寄附金については、使途の寄附目的への適合性が確認できるよう、平成19年度からは、寄附金ごとの管理としている。</p>
<p>オ 県立広島大学後援会に係る会費その他の徴収、保管及び経費の支出等に関する事務については公費に準じた取扱いを念頭に、次の事項について検討を行う必要がある。</p> <p>(ア) 後援会の経理に係る事務執行体制については、県立広島大学後援会経費取扱要領により、経理責任者、出納責任者、会計担当者が定められ、いずれも県職員が大学の業務と併せて事務を行っているが、広島キャンパス及び庄原キャンパスにおいては、出納責任者による内部監査が行われていないなど、内部統制が十分機能していない。適切な職員配置と内部統制が図られる事務執行体制の確立について検討する必要がある。</p> <p>(イ) 県立広島大学後援会の一般会計（総会、理事会等この会の管理運営及び各キャンパス共通に要する経費等に係る会計）の経理は、支出については各キャンパスで行い、決算時に各キャンパスで支出された共通経費をあわせて決算額としているなど、一元的な事務処理が行われていない。このため、一般会計の経理の一元化について検討を行う必要がある。</p>	<p>平成19年度から、県立広島大学後援会経費取扱要領に基づく月1回の内部監査を実施するとともに、同要領に規定する経理責任者及び出納責任者について法人の事務分掌として明記し責任体制を明確にした。</p> <p>また、これまで出納責任者の一括管理としていた印章及び預貯金通帳等に関しては、印章については経理責任者が、預貯金通帳については出納責任者がそれぞれ別に管理するなど、内部統制が機能する体制に改めている。</p> <p>平成19年度の予算執行においては、本部で支出する共通経費（総会、理事会の管理運営経費など）のみを一般会計の対象とすることにより経理の一元化を図るとともに、各キャンパスで支出する経費はすべて事業会計の対象とし、会計区分を明確にすることとしている。</p>

<p>(ウ) 県立広島大学後援会の事業計画、予算、決算等に関する情報は、全会員に情報提供を行う必要があるが、県立広島大学後援会のホームページは開設されておらず、事業計画等が掲載された総会資料等の送付なども十分行われていない。県立広島大学後援会に関する情報を県立広島大学のホームページへ掲載するなど、積極的な情報提供について検討する必要がある。</p>	<p>平成19年度総会終了後には事業計画及び予算決算に関する資料を全会員へ送付することとしている。</p> <p>また、平成19年度中を目途に県立広島大学後援会に関する情報を県立広島大学のホームページで公開することについて検討しているところである。</p>
---	--

21 備北子ども家庭センター（監査年月日：平成18年11月2日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容									
<p>次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>	<table border="1" data-bbox="194 757 1369 981"> <thead> <tr> <th data-bbox="194 757 651 833">区 分</th> <th data-bbox="651 757 992 833">長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]</th> <th data-bbox="992 757 1369 833">参考 前回監査時 (平成16年11月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="194 833 651 909">児童福祉総務費負担金（県立の児童福祉施設への入所に係る負担金）</td> <td data-bbox="651 833 992 909">2人 1,402,700円</td> <td data-bbox="992 833 1369 909">1人 831,300円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 909 651 981">児童措置費負担金（民間の児童福祉施設への入所に係る負担金）</td> <td data-bbox="651 909 992 981">10人 2,011,000円</td> <td data-bbox="992 909 1369 981">8人 2,402,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="756 1061 1441 2011"> ○児童福祉総務費負担金 ・平成19年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額 人員 2名 金額1,372,700円 ・基準日現在の分割納入中の人員・金額 人員 1名 金額30,000円 ○児童措置費負担金 ・平成19年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額 人員10名 金額1,987,000円 ・基準日現在の分割納入中の人員・金額 人員2名 金額24,000円 児童福祉総務費負担金及び児童措置費負担金については、児童虐待の場合などにより保護者の意向に反して親子分離し、施設入所する場合や保護者の蒸発、離婚などにより収入が不安定な場合など、納入が困難な状況が多いが、定期的な文書による納入指導を行うほか、電話、世帯訪問により、計画的な納入を行うよう指導を行っている。 なお、分割納入中のケースについては、納入義務者と密接に連絡をとり、納入が滞ることがないように努めているところであり、分割納入が滞っているケース及び分割納入が履行されていないケースについては、納入額の見直し、更なる徴収訪問の実施等を行うことを検討している。 今後とも、戸別訪問等の徹底や生活困窮等により納入が困難な者に対しては分割納入を促すなど、債務者の個別事情に応じた計画的な納入指導を行う。また、保護者の利便性を考慮して口座引落の利用を促し、納入の確保に努める。 </p>	区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成16年11月)	児童福祉総務費負担金（県立の児童福祉施設への入所に係る負担金）	2人 1,402,700円	1人 831,300円	児童措置費負担金（民間の児童福祉施設への入所に係る負担金）	10人 2,011,000円	8人 2,402,000円
区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成16年11月)								
児童福祉総務費負担金（県立の児童福祉施設への入所に係る負担金）	2人 1,402,700円	1人 831,300円								
児童措置費負担金（民間の児童福祉施設への入所に係る負担金）	10人 2,011,000円	8人 2,402,000円								

22 県立広島学園（監査年月日：平成19年1月11日）

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>学園の寮における職員や夜間指導員等の食事代は、平成12年度の実績を基礎として平成13年度に伺い定めにより定められた額により徴収されており、その後は、額の見直しなどは行われていない。食事代については、定期的にその額の妥当性の検討を行う必要がある。</p>	<p>食事代について、今後は、定期的にその額の妥当性の検討を行うこととする。 なお、平成19年度は、平成18年度実績に基づき検討を行い、額の見直しを図ったところである。</p>

23 動物愛護センター（監査年月日：平成18年4月26日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>ア 分任出納員から引継ぎを受けた現金（犬の引取りに係る手数料）について、会計規則に定められた期限（翌開庁日）までに金融機関へ払い込んでいないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。 ・1件 3,610円</p>	<p>ア 現金収入があつた場合、出納員は会計職員に対して口頭及び文書で周知できる体制を確立し、再発防止に努めている。</p>
<p>イ 予定価格が250万円を超える建設工事請負契約において、緊急の必要により競争入札に付することができないとして随意契約をしているが、契約内容からみて緊急の必要により競争入札に付することはできないとは認められず、競争入札とすべきものがあつた。 また、この工事について、契約金額が250万円を超える工事について行うこととされている工事成績評定を行っていない。適正な事務処理に努められたい。 ・動物愛護館屋根改修外工事</p>	<p>イ 予定価格が250万円を超える建設工事については、原則、競争入札を行うこととする。 また、動物愛護館屋根改修外工事については、改めて工事成績評定を行った。</p>

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>ア 焼却管理等業務などの委託契約について一般競争入札により行っているが、入札の公告を動物愛護センターの掲示板への掲示で行い応札者が一者しかないものがあつた。契約規則では、一般競争入札の公告は、県報、新聞紙、掲示その他の方法をもって行うこととされているが、契約における競争性の向上を図るため、公告の方法を見直す必要がある。 ・焼却管理等業務、給排水施設等維持管理業務、警備業務</p>	<p>ア 平成19年3月に執行した焼却管理等業務については、一般競争入札事務処理要領に定められた、県ホームページへの掲載及び掲示の方法により公告した。 なお、給排水施設等維持管理業務は19年度まで、警備業務は20年度までの長期継続契約としており、次回の一般競争入札に当たっては、同様の方法により公告する。</p>
<p>イ 犬等定日収集業務等委託契約について、犬等の積込み・運搬に適するよう改造した車両を有していることや取扱いに熟練した人員が必要であることなどの理由から、毎年同一業者と随意契約により契約を行っているが、長期的なコスト縮減を念頭におき、複数年の契約として競争入札を実施するなど契約方法を見直す必要がある。</p>	<p>イ 犬等の積込み、運搬に適するよう改造した車両の確保及び犬などの取扱いに熟練した人員を有することを入札参加資格要件として定め、複数年契約として一般競争入札事務処理要領に定められた方法により、一般競争入札を実施した。</p>

24 県立安芸津病院（監査年月日：平成19年1月24日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容						
<p>ア 次の収益において、長期未収金（過年度分）があった。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="220 383 1158 504"> <thead> <tr> <th data-bbox="220 383 512 459">区 分</th> <th data-bbox="512 383 831 459">長期未収金（過年度分） [監査日現在確認分]</th> <th data-bbox="831 383 1158 459">参考 前年度決算時 (平成17年3月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="220 459 512 504">医業収益（診療収入）</td> <td data-bbox="512 459 831 504">168人 11,528,450円</td> <td data-bbox="831 459 1158 504">200人 11,544,270円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未収金（過年度分） [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成17年3月末)	医業収益（診療収入）	168人 11,528,450円	200人 11,544,270円	<p>○医業収益（診療収入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額 人員 156名 金額 11,387,650円 ・基準日までに全額納入を行った人員・金額 人員 12名 金額 109,010円 ・基準日現在の分割納入中の人員・金額 人員 17名 金額 31,790円 <p>【措置状況】</p> <p>未収患者に対しては、「医業未収金管理回収業務手順」に基づき、電話督促・文書督促・訪問督促等を実施している。今後、未納者に対する督促を強化するとともに、再来院時の面談実施等により、一層の未収金の徴収に努める。また、院内において未納者情報を共有し、未納者への督促強化と新たな未収金の発生防止に努める。</p>
区 分	長期未収金（過年度分） [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成17年3月末)					
医業収益（診療収入）	168人 11,528,450円	200人 11,544,270円					
<p>イ 予定価格が一件500万円以上の営繕工事の執行は知事の権限であり、病院長に委任されていないにもかかわらず、病院長が工事を執行しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新棟屋上防水工事 	<p>イ 今後「広島県地方機関の長に対する事務委任規則」を遵守し、適正な事務処理を行う。</p>						
<p>ウ 工事請負契約の施工に当たり、監督員の職・氏名を請負人に通知していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>ウ 今後「広島県建設工事請負契約約款」を遵守し、適正な事務処理を行う。</p>						
<p>エ 医療機器の購入において、著しく有利な価格で契約できるものとして、随意契約しているものについて、複数の業者間での見積価格に実際はあまり差がないなど、著しく有利な価格で契約できるとは認められず、随意契約の理由として適当でないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動負荷試験装置 ・全自動総合血液学分析装置 	<p>エ 医療機器の購入においては、現在、競争入札を原則としており、また、機種選定においても「機種選定委員会」を設置し、適正な機種選定を実施するよう努めている。今後は更に、機種選定において、可能な限り同等品等を調査し、複数業者による競争入札の実施に努める。</p>						

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>委託契約において、設計金額の積算根拠に、前年度契約実績に一定率を乗じた額をそのまま流用するのみで、明確でないものがあった。設計金額の積算に当たっては、その根拠を明確にするとともに、常に見直しを行い、より経済性が発揮されるよう積算を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般機械設備の運転管理、保守及び営繕業務契約 ・庶務・当直警備業務契約 	<p>平成19年度の当該委託契約においては、平成18年12月総務部制定の「施設管理業務委託事務処理要綱」等に基づき、適正な設計金額の積算を行い、業務委託契約を締結した。</p>

25 県立神石三和病院（監査年月日：平成18年11月16日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容						
<p>次の収益において、長期未収金（過年度分）があった。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="209 902 1099 1016"> <thead> <tr> <th data-bbox="215 911 477 981">区 分</th> <th data-bbox="477 911 794 981">長期未収金（過年度分） [監査日現在確認分]</th> <th data-bbox="794 911 1093 981">参考 前年度決算時 (平成17年3月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="215 981 477 1016">医業収益（診療収入）</td> <td data-bbox="477 981 794 1016">16人 1,628,370円</td> <td data-bbox="794 981 1093 1016">9人 752,830円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未収金（過年度分） [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成17年3月末)	医業収益（診療収入）	16人 1,628,370円	9人 752,830円	<p>○医業収益（診療収入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年4月末日現在（基準日）滞納繰越の人員・金額 人員 13名 金額 1,260,460円 ・基準日までに全額納入を行った人員・金額 人員 3名 金額 29,950円 ・基準日現在の分割納入中の人員・金額 人員 3名 金額 337,960円 <p>【措置状況】</p> <p>未収金の徴収促進については、「医業未収金（個人分）徴収事務取扱要綱」に基づき、電話督促・文書督促・訪問督促等を実施している。</p> <p>今後、保証人等への督促を実施することにより、一層の未収金の徴収に努める。</p> <p>また、未収金の発生防止については、院内関係部署との連携を密にして未納者情報や未納となる恐れのある患者情報の収集及び共有を図り、未納者に対する督促を早期に実施することにより、新たな未収金の発生防止に努める。</p>
区 分	長期未収金（過年度分） [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成17年3月末)					
医業収益（診療収入）	16人 1,628,370円	9人 752,830円					

26 広島障害者職業能力開発校（監査年月日：平成18年4月25日）

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>庁舎警備業務委託契約について、契約の相手方が所有する警報装置が庁舎内に設置されており、他社の機器に取り替えた場合、工事に日数を要し、その間の異常事態に緊急措置が保てないなどの理由から、随意契約により毎年度同一業者と契約を行っているが、長期的なコスト削減を念頭におき、複数年の契約として競争入札を実施するなど契約方法を見直す必要がある。</p>	<p>庁舎警備（機械警備）業務を委託するに当たり、警報機器の庁舎内設置完了までの期間については警備員の常駐を条件とすることにした。これにより、複数業者の競争が可能となり、これまでの同一業者との随意契約の見直しを図った。</p> <p>複数年契約を行ったところ、単年度当たりの契約額をこれまでよりも安価とすることができ、コスト削減を図ることができた。</p>

27 農業技術大学校（監査年月日：平成19年1月31日）

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>農業技術大学校では学校諸費会計として「広島県立農業技術大学校育友会」の会計を管理しているが、学校諸費会計は公費に準じた性格を持ち、大学校の職員が事務を取り扱っていることから適正かつ効率的に管理する必要がある。</p> <p>しかしながら、当該会計では管理マニュアル等が策定されておらず、通帳とその届出印鑑の保管・管理を同一の担当者が行うなど、チェック機能を発揮させる管理体制となっていなかった。</p> <p>学校諸費会計の適正かつ効率的な執行及び管理を図るため、県教育委員会などの例を参考にし、学校諸費会計の取扱事務に関するマニュアルを早急に作成する必要がある。</p> <p>※「学校諸費会計」</p> <p>教育活動上必要となる経費のうち、受益者負担の考え方に基づき保護者から徴収している就学旅行費、教材・教具費、実習費などの金銭を管理している会計</p>	<p>広島県立農業技術大学校育友会会計のより適正かつ効率的な執行及び管理を行うため、平成19年3月に学校諸費会計等取扱マニュアルを策定した。</p> <p>今後は、マニュアルに基づいた会計管理を行う。</p>

28 広島西飛行場事務所（監査年月日：平成18年4月20日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>工事請負契約において、請負金額1,000万円以上の土木工事の執行において行うこととされている中間検査を特段の理由がないにもかかわらず行っておらず、また、前払金を請求を受けた日から14日以内に支払っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>指摘以後、中間検査を実施することとしている請負金額1千万円以上の工事を行っていないが、今後、当該工事の執行に当たって、適正な中間検査を実施することを周知徹底している。</p> <p>また、前払金の支払いについて、適正な事務処理を徹底している。</p>

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>建築工事における最低制限価格は、予定価格の4分の3を下らない範囲内で決定することとされているが、広島西飛行場庁舎他解体撤去工事における最低制限価格は、予定価格に近い金額を設定していたため、入札における競争性が損なわれる状況となっていた。</p> <p>最低制限価格の設定に当たっては、競争性が発揮されるよう十分留意する必要がある。</p>	<p>この件に関しては、建設産業室より全庁に向けて周知徹底を促す通知が出されている。</p> <p>この通知を踏まえ、適正な事業執行を徹底することとしている。</p>

29 西部水道事務所（監査年月日：平成19年1月23日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>ア 行政財産の使用許可において、行政財産使用規則第4条に基づき、行政財産の使用許可を受けた者は、許可を受けた日から一週間以内に誓約書を提出しなければならないが、提出されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 誓約書が提出されていなかった行政財産使用許可件数 5件 	<p>誓約書が提出されていない行政財産の使用許可については、使用者に誓約書を提出させた。また、以後の許可の際は、使用者に許可を受けた日から一週間以内に誓約書を提出するよう周知し、その履行を確実に確認している。</p>
<p>イ 弥栄取水塔の監視業務に必要な光ファイバー線を電柱に添架するため、「光ファイバー線の添架に関する契約（平成4年9月7日締結）」に基づき、添架料を支払っている。</p> <p>当該契約書には、電柱1本当りの年額に添架本数を乗じた上で、「3%の消費税相当額を加算した額」を支払うものとなっているが、消費税の税率改定を行わないまま契約を自動更新し、「5%の消費税相当額を加算した額」で支払っていた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>当該契約については、既に契約変更を行ったが、自動更新の契約について、条件変更があつた場合は、必ず契約変更を行うよう留意していく。</p>
<p>ウ 白ヶ瀬浄水場脱水ケーキ運搬処分業務委託契約において、契約書に収入印紙が貼付されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>当該契約については、既に収入印紙を契約書に貼付させているが、以後の契約締結の際は、収入印紙の貼付の有無を十分に確認している。</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>ア 広島西部地域水道用水供給事業における平成26年度までの給水計画によると、給水量はほぼ横ばいで、給水収益の増加は見込めない状況にあり、さらに、施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加が見込まれることから、今後も厳しい経営状況が予想される。</p> <p>このため、より一層のコスト削減を図るため、管理運営業務の外部委託を推進するとともに、「公営企業部建設工事コスト削減推進要綱」（平成17年9月改定）に基づいた、公共工事のコスト削減に向けた取組みを推進する必要がある。</p> <p>また、公共工事のコスト削減に当たっては、コスト削減検討会での検討・点検状況の周知徹底による情報の共有化や研修会の開催などの継続的な取組みにより、管理職職員を始めとする職員一人ひとりのコスト削減への意識改革及び向上を図ることが重要であることから、所をあげた取組を一層推進していただきたい。</p>	<p>公営企業部では、平成14年7月の「公営企業部建設工事コスト削減推進要綱」制定時から、原則として一千万円以上の工事を対象に「コスト削減算定表」を作成し、コスト削減に取り組んでいる。</p> <p>コスト削減検討会での検討・点検結果の情報の共有化や公営企業部が開催する研修会に所員を積極的に参加させるなど、引き続き、管理職職員をはじめとする職員一人ひとりの建設工事コスト削減への意識向上を図ることにより、一層のコスト削減に努めている。</p> <p>また、管理運営業務の外部委託については、公営企業部において民間業者の業務遂行能力の検証など、多角的な検討を行ったうえで推進することとしている。</p>
<p>イ 建設工事の指名競争入札に係る指名業者の選定については、公営企業部建設工事執行要綱第3条第1項により建設工事指名業者等選定要綱（以下「選定要綱」という。）に基づき行っており、このうち地理的条件については、選定要綱第5条第5項、更に選定要綱第5条第5項の選定基準に係る留意事項により、「本店、支店又は営業所の所在地及びその地域での工事実績等からみて、その地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて発注工事を確実に円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に判断する。また、県内業者については、積極的に指名すること。」とされている。</p> <p>この地理的条件の運用に当たっては指名される業者の組合せが長年固定化される傾向となっている。</p> <p>指名競争入札の実施に当たっては、競争性の発揮が重要であることから、近年の合併後の市町の状況に応じて、指名審査における地理的条件の運用を見直す必要がある。</p>	<p>建設工事の指名競争入札に係る指名業者の選定要素である地理的条件については、休日・夜間の安全管理、緊急時の対応、地元対策など有用性が認められているが、平成19年10月から一般競争入札制度の拡大に併せて指名競争入札についても、より一層の競争性の確保に配慮した、地理的条件の運用の見直し検討を行う。</p>
<p>ウ 平成18年度に契約締結した4件の管路パトロール施設点検、マンホール内点検清掃業務委託に係る指名業者の選定に当たって、4件の選定要件は同じであるにもかかわらず、3件は8者を指名し、1件は5者を指名していた。指名業者の選定数は、標準範囲である5人以上12人以内となっているが、業務内容、選定要件が同じで、更に明確な理由がない場合については、そのほかの3件と同様の指名業者数とするなど、統一的な取扱いを行う必要がある。</p>	<p>今後は、業務内容、選定要件が同じである場合は、統一的な取扱いを行うこととしている。</p>

30 沼田川水道事務所（監査年月日：平成19年1月12日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>ア 異常気象時における配備職員には、その配備が深夜（午後10時から午前5時）にわたった場合に、1人1回当たりの単価650円を上限として、夜食又は弁当が支給される。</p> <p>この経費は、前渡資金として交付を受けた資金から支払っているが、その精算に当たり支給対象とならない物品を含めて精算していたものがあった。</p> <p>また、常時の資金前渡の精算は、広島県公営企業財務規程により毎月分を翌月の5日まで（1月にあっては10日まで）に行うこととされているが、期限内に精算されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>私費で購入した物品を、経理上、誤って公用物品として公費支出していたものについては、既に戻入手続きを行った。以後、公費支給に係る夜食代の領収書の徴する方法については、公費と私費の区別が明確になるように徹底している。</p> <p>また、常時の前渡金にかかる精算については、翌月5日（1月は10日）までに処理するようチェック体制を明確にしている。</p>
<p>イ 委託契約において、契約担当職員が別途定めることとされている予定価格を執行伺いの中で定めていた。また、予定価格の基となる設計金額の積算根拠が明確でないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塵芥（可燃物）処理業務委託 	<p>現在、執行伺いの中に、『予定価格は契約担当職員が別に定める』ことを明記している。また、設計金額の算定は、過去の契約額を積算根拠とするのではなく、積算のための資料収集に努め、積算根拠の客観性・合理性を高めている。</p>
<p>ウ 予定価格100万円以下の随意契約による委託契約において、見積もりを1社から徴取しているが、業務内容からみても業務遂行が可能な業者が複数あることから、広島県契約規則に基づき見積もりを2社以上から徴取すべきものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 路線管理パトロール業務委託（工水竹原ライン竹原） ・ 路線管理パトロール業務委託（河内本郷ライン河内） ・ 須波地区管路診断業務委託 	<p>平成18年4月からの随意契約については、見積もりを2者以上から徴取するよう徹底している。</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>ア 沼田川水道用水供給事業における平成 26 年度までの給水計画によると、給水量はほぼ横ばいで、給水収益の増加は見込めない状況にあり、さらに、施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加が見込まれることから、今後も厳しい経営状況が予想される。</p> <p>このため、より一層のコスト削減を図るため、管理運営業務の外部委託を推進するとともに、「公営企業部建設工事コスト削減推進要綱」（平成 17 年 9 月改定）に基づいた、公共工事のコスト削減に向けた取組みを推進する必要がある。</p> <p>また、公共工事のコスト削減に当たっては、コスト削減検討会での検討・点検状況の周知徹底による情報の共有化や研修会の開催などの継続的な取組みにより、管理職職員を始めたとする職員一人ひとりのコスト削減への意識改革及び向上を図ることが重要であることから、所をあげた取組を一層推進していただきたい。</p>	<p>公営企業部では、平成 14 年 7 月の「公営企業部建設工事コスト削減推進要綱」制定時から、原則として一千万円以上の工事を対象に「コスト削減算定表」を作成し、コスト削減に取り組んでいる。</p> <p>コスト削減検討会での検討・点検結果の情報の共有化や公営企業部が開催する研修会に所員を積極的に参加させるなど、引き続き、管理職職員をはじめとする職員一人ひとりの建設工事コスト削減への意識向上を図ることにより、一層のコスト削減に努めている。</p> <p>また、管理運営業務の外部委託については、公営企業部において民間業者の業務遂行能力の検証など、多角的な検討を行ったうえで推進することとしている。</p>
<p>イ 建設工事の指名競争入札に係る指名業者の選定については、公営企業部建設工事執行要綱第 3 条第 1 項により建設工事指名業者等選定要綱（以下「選定要綱」という。）に基づき行っており、このうち地理的条件については、選定要綱第 5 条第 5 項、更に選定要綱第 5 条第 5 項の選定基準に係る留意事項により、「本店、支店又は営業所の所在地及びその地域での工事实績等からみて、その地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて発注工事を確実に円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に判断する。また、県内業者については、積極的に指名すること。」とされている。</p> <p>この地理的条件の運用に当たっては指名される業者の組合せが長年固定化される傾向となっている。</p> <p>指名競争入札の実施に当たっては、競争性の発揮が重要であることから、近年の合併後の市町の状況に応じて、指名審査における地理的条件の運用を見直す必要がある。</p>	<p>建設工事の指名競争入札に係る指名業者の選定要素である地理的条件については、休日・夜間の安全管理、緊急時の対応、地元対策など有用性が認められているが、平成 19 年 10 月から一般競争入札制度の拡大に併せて指名競争入札についても、より一層の競争性の確保に配慮した、地理的条件の運用の見直し検討を行う。</p>

31 学校法人瀬戸内学園（監査年月日：平成18年12月12日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>授業料等の軽減手続きについては、学則において広島県の規則、要項等に準じて行うことと定められ、申請、決定及び確認が行われている。</p> <p>しかし、授業料等軽減の決定の手続きは、当該法人の職務決裁規程第6条に基づく正式な稟議によらず、個別の授業料等軽減申請書の欄外での簡易決裁や口頭説明で行われ、不明確な状況となっていた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>学校法人瀬戸内学園に対し、授業料等軽減の決定手続きの実態を具体的に確認するとともに、正式な稟議書によって適正に行うよう指導した。</p> <p>後日、当該学校法人から改善状況について報告があり、内容を確認した結果、県の指導を踏まえた適切なものと認められた。</p> <p>県においても、法人の検査時の確認に漏れがあったことから、今後は、確認の徹底に努めていく。</p>

32 学校法人星月学園（監査年月日：平成19年2月5日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>県補助金の実績報告において、次の事項について誤りがあった。県補助金の確定額に影響はなかったが、適切な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度広島県私立学校振興費補助金事業実績報告書の経常費補助金事業総括表の集計に計算誤りがあった。 ・光禅寺幼稚園に係る福利費支出について、教職員の親睦旅行の経費については補助対象外経費であるにもかかわらず、補助対象経費としていた。 	<p>学校法人星月学園に対し、広島県私立学校振興費補助金事業実績報告書の計算誤りや補助対象経費区分の誤りについて、改善するよう指導し、適正な実績報告書を提出させた。</p> <p>県においても、実績報告書の確認に漏れがあったことから、今後は、確認の徹底に努めていく。</p>

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>次の支出等について、客観的に支出の内容や妥当性を確認できる書類が作成されていなかった。経費の支出に当たっては、経費の一部には公金が充てられていることに常に留意し、支出内容が確認・点検できる書類などを作成・添付する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タクシーの利用（利用に係る帳簿などが作成されていないので、用務などの確認ができない。） ・通勤手当の支給（通勤経路や手段、所要経費などについて確認できる資料がない。） 	<p>学校法人星月学園に対し、タクシーの利用に関して、利用日、利用者、用務、区間等が確認できる様式を作成し、タクシー利用帳簿として整備して適切に運用するよう事務改善を指導した。</p> <p>また、通勤手当の支給の前提となる通勤経路や交通手段、所要額などを書類によって適切に確認した上で認定するよう事務改善を指導した。</p> <p>なお、後日、当該学校法人から改善状況について報告があり、内容を確認した結果、県の指導を踏まえた適切なものと認められた。</p>

33 財団法人広島県環境保全公社（監査年月日：平成19年1月17日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>箕島地区廃棄物処分場嵩上げ工事において部分支払いを行う際、「建設工事請負契約約款」に定められた支払期限である「請求を受けた日から14日以内」を過ぎて支払っていた。</p>	<p>事務の見直しにより、請負工事だけでなく、すべての支払いについて支払期限を遵守し、適正に支出事務を履行している。</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>ア 財団法人広島県環境保全公社は、平成17年度末において、基本財産のほか運営準備預金として約32億円の資産を運用している。その運用方法は、「財団法人広島県環境保全公社資金管理運用方針」に従い、公社内に設置された「運営準備預金等の資金運用委員会」において決定されているが、この方法で決定することについて、理事会に諮られていない。</p> <p>資産運用は公社運営に関する重要事項であり、その運用方針等は理事会の議決を得る必要がある。</p>	<p>平成19年3月22日に開催した理事会において、「財団法人広島県環境保全公社資金運用委員会設置要綱」を制定について、議決を得ている。</p>
<p>イ 「五日市地区廃棄物等埋立処分場出口警備委託」については、五日市処分場から公道への出口を利用している業者で構成された「五日市地区港湾環境整備事業安全対策協議会」（以下「協議会」という。）が警備委託している業者と同一の業者に委託して共同で警備を行っている。</p> <p>委託経費は、警備を利用する者による分割額を支払うこととされているが、経費負担の根拠等について明確に定められたものがないため、協議会を構成する者と共同で委託を行うなど委託方法の見直しを検討する必要がある。</p> <p>なお、次の事項について改善する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備を要する日や警備時間を明確にすること。 ・現契約の警備計画書に定める警備実施報告の履行を委託先に求めること。 ・五日市管理事務所において委託業務の履行確認を行うこと。 	<p>警備の委託方法、警備時間の明確化、警備報告の徴取、委託業務の履行確認等について、必要な措置を講ずるよう指導した。</p>

34 社会福祉法人桜風会（監査年月日：平成18年11月10日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容															
<p>社会福祉法人の会計処理は、「社会福祉法人会計基準」に準拠して行うこととなっているが、基準に準拠した処理がされていないことから、次のとおり平成17年度の計算書類に誤りがあった。適切な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が交付した平成17年度の施設整備に係る補助金について、次表のとおり「資金収支計算書」においては収支区分及び勘定科目を誤るとともに、「事業活動収支計算書」においては計上されていない。 <p>【施設整備に係る補助金の計上科目正誤表】</p> <table border="1" data-bbox="196 685 1307 947"> <thead> <tr> <th data-bbox="196 685 355 723">区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="355 685 831 723">正</th> <th colspan="2" data-bbox="831 685 1307 723">誤</th> </tr> <tr> <td data-bbox="196 723 355 835">資金 収支計算書</td> <td data-bbox="355 723 595 835">収支区分 施設整備等による 収支</td> <td data-bbox="595 723 831 835">勘定科目 施設整備等補助金 収入</td> <td data-bbox="831 723 1070 835">収支区分 財務活動による収 支</td> <td data-bbox="1070 723 1307 835">勘定科目 設備資金借入金元 金償還補助金収入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="196 835 355 947">事業活動 収支計算書</td> <td data-bbox="355 835 595 947">収支区分 特別収支の部</td> <td data-bbox="595 835 831 947">勘定科目 施設整備等補助金 収入</td> <td colspan="2" data-bbox="831 835 1307 947">計上なし</td> </tr> </thead></table>	区 分	正		誤		資金 収支計算書	収支区分 施設整備等による 収支	勘定科目 施設整備等補助金 収入	収支区分 財務活動による収 支	勘定科目 設備資金借入金元 金償還補助金収入	事業活動 収支計算書	収支区分 特別収支の部	勘定科目 施設整備等補助金 収入	計上なし		<p>社会福祉法人桜風会に対し、国庫補助金等の受入れに係る会計処理について指導を行い、同法人の平成17年度計算書類について、「資金収支計算書」及び「事業活動収支計算書」における収支区分及び勘定科目が適正に計上されていることを確認した。</p>
区 分	正		誤													
資金 収支計算書	収支区分 施設整備等による 収支	勘定科目 施設整備等補助金 収入	収支区分 財務活動による収 支	勘定科目 設備資金借入金元 金償還補助金収入												
事業活動 収支計算書	収支区分 特別収支の部	勘定科目 施設整備等補助金 収入	計上なし													

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>会計処理に当たっては、今後、職員に対する研修を実施するなど処理能力の向上を図るとともに、「社会福祉法人会計基準」に基づいた適正な事務処理に努める必要がある。</p> <p>また、監事による監査を適切に実施するなど経営機能の強化を図る必要がある。</p>	<p>現在、社会福祉法人の団体において「社会福祉法人会計基準」に係る研修を実施しており、今後は、同団体との連携の強化を図り、適正な事務処理が行われるよう指導効果を高めていくこととする。</p> <p>また、監事については、会計研修への積極的参加を促すとともに、県が実施する社会福祉法人指導監査において経営・会計監査の指導強化を図ることとする。</p>

35 社会福祉法人ひらはら会（監査年月日：平成18年12月15日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>社会福祉法人の会計処理は、「社会福祉法人会計基準」に準拠して行うこととなっているが、次のとおり基準に準拠していないものがあった。適切な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 施設整備に当たり交付を受ける補助金については、その発生した年度（実際に補助金の交付を受けた日の属する年度ではなく、当該年度の整備経費に対して補助されることが決定した日の属する年度）に計上することとされている。</p> <p>しかしながら、法人の決算では、県が交付した平成16年度補助金については平成16年度決算に計上されず、平成17年度決算に計上されていた。また、平成17年度補助金については、平成17年度決算に計上されていなかった。</p> <p>これらの結果として、平成16年度及び平成17年度の計算書類に誤りがあった。</p>	<p>ア 社会福祉法人ひらはら会に対し、国庫補助金等の受入れに係る会計処理について指導を行い、同法人の平成16年度及び17年度の補助金は両年度の「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」の収支区分及び勘定科目に適正に計上されていることを確認した。</p>
<p>イ 施設の創設のために基本財産等（固定資産に限る。）を取得することを目的として県等から交付された補助金は、「国庫補助金等特別積立金」として「貸借対照表」の「純資産の部」に計上することとされているが、計上されていなかった。</p>	<p>イ 平成17年度の「貸借対照表」の純資産の部に「国庫補助金等特別積立金」として適正に計上されていることを確認した。</p>

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>会計処理に当たっては、今後、職員に対する研修を実施するなど処理能力の向上を図るとともに、「社会福祉法人会計基準」に基づいた適正な事務処理に努める必要がある。</p> <p>また、監事による監査を適切に実施するなど経営機能の強化を図る必要がある。</p>	<p>現在、社会福祉法人の団体において「社会福祉法人会計基準」に係る研修を実施しており、今後は、同団体との連携の強化を図り、適正な事務処理が行われるよう指導効果を高めていくこととする。</p> <p>また、監事については、会計研修への積極的参加を促すとともに、県の実施する社会福祉法人指導監査において経営・会計監査の指導強化を図ることとする。</p>

36 財団法人広島県健康福祉センター（監査年月日：平成19年2月2日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>指摘すべき事項は次のとおりであった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 次の備品が固定資産台帳に整理されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童尿検診システム <p>イ 広島県健康福祉センター設置及び管理条例では、利用料金は施設の利用の許可を受ける際に納付しなければならないこととされているが、利用料金の納付を実際の利用後に受け、かつ、指定管理者として施設の利用許可を行う際、利用許可書の発行日を利用料金の受領日としているため、施設利用日より利用許可日が後となっているものがあった。</p>	<p>ア 学童尿検診システムの固定資産台帳への記載が是正されていることを確認した。</p> <p>イ 広島県健康福祉センター事務処理要領に基づき、施設の利用を認めた場合に施設の利用日当日までに利用料金を徴収し、その際に利用許可書を発行するよう事務の適正を図ったことを確認した。</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>委託契約において、指名業者を増やし競争性を高める等の努力が行われているものの、設計金額の積算根拠において、前年度契約実績をそのまま流用するのみで、明確でないものがあった。設計金額の積算に当たっては、その根拠を明確にするとともに、常に見直しを行い、より経済性が発揮されるよう積算を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備機器運転管理業務契約 ・清掃業務契約 	<p>委託契約においては、県の入札制度改革の情報を適宜提供し、県の制度に準じた取扱いとなるよう改善を求め、設計金額についてもその根拠を明確にし、常に見直しを行うよう指導を行う。</p> <p>なお、指定管理者として行っている設備機器運転管理業務や清掃業務委託等については、現在、長期継続契約を締結しており、次回契約締結を行う場合には適正な対応を行う。</p>

37 株式会社広島ソフトウェアセンター（監査年月日：平成19年1月30日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>県から受託している広島県観光情報システム運用管理業務に係る委託契約書において、業務を再委託する場合は県の書面による承諾が必要とされているが、書面による承諾を得ないまま再委託している業務があった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>株式会社広島ソフトウェアセンターが「広島県観光情報システム運用管理業務」を再委託する場合、必要書類として県の「承諾書」を義務付けるよう「組織規則」（平成19年4月1日施行）の決裁手続が改正されたことを確認した。</p>

38 呉商工会議所（監査年月日：平成19年2月14日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>「呉地域中小企業支援センター事業費補助金」の実績報告書の補助対象経費に補助金対象年度（平成17年度）外である次の経費が含まれていた。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度分に係る窓口相談等事業におけるパソコンリース料・保守料 （超過交付額：60,803円） 	<p>超過交付に係る補助金について、返還すべく事務手続きを進めている。 （呉商工会議所から県へ提出があった実績報告の修正報告をもとに、県から国へ、実績報告の修正報告を提出している。） 今後適切な事務処理を行うよう、改めて指導した。</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>次の補助対象事業で使用しているパソコン・プリンター等の保守について、契約書・仕様書等の保守内容が分かる書類が作成されていない。保守の内容や金額を明確にするためにも、契約書・仕様書等を作成する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模事業経営支援事業費補助金の経営安定特別相談事業 呉地域中小企業支援センター事業費補助金の窓口相談等事業 	<p>今後、保守の内容や金額を明確にした契約書・仕様書等を作成するよう指導した。</p>

39 財団法人広島農林振興センター（監査年月日：平成17年12月1日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>ア 貸付金返還金など長期末収（過年度分）となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。（監査日現在確認分）</p> <p>（ア） 就農支援資金貸付金返還金 2件 1,250,000円</p> <p>（イ） 新規就農者育成事業資産貸付料 2件 6,131,725円</p> <p>（ウ） 前払小作料に係る未収金 5件 975,441円</p> <p>（エ） 合理化用地代金に係る未収金 1件 256,000円</p>	<p>ア</p> <p>（ア） 就農支援資金貸付金返還金について 1件は回収し、残る1件については平成19年4月に面談し、償還について協議したが不調に終わったため、今後は支払督促等の法的措置を検討する。 （平成19年6月1日現在の状況） 1件 1,170,000円</p> <p>（イ） 新規就農者育成事業資産貸付料について 1件は民事再生手続きが完了したため、平成18年度決算で貸倒損失処理を実施した。 残る1件は、町と連携し早期償還を指導する。 （平成19年6月1日現在の状況） 1件 1,145,566円</p> <p>（ウ） 前払小作料に係る未収金について 1件は回収し、3件は一部返済があつたが、引き続き関係市町農業委員会と連携の上、延滞者に定期的に面談し、早期回収に努める。 残る1件は償還について、支払督促等の法的措置を検討中である。 （平成19年6月1日現在の状況） 4件 967,523円</p> <p>（エ） 合理化用地代金に係る未収金について 全額回収した。</p>

<p>イ 分譲を目的として造成した合理化事業用地(棚卸資産)において事業完了(平成9年度)後、長期にわたり未売却のものがあつた。(監査日現在確認分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空口団地 15,934,746 円 	<p>イ 世羅町と連携の上、土地情報を公開するなどにより、早期売却に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空口団地 15,934,746 円
<p>ウ 計算書類等の作成において、次のとおり不備なものがあつた。</p> <p>(ア) 公益法人会計基準において、収支計算書は、収支の予算額と決算額を対比して表示しなければならないこととなっているが、平成16年度の収支計算書において、本年度決算額と前年度決算額を対比して記載していた。</p> <p>(イ) 平成16年度の一般会計の収支計算書において、作成資料の一部が保存されていないため決算数値が正確かどうか点検ができないなどの不備があつた。また、過年度収支差額修正額を確認したところ、誤りがあつた。</p> <p>(ウ) 平成16年度の損益計算書において、企業会計の基準を適用した場合の損益取引以外で正味財産に増減をもたらす取引の項目や期末正味財産合計額などの正味財産に関する項目が記載されていなかった。</p> <p>(エ) 一般会計の計算書類の注記において、重要な会計方針に引当金(貸倒損失引当金)の計上基準が記載されていなかった。</p> <p>(オ) 平成16年度の一般会計において、「強化基金」(農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化を図るための基金)として管理されていた地方債について、「強化基金引当有価証券」とすべきところ、「強化基金引当預金」としていた。</p>	<p>ウ</p> <p>(ア) 監査指摘後から、公益法人会計基準に基づく会計処理を実施し、収支計算書において予算額と決算額を対比する記載とした。</p> <p>(イ) 平成15年度収支計算書については、仕訳明細書等を整理し、企業会計基準による財務諸表との整合性を確認し、平成17年度決算時に過年度収支差額修正額を計上し修正した。 平成16年度、17年度収支計算書についても同様の手法により、会計処理及び仕訳明細書の精査を行い、理事会等へ報告した。 平成18年度決算からは、新公益法人会計基準を適用するとともに会計ソフトを導入し、収支計算書の点検を行っている。</p> <p>(ウ) 監査指摘後から、正味財産増減計算書を作成し、正味財産の増減並びに期末残高を記載している。</p> <p>(エ) 監査指摘後から、公益法人会計基準に基づき、一般会計の計算書類の注記において、重要な会計方針に引当金(貸倒損失引当金)の計上基準を記載した。</p> <p>(オ) 平成17年度決算より「強化基金引当有価証券」とした。 平成18年度決算からは、新公益法人会計基準による特定資産の「合理化強化基金引当資産」として計上している。</p>
<p>エ 平成17年6月議会への経営状況報告資料として県へ提出した平成16年度の一般会計収支計算書の記載金額の一部が、理事会で承認された計算書類と相違していた。</p>	<p>エ 平成15年度分の修正額については、平成18年5月開催の理事会で差額修正について承認を得て同年6月の議会へ報告した。 また、平成16年度分の修正額については、再度精査を行い、平成18年12月開催の理事会の承認を得たため、平成19年6月議会に報告する予定である。</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>ア 平成16年度決算において、計算書類に誤りが生じた原因として、組織内の内部統制機能が発揮されていないことが考えられる。会計等の事務処理に当たっては、職員や管理監督者による点検など組織内の内部統制機能を発揮させることにより、適正な事務処理体制を確保するとともに、研修等の強化により職員の会計事務の専門性の向上を図る必要がある。</p>	<p>ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内部統制機能発揮の一環として、平成18年7月に公益法人会計の実務経験を有する専門家を採用し（経理担当参事）、適正な会計処理等について万全を期している。 ○ 平成18年度中間決算監査を9月末日に実施した。 ○ 経理研修 平成18年度においては、センター全体会議で全職員に会計事務等の研修を実施した。 経理課職員を中心に公益法人協会主催の経理研修会へ出席し、専門性の向上を図った。
<p>イ 平成16年度決算において、平成15年度決算額に多額の修正額を計上し、その後修正額に誤りが判明するなど、監事の機能が十分発揮されていないと考えられることから、監事の機能が適正に発揮されるよう体制の見直しを検討する必要がある。</p>	<p>イ 監事の任期満了（平成19年5月31日付）にともない、監事機能をより適正に発揮させるための体制として、6月1日より新たな監事2名が就任した。（1名は公認会計士）</p>
<p>ウ 当法人は平成16年度末の資産合計が約607億円、平成16年度の収支決算額が40億円を超えるなど経営規模も大きく、会計事務も複雑であることから、計算書類の社会的な信頼性を確保するため、公認会計士等第三者による外部監査の導入などを検討する必要がある。</p>	<p>ウ 平成18年度より公益法人会計基準への移行にともない会計システムを導入するとともに内部統制機能を強化することにより、適正かつ正確な会計処理に努めている。 また、公認会計士の監事による監事監査を5月上旬に受けている。</p>
<p>エ 工事のコスト縮減に当たっては、コスト縮減の効果が大きい設計段階における検討が重要である。このため、設計段階におけるコスト縮減の取り組みの徹底を図るとともに、設計や施工などの各段階におけるコスト縮減結果が的確に把握できるよう、取組み内容やコスト縮減額を記録に残す仕組みを記録に残す仕組みを構築する必要がある。</p>	<p>エ センターが事業主体となっている事業について、次のとおりコスト縮減に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 畜産環境整備事業 設計・施工及び事業執行の段階においては、事業規模・工事工法・施設単価及び維持管理コスト等の比較検討を行いコスト縮減に努めるとともに、検討経過や比較検討の整理ファイルを作成し、保存している。 ② 森林整備事業 設計・施工及び事業執行におけるコスト縮減への取組状況の整理ファイルを作成し、保存している。

<p>オ 広島県農林振興センターの財務規程では、契約は県の契約規則に準じて行うこととしているが、同規程の中で、農用地等整備事業及び森林整備事業について、随意契約することができる事業などを別途定めている。この規定により随意契約とする場合は、指名業者選定会議及び理事長が適切であると認めることが必要となっているが、競争入札が可能の場合であっても随意契約を行っているものが見受けられる。このため、契約に当たっては競争入札とすることができないかなどについて十分検討した上で、契約を行う必要がある。</p> <p>また、契約における透明性、公平性や競争性の向上を図るため、財務規程の随意契約に関する規定についても見直しを検討すべきである。</p>	<p>オ 効率的な業務執行の徹底を図るため、平成18年12月1日付で財務規程を変更し、随意契約を行うことができるものの範囲をより限定した。</p> <p>また、平成19年度の県の入札・契約制度の改正等を踏まえ、契約における一層の透明性、公平性等を図る視点から、随意契約が可能としているものについても、県から指導助言を行いながら競争入札への移行等について検討することとしている。</p>
--	--

40 社団法人広島県果実生産出荷安定基金協会（監査年月日：平成19年1月31日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>財産目録はすべての資産及び負債の内容を詳しく表示するための計算書類として、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の部に区分し、正味財産の額を示すこととなっているが、固定資産に計上すべき「計画生産資金引当金預金」及び「経営安定資金引当金預金」が流動資産に、固定負債に計上すべき「計画生産事業資金」及び「経営安定事業資金」が流動負債に計上され、貸借対照表の区分と相違していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>財産目録の訂正を行わせた。</p> <p>財務諸表の重要性を関係職員間で再認識するとともに、複数の職員でチェックをすることにより、適正な事務処理に努めるよう指導した。</p>

41 財団法人広島建設技術センター（監査年月日：平成18年11月29日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>ア 平成17年度の退職給付引当金の計算において、「財団法人広島県建設技術センターの役職員の退職手当に関する規程」第4条の規定によって給料月額に期間に応じた支給割合を乗じるところ、給料月額に扶養手当相当額及び調整手当相当額を加算したものに支給割合を乗じていた。</p>	<p>ア 平成18年度末の退職給付金の必要額を算出し、平成17年度末までの退職給付引当預金を差し引き、平成18年度の退職給付引当預金の必要額を算定した。その結果、平成18年度の所要額は、240,129円となったことから、平成19年2月27日開催の理事会において、1,350,000円の減額補正を行った。</p> <p>平成19年度からは給料月額のみを基本額とする。</p>
<p>イ 車両の減価償却について「財団法人広島県建設技術センター財務規程」第43条の規定によると普通自動車の耐用年数は6年（償却率0.166）であるべきところ、4年（償却率0.250）となっていた。</p> <p>また、減価償却の始期は、財務規程では資産取得の翌月とされているところ、取得月から行っていた。</p>	<p>イ 平成18年度末において、適正な減価償却率に修正した。</p>

<p>ウ 予定価格が100万円を超える委託契約において、競争入札に適さないとして随意契約をしているが、業務内容からみて競争入札に適さないとは認められず、競争入札にすべきものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者派遣契約 	<p>ウ 平成19年度分については、労働者派遣契約に係る執行伺い及び契約締結伺いの決裁を平成19年2月中に受ける必要があったことから、今回は数者から見積書を徴して随意契約を行った。</p> <p>平成20年度からは、競争入札とする。</p>
<p>エ 委託契約において、契約担当者が予定価格を定めていないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務委託契約 ・ 税理士業務委任契約 	<p>エ 平成19年度から、事務委託契約及び税理士業務委任契約において、予定価格を定めた。</p>

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>広島県建設技術センターが保有する運用が可能な資金は、平成17年度末において、財政調整積立金や退職給付引当金など約2億3千万円あるが、これらをすべて普通預金で運用している。中長期的な資金計画に基づき、効率的な資金運用を行う必要がある。</p>	<p>ペイオフの関係で普通預金としていたものであるが、平成18年12月15日に、財政調整積立預金及び運営資金の一部、合計3億1千万円を定期預金に預け替えした。</p>

42 広島県土地開発公社（監査年月日：平成19年1月11日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>土地開発公社経理基準要綱の改正に伴い貸借対照表の基本財産の額を3,000万円としたにもかかわらず、定款の変更を行わず、定款では基本財産の額が2,500万円となっている。定款の変更をするなど適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>土地開発公社経理基準の変更により運用財産500万円を基本財産に繰り入れることになり、基本財産が3,000万円となった。</p> <p>総務省は、経理基準の変更に伴う定款変更については、直ちに行う必要はなく、他の事由と合わせて行えばよいとの見解を示している。</p> <p>土地開発公社は、業務の見直しも検討しており、見直しの結果を見て定款の変更を行うべきと考える。</p>

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>ア 広島県土地開発公社の監事として、2人のうち1人は当該公社の主要な取引金融機関の社員が就任している。</p> <p>公益法人等の監事は、会計や業務の執行状況を監査することにより、法人の業務の適正化を図るための機関であることから、監事については、中立性を確保できると認められる者が選任されるよう検討する必要がある。</p>	<p>ア 監事は特別な場合を除き経営には参加しないが、予算・決算の各理事会に出席し、各種情報を入手できる立場にあるので、中立性が確保されるよう検討していきたい。</p>
<p>イ 食糧費の支出において、その都度伺い定めをしている。基準は、支出の根拠となり、内部統制、冗費の防止の面からも必要と考えられることから、基準を整備し、基準に則った適正で合理的な支出が行われるようにする必要がある。</p>	<p>イ 県に準じた食糧費支出基準を作成中であり、県としても引き続き広島県土地開発公社を指導する。</p>

43 財団法人広島海員会館（監査年月日：平成18年11月15日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>ア 償却すべき固定資産のうち、過年度において減価償却が行われていないものがあり、資産価値が正しく算定されておらず、法人の正味財産が適正に表示されていない状況となっている。</p> <p>減価償却が未処理の固定資産の整理を行い、適正な財産状態を表した計算書類を作成するなど、適切な決算処理に努められたい。</p>	<p>ア 過年度分の償却不足額については、平成18年度から適用した新公益法人会計基準に基づき、正味財産増減計算書に一括計上する方法で整理したうえで、継続的に償却を行う。</p>
<p>イ 委託契約において、見積りを徴することなく、前年度に契約締結した業者と前年度と同額で契約を締結しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>イ 複数事業者から見積もりを徴することとした。</p>
<p>ウ 平成18年度の複写機の賃貸借契約において、機種選定理由が明確にされておらず、また、複数業者から見積りを徴することなく、1業者からの見積りのみで契約を締結していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>ウ 複数業者から見積もりを徴することとした。</p>

44 広島空港ビルディング株式会社（監査年月日：平成18年12月21日）

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>釣銭用や当座に必要な支払資金として現金を保管しているが、経理規程等において保管できる金額の範囲や支払方法が定められておらず、過去の実績を踏まえた所要額を保管し、支払等を行なっていた。</p> <p>より適正な現金の管理を行うため、支払は口座振替払を原則とし現金での支払いは例外とするとともに、釣銭用や当座に必要な支払資金として保管できる現金の範囲を定めるなど、経理規定等に現金の取扱いに関する規程等を定める必要がある。</p>	<p>当該ビルの業務においては、出張や緊急の支出が多く、事前に保管できる現金の範囲を特定することが困難であるため、規程等で定めることには馴染まないと考える。</p> <p>対応としては、経理管理者による週1回の現金検査により必要額を把握し、現金の圧縮に努めるよう指導している。</p> <p>また、口座振替払を原則とし、現金払いは例外であるとの考え方を徹底し、より適正な現金管理が行われるよう、今後の立入検査等の機会を捉えて指導徹底していく。</p>

【教育委員会】

1 教育委員会（監査年月日：平成18年7月24日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容			
次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。				
区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 (平成17年7月)	
過払い給与に係る戻入金及び返還金 (教職員課)	69人	5,811,459円	69人	5,811,459円
雑入〔工事中途における契約解除に伴う前払金の返還分に係る利息〕(施設課)	1人	141,827円	1人	141,827円
広島県高等学校等奨学金に係る貸出金償還金(指導第二課)	13人	1,211,000円	1人	104,000円
広島県高等学校等奨学金に係る戻入金及び返還金(指導第二課)	2人	78,000円		—
修学奨励金に係る貸出金償還金(指導第二課)	8人	884,285円	9人	1,001,285円
賀茂高等学校不正事件賠償金に係る弁償金(指導第二課)	1人	34,207,445円	1人	34,447,445円
同和奨学金に係る貸出金償還金(指導第二課)	199人	28,259,452円	167人	19,479,926円
同和奨学金に係る戻入金及び返還金(指導第二課)	41人	4,126,400円	40人	3,162,400円
広島観音高等学校等学校諸費横領事件賠償金に係る弁償金(指導第二課)	1人	17,969,042円	1人	17,969,042円
行政文書の開示に係る複写料(指導第三課)	1人	40円	1人	40円
	<p>・過払い給与に係る戻入金及び返還金</p> <p>1 いわゆる「破り年休」に係る過払給与については、次のとおり計画的・段階的に返還を請求した。</p> <p style="padding-left: 2em;">平成12.3.6 納入の通知 (254人 19,508,492円)</p> <p style="padding-left: 2em;">平成12.6.9 校長を通じて未納者に未納である旨を伝え、未納者全員に納入通知書を再発行</p> <p style="padding-left: 2em;">平成12.7.25 未納者に対して文書で督促の予告</p> <p style="padding-left: 2em;">平成12.8.25 督促</p> <p>2 しかし、前記のとおり、督促まで行っても、前記254人中107人(9,086,205円)がなお納入の意思を示さなかったため、この107人については、訴訟手続によって履行を請求することとし、平成12年10月5日に広島地方裁判所に訴えの提起をした。</p> <p>3 広島地方裁判所は平成17年5月31日、広島県の請求を棄却したので、広島県は翌6月14日控訴を提起した。</p> <p>4 広島高等裁判所は平成19年2月22日、原判決を変更し、未納者らに対し、請求額の2分の1及びこれに対する延滞金を支払うよう命じた。</p>			

- 5 広島県は、最高裁判所の判決を求めて、平成19年3月8日、上告受理の申立てをした。
- 6(1) 訴訟提起以降、控訴審判決言渡しまでの間に38名(3,274,746円)が任意に支払をした。
- (2) 高教組は、未納者に代わって平成19年2月26日、広島高等裁判所が認容した額
計5,538,828円
(元本2,897,828円, 延滞金2,641,000円)
について任意に支払をした。
- (3) 平成19年3月9日、1名(43,141円)が任意に支払をした。
- (4) その結果、現在未納額は、68名2,870,490円となった。
- 7 債権確保のため、取り得る手段は尽くしており、あとは最高裁判所の正当な判断を待つばかりである。

・雑入〔工事中途における契約解除に伴う前払金の返還分に係る利息〕

1 未納の状況

工事請負契約解除に伴う債権については、契約保証及び前払金保証により債権回収を行ったが、前払金の返還分に係る利息については、保証対象外であり、なおかつ債務者が倒産しており、債権回収が困難となっている。

2 未納に対する取組状況

契約事務を行った総務部財務局財産管理室(当時の土木建築部都市局建築総室)と連携を取りながら、弁護士(債務者の代理人)に特別清算の状況確認に努めてきた。

これまで、大口債権者(金融機関等)との債権減額についての交渉が難航し、清算手続が延びてきたが、今回、弁護士に確認したところ、近々、最終的な配当額が決まる予定である。

しかし、倒産した業者の債務額に対し、残余財産が極めて小さく、本債権回収は困難な状況にある。

3 今後の処理方針

清算手続が終了した後は、残額分に係る不納欠損処分等の手続を検討する。

また、長期未納発生を防止するために、工事請負契約の締結に当たっては、総務部財務局財産管理室と連携し、契約保証及び前払保証を確保するとともに、業者の倒産情報を早期に把握するよう努めて参りたい。

・広島県高等学校等奨学金に係る貸出金償還金

償還金については、平成18年2月に「広島県高等学校等奨学金債権管理事務取扱要綱」を作成し、未納者に対し、要綱に基づく未納通知や督促状の発送などの納入指導を行うとともに、本人だけでなく連帯保証人に対しても、文書・電話による督促を行うなど、長期未納の解消に取り組んでいる。

現在、本人及び連帯保証人への再三の督促や面談指導にも応じず、一度も償還金の納入実績がない1名について、支払督促申立の準備を進めている。

- ア 一部納入を行った人数・金額
4人, 73,000円
- イ 全部納入を行った人数・金額
6人, 464,000円
(平成19年5月21日現在未納額)
7人, 674,000円

今後も、引き続き未納者の状況把握に努めるとともに、本人だけでなく連帯保証人に対しても、文書・電話による督促や家庭訪問を行うなど、納入指導を徹底するとともに、返還できる資力があながら長期間返還しない者に対しては、法的措置を講じるなど、長期未納の解消に努める。

・広島県高等学校等奨学金に係る戻入金及び返還金

戻入金については、学校と連携して、未納者の状況把握に努めるとともに、文書や電話等による督促や納入指導を行い、今後の返済計画（分納納入）を記載した約定書の提出を求めている。

ア 一部納入を行った人数・金額

1人、 10,000円

イ 全部納入を行った人数・金額

1人、 18,000円

(平成19年5月21日現在未納額)

1人、 50,000円

今後は、提出される約定書に基づき、引き続き納入指導を行い、早期の未納解消に努める。

また、生徒が年度途中で休学や退学した場合の報告の遅れにより奨学金の過払いが発生しているため、平成18年9月15日付けで各学校長へ休学等の異動が生じた場合は、速やかに連絡するよう改めて通知したところである。今後も生徒の在学状況について学校と連携するとともに、奨学金貸与者に対する制度の周知徹底に努め、未然防止に取り組んでいく。

・修学奨励金に係る貸出金償還金

修学奨励金貸付金に係る返還金については、定期的に文書による納入指導を行うほか、家庭訪問、電話などによる督促を繰り返し行うなど計画的な納入を行うよう指導しており、長期未納（滞納繰越額）の解消に努めているところである。

なお、指摘のあった者に係る対応状況は次のとおりである。

ア 一部納入を行った人数・金額

5人 146,000円

イ 全額納入を行った人数・金額

2人 93,000円

(平成19年5月23日現在未納額)

6人 645,285円

今後も、所在不明となっている者の追跡調査を行うなど未納者の状況把握に努めるとともに、文書・家庭訪問・電話などによる納付指導を徹底し、収入の確保に努める。

・賀茂高等学校不正事件賠償金に係る弁償金

平成9年10月に公正調書（債務承認弁済契約書）を作成し、月額2万円の返済がされていたが、平成18年10月31日付で離職し、住居（寮）も退去させられたため、分納が中断した。現在まで、住所不定で日々のアルバイトで生計しており、当初計画どおりの返済は極めて困難な状況にある。平成19年3月18日に本人と面談し、定期的な連絡すること、定職に就いた時点で再度返済計画を立てること、また少額でもよみから毎月納付することで合意し、これまで一定の納付はなされている。

一部納入を行った人数・金額

1人 105,000円

(平成19年5月21日現在未納額)

1人 34,102,445円

今後も、定期的に本人と連絡をとり、定職についた後に今後の返済計画について協議する。

・同和奨学金に係る貸出金償還金

免除申請に係る検収の際に個別の状況を確認するなど、市町教委と連携して、未納解消に取り組んでいる。

ア 一部納入を行った人数・金額

12人 828,086円

イ 全部納入を行った人数・金額

39人 3,660,685円

(平成19年5月21日現在未納額)

160人 23,770,681円

今後も、市町教委に協力を依頼し、世帯の状況・問題点について、詳細な把握に努めるとともに、文書や電話などによる納付指導を通じて、納入促進を図る。

・同和奨学金に係る戻入金及び返還金

免除申請に係る検収の際に個別の状況を確認するなど、市町教委と連携して、未納解消に取り組んでいる。

ア 一部納入を行った人数・金額

1人 3,000円

イ 全部納入を行った人数・金額

2人 26,000円

(平成19年5月21日現在未納額)

39人 4,097,400円

今後も、市町教委に協力を依頼し、継続した取組を実施していく。

また、時効が完成している者については、欠損処分を視野に検討するとともに、時効が完成していない者については、分割納入させるなど、時効にならない取組を行っていく。

・広島観音高等学校等学校諸費横領事件賠償金に係る弁償金

平成18年10月30日に更正保護施設を退所し、自活するも、仕事は不定期で安定した収入が見込めないことから、当面、平成18年11月から毎月3,000円の分割返済としている。

一部納入を行った人数・金額

1人 18,000円

(平成19年5月21日現在未納額)

1人 17,951,042円

今後も定期的に、本人と連絡を取り、収入状況等を勘案し、月々の返済額について協議していく。

・行政文書の開示に係る複写料

文書による支払い催促を行うなどし、平成19年1月に支払を受けている。(処理済)

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>ア 教職員公舎については、平成17年3月に「教職員公舎の廃止計画」（以下「計画」という。）を策定し、平成17年度から平成19年度までの3年間で80戸の廃止を目標としている。</p> <p>この計画に従って、平成17年度には18戸を用途廃止し、平成18年度は27戸の廃止を予定されているが、平成18年4月1日現在の入居率は58.5%であり、341戸が空家になっている。</p> <p>この計画に掲げられていない公舎であっても、入居状況を把握し、集約化や民間施設の活用について検討するなど、職員公舎の効率的な利用に努めていく必要がある。</p>	<p>計画的に用途廃止を進めるため、公舎のあり方の検討を行い、平成17年3月に職員公舎の基本方針を定めた。この方針に基づき、平成17年度から平成19年度の3年間で、80戸の廃止を目標とする公舎の廃止計画を策定した。</p> <p>この廃止計画に基づき、平成17年度には18戸、平成18年度には15戸、計33戸を用途廃止したところであり、最終年度である平成19年度は、一層、廃止に向け取り組んで参りたい。</p> <p>さらには、入居見込がなく売却できる可能性が高い公舎については、廃止計画に追加して平成18年度に2戸を用途廃止したところであり、引き続き用途廃止に向け財産管理室と連携を取っているところである。</p> <p>引き続き、財産管理室、警察本部と緊密な連携を図りながら計画的に用途廃止を進めて参りたい。</p>
<p>イ 教育委員会事務局の地方機関において、平成17年度の公用車の稼働率が低い機関がある。</p> <p>このため、各機関に配置されている公用車の利用状況を個別に確認し、配置の必要性について検討する必要がある。</p>	<p>公用車の利用状況については、毎年度、全機関について、公用車の稼働状況調査を行い、利用状況の把握に努めている。</p> <p>教育委員会事務局の地方機関の公用車のうち、稼働率が低かった教育センターの公用車について、2台中1台を廃車とした。また、尾三教育事務所の公用車についても2台中1台を廃車とした。</p> <p>今後とも、知事部局と連携を図りながら、各機関に配置されている公用車の利用状況や必要性の有無を勘案しつつ、教育委員会事務局全体の公用車の配置について検討を続けていく。</p>
<p>ウ 広島県高等学校等奨学金については、平成17年度の収入未済額は1,538,800円、滞納者は19人（償還金1,244,800円 16人、戻入金294,000円 3人）となっている。</p> <p>現在、債権管理事務を職員1名と嘱託員2名で行っているが、今後次のような理由により、貸付事務や債権管理の事務量の増加が見込まれる。</p> <p>(ア) 償還金の平成17年度調定額 5,309,300円に対し、収入未済額は、1,244,800円であり、滞納の割合が23.4%と非常に高いこと。</p> <p>(イ) 平成14年度から実施している既存の広島県高等学校等奨学金分に係る償還が今後本格的に始まること。</p> <p>(ウ) 平成17年度から日本学生支援機構（旧日本育英会）の高校奨学金が県へ移管されたことにより、貸付人数が年次進行により飛躍的に増大すること。</p> <p>(エ) 大学へ進学したとき等に償還が猶予されるが、その事務についても今後本格的に始まること。</p> <p>このため、適切に貸付事務や債権管理事務に対応できるよう口座振替制度の導入や電算システムの導入を行うなど、早急に債権管理のあり方について検討する必要がある。</p>	<p>広島県高等学校等奨学金の償還については、平成18年2月に「広島県高等学校等奨学金債権管理事務取扱要綱」を作成し、未納者に対し、要綱に基づく未納通知や督促状の発送などの納入指導を行うなど、長期未納の解消に取り組んでいる。</p> <p>しかしながら、平成17年度から県へ移管された旧日本育英会分の奨学金の貸付者が平成19年度まで大きく増加すること、また、現在、中途退学者や辞退者にとどまる償還対象者が、平成20年度以降は年次進行で貸付終了者も含まれることにより飛躍的に増大し、これら増大する事務を県職員の増員により対応することも極めて困難なことから、一部事務の外部委託化や電算システム化について、平成18年度から本格的に検討を進めている。</p> <p>これまで、全国の都道府県における現在の対応状況・今後の対応方針や、日本学生支援機構における外部委託状況などについて調査するとともに、商工労働部が平成17年度から債権管理を委託している債権回収会社（サービサー）からヒアリングを行い、外部委託のあり方や委託効果額・効果発生時期等について検討を行った。その結果、奨学金業務のうち、返還業務及び債権管理業務（法的措置は除く。）を債権回収会社（サービサー）へ外部委託することが最も効果が大きいいため、平成20年度からの実施に向けて準備を進めている。なお、平成19年度から税務室に債権回収指導担当が設置されたことから、今後連携を図ることとしている。</p>

<p>エ 高等学校使用料（授業料）の収入未済額は、平成17年度決算において、12,698,668円となり、平成12年度以降、教育委員会挙げての積極的な取組が行われた結果、ピークとなった平成11年度の44,037,058円の1/3以下となっている。</p> <p>また、平成17年度においても、授業料収納システムの改善等により学校の徴収事務の改善が図られたことなどから、平成16年度の18,329,888円に対して、約3割減少している。</p> <p>しかしながら、収入未済額は未だ多額に上ることから、今後とも収入未済の縮減に積極的に取り組む必要がある。</p> <p>なお、未納額のうち1割を占める、定時制の授業料については、未だ現金徴収となっていることから、定時制の授業料についても、口座振替払や銀行納付を可能とすることや、納入状況を管理できるように授業料収納システムの改修を行うなど、収入未済の縮減のため、一層の取組を行っていただきたい。</p>	<p>平成17年度決算において12,698,668円あった収入未済額は、18年6月から19年5月までの間、未納解消に向けた取組によって平成19年5月21日現在6,037,361円まで縮小している。</p> <p>未納解消に向けては、「授業料徴収事務取扱要綱」に基づき、各学校において適正な債権管理を行っているところであり、家庭訪問や個別の納入指導を行うなど、債権回収の目処の立たない場合においては、生徒の出席停止、さらには法的手段（裁判所への支払督促や強制執行）を行っている。</p> <p>また、教育委員会としても、研修会を開催し、未納額を大きく減少させた学校の徴収ノウハウの普及に努めるとともに、授業料収納システムを改善し、平成19年度から定時制において新たに口座振替払や銀行納付も可能とするなど、学校の徴収体制の支援に努めているところである。</p> <p>今後も、学校と連携を図りながら、法的措置も含めて厳格な徴収事務を行うとともに、仮執行宣言付支払督促が確定した後も未納となっている債権については、強制執行（債権差押え）に向けた取組を行っていく。</p>
<p>オ 「広島県出資法人指導・調整要綱」において、県出資法人の所管部長は、一般の閲覧に供するため、知事が指定した法人の事業報告書や計算書類等の資料を行政情報コーナーに備えることとされているが、決算終了後2か月以上を経過しても更新されていないものがあつた。遅滞なく資料の更新を行い、最新の情報を提供する必要がある。</p> <p>また、出資比率1/4以上又は1億円以上の出資法人において、業務や財務等経営に関する情報をホームページで公開しているのは一部の法人に限られていることから、特段の理由がない限り経営に関する情報をホームページに掲載し、経営の透明性の向上と情報化社会に対応した法人運営を図るよう、出資法人を指導すべきである。</p>	<p>【広島県教育事業団】</p> <p>事業報告書や計算書類等の行政情報コーナーへの備え付けについては、平成18年5月25日の理事会を受けて、更新作業が実施されている。平成19年度についても、理事会後に速やかに更新作業を実施する予定である。</p> <p>経営に関する情報のホームページへの掲載については、平成19年3月に広島県教育事業団のホームページが作成され、その中に業務及び財務等経営に関する情報を掲載している。</p> <p>【(財) 広島県教育職員互助組合】</p> <p>事業報告書や計算書類等の行政情報コーナーへの備付けについては、同組合の理事会実施後2か月以内に更新している。</p> <p>経営に関する情報のホームページへの掲載については、平成18年7月からホームページに掲載し、公開している。</p> <p>【広島県スポーツ振興財団】</p> <p>事業報告書や計算書類等の行政情報コーナーへの備付けについては、毎年定期的に更新作業を実施している。</p> <p>経営に関する情報のホームページへの掲載については、平成18年10月19日付けで、インターネット等を活用した情報公開について文書で指導しているところであるが、公開に至っていないため、引き続き指導を行っていく。</p> <p>【株式会社サンフレッチェ広島】</p> <p>事業報告書や計算書類等の行政情報コーナーへの備付けについては、毎年定期的に更新作業を実施している。</p> <p>経営に関する情報のホームページの掲載については、Jリーグが、ホームページ上で30クラブについて、個別に経営成績、財政状況等の経営情報公開を行っている。</p>

<p>カ 平成14年3月に策定され、平成20年度までを当面の目標とする、「県立高等学校再編整備基本計画」（以下「基本計画」という。）によれば、統廃合の考え方として、</p> <p>(ア) 「1学年1学級規模の学校」は、「当該学校の在籍状況（入学率など）、地元中学校からの進学状況（地元率など）等を勘案しつつ、統廃合を進める。」</p> <p>(イ) 「1学年2学級又は3学級規模の学校」は、「今後の生徒数の推移を見ながら、近隣校との統廃合を検討する。」とある。</p> <p>平成18年度募集ベースで(ア)に該当する高等学校は12校（分校2校を含む。）、(イ)に該当する高等学校は22校あるが、統廃合が進展していない。</p> <p>生徒数の減少が続く中、効果的な教育活動を展開するためにも、この基本計画に基づいて、より積極的に取り組む必要がある。</p> <p>また、老朽校舎の改修や耐震対策の着実な推進のためには、生徒減に伴う学校・学科の再編整備を踏まえた施設整備との整合を図る必要があるため、統廃合の計画を早期に決定していただきたい。</p>	<p>県立高等学校の再編整備については、平成11年8月に「県立高等学校の規模及び配置の考え方」を策定し、「全日制高等学校について、1学年4学級から8学級が適正規模である。」という考え方を明らかにした。</p> <p>この考え方を基本として、平成14年3月に「県立高等学校再編整備基本計画」を策定し、これに基づき、よりよい教育環境のもとで教育効果を高める観点から、適正な学校規模を確保するとともに、学校の配置の適正化に取り組んでいる。</p> <p>「基本計画」策定後の平成15年度以降では、今年度から生徒募集停止した庄原格致高校高野山分校を含めて、全日制課程について6校（本校4、分校2）、定時制課程について2校（分校1、課程1）の生徒募集停止を実施している。</p> <p>具体的な再編整備に当たっては、一律・機械的に行うのではなく、当該地域の中学校卒業者の状況や、統廃合が地域に与える影響、地域バランス、さらには、周辺の県立高等学校の特色づくりや再編整備の状況等を考慮しながら総合的に検討を行い、関係者との調整を図りつつ、実施しており、今後とも、こうした考え方に基づいて、再編整備を着実に進めて参りたい。</p> <p>なお、現在、平成20年度からの統廃合校について検討を行っている。</p> <p>また、老朽校舎の改修や耐震対策等の施設整備を行うに当たり、その有効性や必要性を考慮するとともに、再編整備を視野に入れて、検討を行うことは必要であると考えており、教育委員会として、今後とも、十分な調整を図って参りたい。</p>
<p>キ 美術館や図書館、少年自然の家等の社会教育・文化施設9施設は、現在、直営で運営されている。</p> <p>このうち少年自然の家2施設について、教育委員会内部に設置された、「県立青少年教育施設行政評価委員会」が行った行政評価を踏まえ、福山少年自然の家は、県の拠点施設として存続し、吉田少年自然の家は県立施設としては廃止という方針が示されている。</p> <p>今後、他の施設についても、社会情勢の変化や県民のニーズに対応した効率的、効果的な運営が行われるよう、指定管理者制度の導入も含め、県立施設としてのあり方や役割を検討する必要がある。</p>	<p>現在、直営で運営している9施設については、少子高齢化やライフスタイルの多様化など社会情勢の変化や県民のニーズに対応した効率的、効果的な運営が行われるよう、指定管理者制度の導入も含め、県立施設としてのあり方や役割を検討しているところである。</p> <p>【方針を決定した施設】</p> <p>福山少年自然の家は、県の拠点施設として存続し、吉田少年自然の家は、平成19年3月31日付けで県立施設として廃止し、地元市である安芸高田市に移管した。</p> <p>平成19年4月1日から、安芸高田少年自然の家として安芸高田市が運営している。</p> <p>美術館と縮景園については、施設管理の一部に指定管理者制度を導入することとし、指定管理者の指定に向けて、諸手続を進めているところである。</p> <p>【方針を検討している施設】</p> <p>生涯学習センターや図書館については、果たすべき役割やあり方の見直しに取り組んでいるところである。県の役割等を整理し、より効率的な運営と県民サービスの向上を図るための適切な運営について検討を進める。</p> <p>歴史民俗資料館及び歴史博物館についても、施設のあり方について検討を進めている。</p>

2 県立図書館（監査年月日：平成18年6月8日）

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>ア 図書館情報提供システムの機器の保守業務について、平成16年度から毎年度、随意契約により同一業者と同一金額（年額5,687,640円）で委託しているが、平成17年度に業者が保守のために図書館を訪問した日数は21日にとどまっている。</p> <p>このため、毎月の保守業務の履行実績を確認する際に、どのような技術を要する者が、実質何時間従事したのかについても併せて確認を行うなど、現在の契約方法や内容が妥当であるか検討する必要がある。</p>	<p>平成19年度から、図書館情報提供システムの機器の利用状況に応じた保守業務となるよう契約内容を変更し、保守料の節減を図っている。</p> <p>また、保守業務の履行確認については、平成18年11月から業務の都度、報告書を求め、履行内容を確認している。</p>
<p>イ 平成19年8月31日の機器リース契約期間の満了に合わせ、図書館情報提供システムの機能追加及び修正を行うよう計画しているが、システムの機能追加等を行うに当たっては、現在のシステムの利用状況の検証を行うとともに、県立図書館と市町立図書館の役割分担や県立図書館として果たすべき役割を明確にした上で、利用者の利便性を向上させるために真に必要な機能の追加等に限定して行う必要がある。</p> <p>また、システムの機能追加等を行う際には、本年度、総務部に設置された情報システム総括監と密接に協議を行っていただきたい。</p>	<p>県立図書館として果たすべき役割や利用者・市町のニーズ等を踏まえた機能追加等となるよう、現在、図書館情報提供システムの変更内容を精査している。</p> <p>適切な機器構成・機器性能による調達を図るため、情報システム総括監や関係部局と密接に協議を行うこととしている。</p>

3 広島観音高等学校（監査年月日：平成18年11月20日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容									
<p>次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="207 1397 1257 1545"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]</th> <th>参考 前年度決算時 (平成17年3月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校使用料（全日制授業料）</td> <td>1人 26,100円</td> <td>4人 116,100円</td> </tr> <tr> <td>高等学校使用料（定時制授業料）</td> <td>1人 46,000円</td> <td>4人 57,160円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成17年3月末)	高等学校使用料（全日制授業料）	1人 26,100円	4人 116,100円	高等学校使用料（定時制授業料）	1人 46,000円	4人 57,160円	<p>高等学校使用料（授業料）については、定期的に文書による納入指導を行うほか、家庭訪問、電話による督促を繰り返すなど計画的な納入を行うよう指導しており、長期未納（滞納繰越額）の解消に努めているところである。</p> <p>なお、指摘のあった長期未納に係る対応状況は次のとおりである。</p> <p>(平成19年5月21日現在未納額)</p> <p>全日制授業料 1人 26,100円 定時制授業料 1人 46,000円</p> <p>今後も、所在不明となっている者の追跡調査を行うなど未納者の状況把握に努めるとともに、文書・家庭訪問・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。</p>
区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成17年3月末)								
高等学校使用料（全日制授業料）	1人 26,100円	4人 116,100円								
高等学校使用料（定時制授業料）	1人 46,000円	4人 57,160円								

4 広高等学校（監査年月日：平成18年12月1日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容									
<p>ア 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="194 383 1246 533"> <thead> <tr> <th data-bbox="194 383 660 454">区分</th> <th data-bbox="660 383 954 454">長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]</th> <th data-bbox="954 383 1246 454">参考 前年度決算時 (平成17年3月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="194 454 660 492">高等学校使用料（全日制授業料）</td> <td data-bbox="660 454 954 492">2人 185,100円</td> <td data-bbox="954 454 1246 492">2人 185,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 492 660 533">高等学校使用料（定時制授業料）</td> <td data-bbox="660 492 954 533">18人 204,252円</td> <td data-bbox="954 492 1246 533">19人 227,876円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成17年3月末)	高等学校使用料（全日制授業料）	2人 185,100円	2人 185,100円	高等学校使用料（定時制授業料）	18人 204,252円	19人 227,876円	<p>ア 高等学校使用料（授業料）については、定期的に文書による納入指導を行うほか、家庭訪問、電話による督促を繰り返すなど計画的な納入を行うよう指導しており、長期未納（滞納繰越額）の解消に努めているところである。</p> <p>なお、指摘のあつた長期未納に係る対応状況は次のとおりである。</p> <p>(平成19年5月21日現在未納額)</p> <p>全日制授業料 2人 185,100円 定時制授業料 13人 169,552円</p> <p>今後も、所在不明となっている者の追跡調査を行うなど未納者の状況把握に努めるとともに、文書・家庭訪問・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。</p>
区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成17年3月末)								
高等学校使用料（全日制授業料）	2人 185,100円	2人 185,100円								
高等学校使用料（定時制授業料）	18人 204,252円	19人 227,876円								
<p>イ 収入証紙の監査日の現在高は500円の印紙が1枚であつたが、郵便切手類出納簿の記載もれ2件（2枚購入、1枚使用）のため、郵便切手類出納簿の現在高は0枚で、実際の現在高と一致していなかつた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>イ 当該校において、記載もれ部分を郵便切手類出納簿に記載し、現在高と一致するよう整理した。</p> <p>今後とも適正な事務処理に努めるとともに、教育委員会においても、引き続き適正な管理がなされるように、指導していく。</p>									

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>委託契約において、設計金額の積算根拠が執行伺いに「前年度実績による。」と記載があるのみで明確でないものがあつた。設計金額の積算に当たっては、その根拠を明確にするとともに、常に見直しを行い、より経済性が発揮されるよう積算を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家用電気工作物保安業務 ・廃棄物収集運搬処理業務 ・消防設備等点検業務 ・エレベータ保守点検業務 	<p>当該校において、今後の契約に当たっては、設計金額の積算根拠を明確にするとともに、常に見直しを行い、より経済性が発揮されるよう努める。</p> <p>教育委員会においても、財産管理室が定めた共通仕様書等により、積算内容を明確化するよう指導した。</p> <p>さらに、全学校に対して、施設管理業務委託事務処理要綱（平成18年12月15日付け総務部長通知）に基づき、事務処理を適正に行うよう周知した。</p>

5 尾道北高等学校（監査年月日：平成18年12月14日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>役務の提供に係る長期継続契約は、1年を超える継続的、反復的業務であるものが対象とされているが、年に1回実施することとされている浄化槽の清掃について、長期継続契約により委託契約を締結していた。</p> <p>また、この契約は、単価契約により契約しているが、契約書に単価の単位の記載がなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>当該校において、契約書に単価の単位の記載がなかったことについては、契約変更により単価の単位を記載した。長期継続契約の締結については、今後は、同制度の趣旨を踏まえた事務処理を行う。</p> <p>教育委員会においても、長期継続契約の制度について理解の徹底を図り、適正に事務処理を行うよう指導した。</p> <p>さらに、全学校に対しても、長期継続契約の制度について理解の徹底を図り、適切に事務処理を行うよう周知した。</p>

監査の結果（意見）	措置の内容								
<p>ア 郵便切手において、年度使用実績に見合わない過大な購入があった。郵便切手の購入に当たっては、残高や使用見込量を勘案して購入するなど、予算の効率的な執行に努める必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="209 857 1190 1010"> <tr> <td>平成16年度からの繰越額</td> <td>74,340円</td> </tr> <tr> <td>平成17年度購入額</td> <td>245,000円（うち77,000円分は、3月27日に購入）</td> </tr> <tr> <td>平成17年度使用実績</td> <td>181,700円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度への繰越額</td> <td>137,640円</td> </tr> </table>	平成16年度からの繰越額	74,340円	平成17年度購入額	245,000円（うち77,000円分は、3月27日に購入）	平成17年度使用実績	181,700円	平成18年度への繰越額	137,640円	<p>ア 当該校において、今後は、使用見込量に応じた購入に努める。</p> <p>教育委員会においても、郵便切手において使用実績に見合った購入を行うなど、予算の効率的な執行について指導した。</p> <p>さらに、全学校に対しても、予算の効率的な執行について周知した。</p>
平成16年度からの繰越額	74,340円								
平成17年度購入額	245,000円（うち77,000円分は、3月27日に購入）								
平成17年度使用実績	181,700円								
平成18年度への繰越額	137,640円								
<p>イ 委託契約において、見積書を徴収する業者数を増加させることにより競争性を高め、契約金額の削減を図っていたが、設計金額を前年度より増額しているが増額の根拠が明確でないもの及び設計金額は前年度と同額であるが積算根拠が明確でないものがあった。設計金額の積算に当たっては、その根拠を明確するとともに、常に見直しを行い、より経済性が発揮されるよう積算を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気設備保安業務 ・消防設備保守業務 ・浄化槽清掃業務 ・浄化槽維持管理業務 	<p>イ 当該校において、今後は、積算根拠を明確するとともに、常に見直しを行うよう努める。</p> <p>教育委員会においても、今後行う契約締結に当たっては、財産管理室が定めた共通仕様書等により、積算内容を明確化するよう指導した。</p> <p>さらに、全学校に対しても、施設管理業務委託の事務処理について（平成18年12月15日付け総務部財務局財産管理室長通知）に定められた積算方法により積算するよう周知した。</p>								

6 福山葦陽高等学校（監査年月日：平成18年11月15日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容						
<p>ア 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="220 376 1273 488"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]</th> <th>参考 前年度決算時 (平成17年3月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校使用料（全日制授業料）</td> <td>1人 55,800円</td> <td>3人 112,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成17年3月末)	高等学校使用料（全日制授業料）	1人 55,800円	3人 112,200円	<p>ア 高等学校使用料（授業料）については、定期的に文書による納入指導を行うほか、家庭訪問、電話による督促を繰り返すなど計画的な納入を行うよう指導しており、長期未納（滞納繰越額）の解消に努めているところである。</p> <p>なお、指摘のあつた長期未納に係る対応状況は次のとおりである。</p> <p>(平成19年5月21日現在未納額)</p> <p>全日制授業料 1人 55,800円</p> <p>今後も、所在不明となっている未納者の追跡調査を行うなど状況把握に努め、早期の収入確保に努める。</p>
区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成17年3月末)					
高等学校使用料（全日制授業料）	1人 55,800円	3人 112,200円					
<p>イ 高等学校使用料（授業料）の減免決定において、全額減免の要件に該当しないにもかかわらず、全額減免しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>1人 減免額 115,200円 (9,600円×12月)</p>	<p>イ 4月分から全額免除の決定を取り消した。</p> <p>今後は確実な確認を行い、適正な事務処理に努める。</p>						

7 音戸高等学校（監査年月日：平成18年11月28日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容												
<p>ア 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="209 1527 1315 1742"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]</th> <th>参考 前年度決算時 (平成17年3月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校使用料（授業料）（音戸高校分）</td> <td>5人 184,143円</td> <td>5人 272,700円</td> </tr> <tr> <td>高等学校使用料（授業料）（倉橋高校分）</td> <td>2人 42,161円</td> <td>6人 202,700円</td> </tr> <tr> <td>定時制修学奨励金貸付金に係る返還金</td> <td>2人 62,000円</td> <td>2人 232,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成17年3月末)	高等学校使用料（授業料）（音戸高校分）	5人 184,143円	5人 272,700円	高等学校使用料（授業料）（倉橋高校分）	2人 42,161円	6人 202,700円	定時制修学奨励金貸付金に係る返還金	2人 62,000円	2人 232,000円	<p>ア 高等学校使用料（授業料）については、定期的に文書による納入指導を行うほか、家庭訪問、電話による督促を繰り返すなど計画的な納入を行うよう指導しており、長期未納（滞納繰越額）の解消に努めているところである。</p> <p>なお、指摘のあつた長期未納に係る対応状況は次のとおりである。</p>
区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成17年3月末)											
高等学校使用料（授業料）（音戸高校分）	5人 184,143円	5人 272,700円											
高等学校使用料（授業料）（倉橋高校分）	2人 42,161円	6人 202,700円											
定時制修学奨励金貸付金に係る返還金	2人 62,000円	2人 232,000円											

	<p>(平成19年5月21日現在未納額)</p> <p>全日制授業料(音戸高校分) 2人 128,400円 全日制授業料(倉橋高校分) 1人 35,200円</p> <p>今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・家庭訪問・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。</p> <p>修学奨励金貸付金に係る返還金については、定期的に文書による納入指導を行うほか、家庭訪問、電話などによる督促を繰り返し行うなど計画的な納入を行うよう指導しており、長期未納(滞納繰越額)の解消に努めているところである。</p> <p>なお、指摘のあった長期未納に係る対応状況は次のとおりである。</p> <p>(平成19年5月22日現在未納額)</p> <p>1人 55,000円</p> <p>今後も、文書・家庭訪問・電話などによる納付指導を徹底し、収入の確保に努める。</p>
<p>イ 委託契約において、検査職員(事務長)による履行確認が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気工作物保安業務 ・ 消防設備等保守点検 ・ 昇降機保守点検業務 ・ 浄化槽維持管理業務 	<p>イ 当該校において、指摘のあった委託契約の履行確認を行った。教育委員会においても、委託契約において必ず検査職員による履行確認を行うよう指導した。</p> <p>さらに、全学校に対しては、地方自治法や広島県契約規則等に基づき、適正に事務処理を行うよう周知した。</p>

8 庄原格致高等学校 (監査年月日:平成18年11月16日)

監査の結果(意見)	措置の内容
<p>浄化槽維持管理委託契約について、他に受託できる業者がないことから1者との随意契約により長期継続契約を締結しているが、1年当たりの委託料は前年後と同額で、県にとって有利な契約となっていない。</p> <p>長期継続契約は、長期の契約による割引、相手方の技術蓄積による業務の効率化、サービスの質の向上等の経済的、質的に有利な契約の実現を期待するものであるから、長期継続契約の締結に当たっては、県にとって有利な契約となるか検討する必要がある。</p>	<p>当該校において、今後の長期継続契約の締結に当たっては、県にとって有利な契約となるよう検討していく。</p> <p>教育委員会においても、今後行う契約締結に当たり、長期継続契約の制度について理解の徹底を図り、適正に事務処理を行うよう指導した。</p> <p>さらに、全学校に対しても、長期継続契約の制度について理解の徹底を図り、県にとって有利な契約となるよう、適正に事務処理を行うよう周知した。</p>

9 安芸府中高等学校（監査年月日：平成18年10月5日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>学校諸費会計等の取扱事務において、次のとおり「学校諸費会計等取扱要綱」に定められた事務処理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計担当者、点検者及び監査実施者が定められていないもの ・ 毎年1回以上行うこととされている監査が実施されていないもの ・ 毎月実施することとされている収支状況の点検が実施されていないもの 	<p>本指摘を受け、安芸府中高校では鋭意対応を進めて、監査委員事務局への報告内容どおり改善が図られたところである。</p> <p>また、新年度に入り、その改善の定着状況については証拠書類も含めて次のとおり確認しており、今後とも適切にマニュアルに沿った事務処理を行うよう重ねて指導を行ったところである。</p> <p>会計担当者、点検者及び監査実施者については、指摘以降、変更がある都度指定を伺う方法に改めており、平成19年度も適正に定められている。</p> <p>監査未実施との指摘を受けた4会計の監査状況は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入学年次別積立金 H16 入学生分は 2/27 監査実施済 他年次は 6/17PTA 常任委員会で監査実施予定 ・ 学習費 6/17PTA 常任委員会で監査実施予定 ・ 進路基金 5/10 に監査実施済 ・ 生徒会会計 5/22 に監査実施済 <p>毎月の収支状況点検については、指摘以降、新たに「PTA振興基金」及び「同窓会特別会計」の会計項目を加えた上で毎月10日までの点検を行っている。</p>

10 廿日市西高等学校（監査年月日：平成18年12月22日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容						
<p>ア 次の歳入において、長期末納（滞納繰越分）のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="207 1433 1189 1556"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>長期末納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]</th> <th>参考 前年度決算時 (平成17年3月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校使用料(全日制授業料)</td> <td>2人 94,500円</td> <td>8人 215,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	長期末納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成17年3月末)	高等学校使用料(全日制授業料)	2人 94,500円	8人 215,000円	<p>ア 高等学校使用料（授業料）については、定期的に文書による納入指導を行うほか、家庭訪問、電話による督促を繰り返すなど計画的な納入を行うよう指導しており、長期末納（滞納繰越額）の解消に努めているところである。</p> <p>なお、指摘のあつた長期末納に係る対応状況は次のとおりである。</p> <p>(平成19年5月21日現在未納額) 全日制授業料 2人 94,500円</p> <p>今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・家庭訪問・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。</p>
区分	長期末納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成17年3月末)					
高等学校使用料(全日制授業料)	2人 94,500円	8人 215,000円					

イ 次の工事請負契約において、契約等に基づく手続の一部に不備があった。適切な事務処理に努められたい。	
工事の名称	手続不備の内容
体育館屋根塗装工事 (平成17年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・請負人に県の監督員の職・氏名を通知していなかった。 ・請負人から建設業国庫金共済証取得届を聴取していなかった。
体育館北側法面改修工事 (平成18年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・請負人の経営事項審査結果通知書の確認を行っていなかった。
<p>イ 当該校において、「経営事項審査結果通知書」については、指摘後、写しを徴し、確認を行った。</p> <p>教育委員会においても、指摘事項について、県立学校長会議など県立学校管理職員に係る会議において、適切な事務処理を指導したところである。</p> <p>さらに、平成19年6月に予定している建設工事等に係る事務説明会において、指摘事項を含め、県立学校の事務担当者に対し、必要な事務手続等について周知するとともに、適切な工事執行を指導することとしている。</p> <p>適切な事務処理がなされるよう、引き続き県立学校の指導に努める。</p>	

11 高陽東高等学校（監査年月日：平成18年12月7日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容						
次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]</th> <th>参考 前年度決算時 (平成17年3月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校使用料（全日制授業料）</td> <td>2人 31,500円</td> <td>5人 280,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成17年3月末)	高等学校使用料（全日制授業料）	2人 31,500円	5人 280,200円	
区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成17年3月末)					
高等学校使用料（全日制授業料）	2人 31,500円	5人 280,200円					
	高等学校使用料（授業料）については、定期的に文書による納入指導を行うほか、家庭訪問、電話による督促を繰り返すなど計画的な納入を行うよう指導しており、指摘のあつた長期未納は全額解消された。						

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>委託契約において、設計金額の積算根拠が執行伺いに「平成17年度実績額」と記載があるのみで明確でないものがあつた。設計金額の積算にあつて、その根拠を明確にするるとともに、常に見直しを行い、より経済性が発揮されるよう積算を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家用電気工作物保安点検業務 ・エレベータ保守点検業務 ・消防用設備等点検業務 	<p>当該学において、今後は積算根拠を明確にするるとともに、常に見直しを行うよう努める。</p> <p>教育委員会においても、今後行う契約締結に当たっては、財産管理室が定めた共通仕様書等により、積算内容を明確化するよう指導した。</p> <p>さらに、全学校に対して、施設管理業務委託の事務処理について（平成18年12月15日付け総務部財務局財産管理室長通知）に定められた積算方法により積算し、また、業者決定に当たっては、引き続き競争性を高める方法で行うよう周知した。</p>

12 呉昭和高等学校（監査年月日：平成18年12月6日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>ア 売店(食券及びパン販売)の設置場所として使用許可した行政財産について、許可した使用目的を変更して使用されているにもかかわらず、広島県教育委員会公有財産管理規則に基づいた取消しや変更承認の手続が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>ア 当該校において、広島県教育委員会公有財産管理規則に基づき使用許可者から財産返還届を提出させ、使用許可取消しの手続を行った。 教育委員会においても、引き続き適正な事務処理を行うよう指導に努める。</p>
<p>イ 体育館屋根雨樋改修工事の施工に当たり、監督員の職・氏名を請負人に通知していなかった。また、この工事の工事成績評定表の作成において、工事成績評定の考査項目別運用表を作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>イ 当該校において、今後、建設工事請負契約等に基づいた工事執行に努める。 教育委員会においても、指摘事項については、県立学校長会議など県立学校管理職員に係る会議において、適切な事務処理を指導した。 さらに、平成19年6月に予定している建設工事等に係る事務説明会において、指摘事項を含め、県立学校の事務担当者に対し、必要な事務手続等について周知するとともに、適切な工事執行を指導することとしている。 適切な事務処理がなされるよう、引き続き県立学校の指導に努める。</p>

13 高宮高等学校（監査年月日：平成18年10月6日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>学校諸費会計等の取扱事務において、次のとおり「学校諸費会計等取扱要綱」に定められた事務処理が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計担当者及び点検者の定められていないもの ・ 会計担当者の異動があった場合に行うこととされている事務引継が行われていないもの 	<p>本指摘を受け、教育委員会では高宮高校の諸費会計実地検査を行うとともに、マニュアルに沿った事務を執行するよう指導を行った。 高宮高校では鋭意対応を進め、報告内容どおりの改善を進めたところである。 また、新年度に入り、その改善の定着状況については証拠書類も含めて次のとおり確認しており、今後とも適切にマニュアルに沿った事務処理を行うよう重ねて指導を行ったところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指摘以降直ちに会計担当者及び点検者を定めたほか、新年度に入り異動等を踏まえた会計担当者及び担当者を定めている。 ・ 指摘以降直ちに引継目録を作成するとともに、新年度に入り担当者が変更となったものについて、全て引継目録が作成されている。

14 福山商業高等学校（監査年月日：平成18年12月13日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>収入証紙の取扱において、証紙及び売りさばき代金出納簿に記載された売りさばき額と、指定金融機関に払い込まれた額が一致しないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証紙及び売りさばき代金出納簿の売りさばき金額2,800円に対し、指定金融機関への払込額が2,400円となっており、払い込まれるべき金額が400円不足（不足件数:1件） 	<p>当該校において、指定金融機関への払込額の書き誤りが、不一致の原因であったため、不足分について収納処理を行い、不一致を解消させた。 現在は、証紙、現金、出納簿の記録等の照合を複数で行うなどし、改善に努めている。 教育委員会においても、引き続き適正な出納管理がなされるように、今後とも指導していく。</p>

15 総合技術高等学校（監査年月日：平成18年10月5日）

監査の結果（指摘事項）		措置の内容	
次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。徴収促進に努められたい。			
区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成17年3月末)	
高等学校使用料（授業料）	2人 119,700円	2人 119,700円	
(注) 本郷工業高等学校における授業料の未納分で、債権管理事務が総合技術高等学校に引き継がれたもの。		<p>高等学校使用料（授業料）については、定期的に文書による納入指導を行うほか、家庭訪問、電話による督促を繰り返すなど計画的な納入を行うよう指導しており、長期未納（滞納繰越額）の解消に努めているところである。</p> <p>なお、指摘のあつた長期未納に係る対応状況は次のとおりである。</p> <p>(平成19年5月21日現在未納額)</p> <p>授業料（本郷工業高校分） 1人 83,700円</p> <p>今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・家庭訪問・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。</p>	

監査の結果（意見）	措置の内容
本郷工業高等学校から引き継いだ使用実績のない重要物品について、今後とも使用が見込まれないものは処分する必要がある。	<p>校内で検討した結果、使用実績のない重要物品のうち今後とも使用する見込みのない物は「テレビジョン実験装置（取得H2年3月，3,090千円）」1点であつた。</p> <p>平成19年3月2日付けで重要物品の不用決定の手続を終え、同年3月14日に処分を完了した。</p>

16 福山北特別支援学校（監査年月日：平成19年1月30日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>次の工事請負契約の施工に当たり、監督員の職・氏名を請負人に通知していなかつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内便所改修工事 ・職員室等空調機器整備工事 	<p>当該校において、チェック体制を再点検し、適正な事務処理に努める。</p> <p>教育委員会においても、指摘事項については、県立学校長会議など県立学校管理職員に係る会議において、適切な事務処理を指導した。</p> <p>さらに、平成19年6月に予定している建設工事等に係る事務説明会において、指摘事項を含め、県立学校の事務担当者に対し、必要な事務手続等について周知するとともに、適切な工事執行を指導することとしている。</p> <p>適切な事務処理がなされるよう、引き続き県立学校の指導に努める。</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>学校給食施設の整備については文部科学省が平成9年4月1日に「学校給食衛生管理の基準」を定めているが、次のとおり適合していないものがあった。早急に改善に努める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調理場内の汚染作業区域と非汚染作業区域とが適正に部屋単位で区分されていない。 検収室が設けられていない。 廃棄物の保管場所が調理室外の場所となっていない。 便所の位置が食品を取り扱う場所から3m未満となっている。 <p>また、児童生徒数の急増によって、各施設が狭あいになってきている。教育委員会と連携し、将来の児童生徒数の動向を踏まえた施設整備など、今後の対応策を検討していただきたい。</p>	<p>指摘のあった廃棄物の保管場所について、調理時の残菜、食後の残飯など、調理室内での廃棄物の保管は一時的なものにとどめ、収集後は速やかに厨房外のゴミ収集スペースに移動させることとした。</p> <p>作業区域分け、検収室、便所の位置に係る指摘については、基準に適合させるための施設改修等のハード面と作業場所・手順の工夫などソフト面での対応方法について、検討を進めているところである。</p> <p>今後も、県立学校と連携を図り、安全な学校給食が実施できるよう、指導と施設整備に努める。</p> <p>県教育委員会においては、平成19年度末を目途に、本県の今後の特別支援教育の方向性を示す「広島県特別支援教育ビジョン」を策定することとしており、その中で、児童生徒数の増加への対応も含めた特別支援学校の再編整備の在り方等について検討していく予定である。現在、当該ビジョンの策定に向け、専門家による検討会議設置の準備を行っているところである。</p>

17 財団法人広島県スポーツ振興財団（監査年月日：平成18年12月5日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>指摘すべき事項は次のとおりであった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 備品のビデオカメラ（3セット）については、財団法人広島県体育協会に無償で貸し出し、常時県体育協会が管理・使用しているが、当該貸し出しについて財団法人広島県体育協会との間で契約書類等の書面で整理されていなかった。</p> <p>イ 財団の財務規程では固定資産は原則1個若しくは1組の取得価格20万円以上のものとされているところ、事務机・椅子併せて15万円ものを固定資産としていた。</p>	<p>ア 平成19年3月20日に開催された理事会において、備品のビデオカメラに係る財団法人広島県体育協会との賃貸契約が、寄附行為第8条に基づいて承認され、4月1日付けで契約の締結がなされている。</p> <p>イ 指摘の事務机・椅子は、平成4年6月に購入されたものであるが、購入時における財務規定では10万円以上が固定資産とされていた。平成12年6月22日付けで財務規定が改正され取得価格20万円以上が固定資産とされたが、改正後の規定に基づいた償却処理が行なわれていなかった。</p> <p>指摘の事務机・椅子は、平成18年度決算時に償却処理し整理されている。</p>

18 財団法人広島県教育事業団（監査年月日：平成19年1月26日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>ア スポーツ会館では、宿泊者等の利便のため、販売管理会社に洗面・洗髪用具類自動販売機を設置させており、売上額に応じて販売管理手数料を現金で受け取っている。</p> <p>また、埋蔵文化財調査室においても、頒布用調査報告書等を購入希望者に販売しており、現金での販売収入がある。</p> <p>いずれの機関においても、これらの現金について、現金出納帳による出納管理が行われていない。現金出納帳による適正な出納管理に努められたい。</p>	<p>ア 両機関において、事務改善の結果、当該現金受取に係わる現金出納帳を作成し、適正な出納管理を行っている。</p> <p>教育委員会においても、引き続き適正な出納管理がなされるように、今後とも指導していく。</p>
<p>イ 県立総合体育館の駐車場回数券について、「駐車場回数券出納簿」が監査日現在（平成19年1月25日）、平成19年1月3日までしか記録整理されていなかった。日々、受入、購入、払出、残数の整理に努められたい。</p> <p>また、出納簿上の残数と現物の在庫数量が一致していなかった。これは、磁気不良分を記載していなかったり、再利用のため回収分を別途保管していたため、不一致となったものである。「駐車場回数券出納簿」が「現物の在庫数量」と一致し、在庫数量が確認できるように努められたい。</p>	<p>イ 当該館において、駐車場回数券出納簿の記載漏れについて、指摘のあった日付以降の記録を整理した。</p> <p>また、出納簿上の残数と現物の在庫数量の不一致について、駐車場回数券出納簿の様式を改善して不一致を解消することにより、在庫数量が確認できるよう対応した。</p> <p>教育委員会においても、日々駐車場回数券の適正な管理がなされるよう指導していく。</p>

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>ア 収納金の取扱いについては、「財団法人広島県教育事業団財務規程（以下「財務規程」という。）」において領収書の発行等について定められているが、頒布用報告書等の販売を行っている埋蔵文化財調査室が収納した場合の取扱いについて明確にされていない。このため、領収書については購入者から求められた場合に発行しているが、法人名での発行となっていない。</p> <p>収納金に関する適正な事務を確保するため、埋蔵文化財調査室が収納した現金の取扱い、領収書の発行等について明確にする必要がある。</p> <p>なお、スポーツ会館での現金の取扱いについても財務規程上明確になっていないため、併せて明確にする必要がある。</p>	<p>ア 埋蔵文化財調査室及びスポーツ会館の現金の取扱いについて、財務規程が改正され、事務局長の指定する業務について、機関の長が現金収納を行えることとされた。</p> <p>これを受け、埋蔵文化財調査室長については頒布用報告書等の販売を、スポーツ会館長については使用料金及び自動販売機の管理手数料の徴収を、現金収納を行える業務として指定されている。</p>
<p>イ 県立総合体育館に配置するため、平成17年度において多数の備品を購入している。この備品について、固定資産台帳による管理は行っているが、教育事業団の什器備品であることの表示はなされていない。</p> <p>県立総合体育館には、県からの借受備品や教育事業団が購入した備品があることから、教育事業団が購入した備品についても、例えば備品ラベルなどの標識を付すなどし、適正な管理を行う必要がある。</p>	<p>イ 固定資産台帳に付された番号、品名及び設置機関等が表記された標識を貼付するなどの表示方法を具体的に財務要領で定め、教育事業団が購入した備品に貼付を行っている。</p> <p>引き続き備品の適正管理について指導をしていく。</p>

【公安委員会】

警察本部（監査年月日：平成18年10月4日）

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>ア 警察本部における公共工事コスト縮減に当たっては、コスト縮減を推進するための検討・点検などを組織的に把握する体制を整備するとともに、広島県公共工事コスト縮減プログラムに基づき、警察本部の所管する工事の特徴や実情にあった計画を策定し、主体的かつ積極的に取り組む必要がある。</p> <p>また、警察本部における公共工事コスト縮減に係る取組状況やコスト縮減効果額などについても積極的に公表していただきたい。</p>	<p>警察本部においても、より一層組織的にコスト縮減を推進するため、「広島県公共工事コスト縮減推進本部」の本部員を交通部長から総務部長に、幹事を交通規制課長から施設課長にそれぞれ交替するとともに、「広島県警察工事コスト縮減推進本部設置要綱」を新たに制定・今年1月から施行し、警察本部の所管する工事の特徴や実情にあったコスト縮減を推進するための検討・点検などを組織的に把握する体制を整備した。</p>
<p>イ 出資比率 1/4 以上又は1億円以上の出資法人において、業務や財務等経営に関する情報をホームページで公開しているのは一部の法人に限られていることから、特段の理由がない限り経営に関する情報をホームページに掲載し、経営の透明性の向上と情報化社会に対応した法人運営を図るよう、出資法人に指導すべきである。</p>	<p>現在、ホームページの改修作業を進めており、平成19年5月末までには、既に公開している事業内容等の情報に加え、職員数及び職員の給与に関する情報等の公開ができるようになる予定である。</p>
<p>ウ 警察本部においては、広島県警察情報管理システム、広島県警察総合通信指令システムなどの多くの情報システムを所管している。（平成16年度：47システム、決算額：972,555千円）</p> <p>平成18年度に設置された情報システム総括監（CIO）と連携し、警察本部の所管する情報システムの仕様、契約内容、運用状況などについて調査・分析を行い、早急に改善すべきシステムから改善策を策定するなど、情報システムの最適化や効率化を図る必要がある。</p>	<p>広島県警察における情報システムの新規開発・変更に当たっては、広島県情報システム開発運用要綱に基づき、情報システム総括監に対して個々の案件ごとに、情報システムの内容、調達方法等に係る競争性の確保、費用対効果等の観点から分析・評価を受けている。</p> <p>広島県警察情報システムの契約における競争性・透明性・コスト縮減、費用対効果については、今後とも情報システム総括監と連携をとりながら検証を行い、情報システムの最適化を推進することとしている。</p>

（監査年月日：平成18年6月30日）

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>信号機の新設等に係る工事請負契約に当たっては、分離発注方式による発注の試行的実施や発注規模の大型化に努めているところであるが、より経済的、効率的な執行を図るため、たとえば、耐用年数を経過した信号機の改修工事については、工事発注区域ごとに発注時期を定め、可能な限り工事をまとめて発注するなど、契約方法の見直しを検討する必要がある。</p> <p>また、事務の効率化等を図るため、土木部等において実施されている電子入札の導入に向けた検討を進めていただきたい。</p>	<p>これまでも、信号機の改修や新設等は計画的に執行できる工事については、計画的に執行しているところである。今後も引き続き計画的な執行と発注規模の大型化に努めて参りたい。</p> <p>また、電子入札の導入については、インフラ整備、費用対効果等を総合的に検討しながら、関係部局と調整のうえ、適切な時期に導入することとしたい。</p>

<p>指名競争入札の業者選定に当たっては、工事の特殊性から、警察本部において入札参加希望者の募集を行い、応募者の施工能力などを確認した上で、業者選定のための候補者を定め、その中から選定を行っているが、候補者は22者（平成17年度末現在）であること、業者選定に当たっては県内企業を優先していることなどから、指名業者は固定化する傾向にある。</p> <p>警察庁の通知においても、指名競争入札の実施については、他都道府県の業者、交通安全施設等以外の分野において実績を有する業者等を含め、幅広く新規参入を促すよう求めていることから、入札参加希望者の募集に当たっては、指名競争入札の業者選定の候補者となるための基準を明確にし、公表することにより、新規業者の参入を促進し、競争性の向上を図る必要がある。</p>	<p>これまでも、新規参入業者の受付は即時行っているところである。今年3月からは、新規参入申込み時に提出する書類を県警ホームページから入手できるように改良し、業者の新規参入を容易にしたところである。交通安全施設工事全体では、昨年から今年にかけて6社が新規参入をしてきており、今後も引き続き新規参入業者を獲得し、競争性の向上に努めて参りたい。</p>
<p>信号機の新設等に係る工事のコスト縮減に当たっては、コスト縮減を推進するための検討・点検などを組織的に行う体制を整備するとともに、工事の特徴や実情に応じた取組を実施する必要がある。</p>	<p>警察本部においても、より一層組織的にコスト縮減を推進するため、「広島県公共工事コスト縮減推進本部」の本部員を交通部長から総務部長に、幹事を交通規制課長から施設課長に、それぞれ交替するとともに、「広島県警察工事コスト縮減推進本部設置要綱」を新たに制定・今年1月から施行し、警察本部としてコスト縮減を推進するための検討・点検などを組織的に把握する体制を整備した。</p>